

穴持命御子阿遲須伎高日子命御鄉髮八握于生晝夜哭坐之辭不進祖神御子乘船而
 率巡八十島宇良加志給輶猶不止哭之云々などあるにて大已貴命の子なる事は
 知るべし古事記天若日子が死せたる時の事を此時阿遲志貴高日子根神到而吊天
 若日子之喪時自天降到天若日子之父亦其妻皆哭云我子者不死有邪理我君者不死
 坐邪理云取懸手足而哭悲也其過所以者此二柱神之容姿甚能相似故是以過也
 於是阿遲志貴高日子根神大怒曰我者愛友故吊來耳何吾比穢死人云而
 拔所御佩之十掬劍切伏其喪屋以足蹶離遣此者在美濃國藍見河之河上喪山之者也
 其持所切大刀名謂大暈亦名謂神度劍故阿治志貴高日子根神者忿而飛去之時其
 伊呂妹高比賣命思顯其御名故歌曰阿米那流夜濛登多那婆多能宇那賀世流多麻能
 美須麻流美須麻流阿那陀麻波夜美多通布多和多良須阿治志貴多迦比古泥能迦
 微會也此歌者夷振也とみえこの神を迦毛大御神と云る事は出雲國造が神賀詞に
 大穴持命云々已命和魂乎云々已命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎葛木乃鴨
 能神奈備爾坐事代主命能御魂乎云々坐天皇孫命能近守神登貢置天云々とみえ式
 に大和國葛上郡高鴨阿治須岐託彥根命神社四座地名神大月とある是なり同郡に
 鴨都波八重事代主命神社又鴨山口神社なども有て迦毛と云は此のたりの大名に
 てこの御社の地は高き故に彼事代主神社と分む爲に高鴨とは云なるべし此神社味

高鴨山と云もあり出雲風土記に意宇郡賀茂神戶所造天下大神命之御子阿遲
 須積高日子命坐葛城加茂社此神之神戶故云鴨三代實錄に貞觀元年從二位勳八等
 鴨阿治須岐宅比古尼神正三位高鴨神並に從一位を授奉り給ふとあり此文疑はし
 〇本文味鈕高日子根尊の下にさし次て曆録曰雄略天皇四年庚子春二月天皇獵于
 葛城山忽有長人而形似天皇天皇知是神人故問何處公對曰現人神願稱皇諱答勅朕
 是稚武尊長人曰僕是一言主神也遂與盤干遊田言辭恭怡有若逢仙日斜田罷神送天
 皇至來目川群臣各脫衣服而獻神拍手而受之凌空而還一說懸一柏末而受之是時咸
 知有德天皇矣或說云時神與天皇相競有不遜之言天皇大暈奉移土左神隨而降神身
 已隱以祝代之初至賀茂之地後遷于此社而高野天皇寶字八年從五位上高賀茂朝臣
 田守等奏而奉迎鎮於葛城山東下高宮岡上其和魂猶留彼國于今祭祀而云々國記曰
 雄略天皇即位二年戊戌奉移鄉者誤也多氏古事記曰天皇一時獵葛城山向堆之上
 有
 如天皇儀者彼此國同容天皇大異遣使問曰大倭之國豈有如朕之人爾是誰何與朕同
 儀耶大神所答之辭與天皇同天皇懷曠更問然則稱名大神答云先問吾者汝也汝宜先
 稱之天皇勅答朕是大倭根子稚武天皇也大神答曰吾是吉事一言凶事一言言放之葛
 木一言主神也天皇大驚下馬而拜百官維拜大神答拜又如天皇而射狩山獸言語相通
 者蓋疑此時有不恭之言乎論者曰夫神祇者陰陽不測與寂寥虛無利用出入民咸用之

者也。雖懷自然之聰明、慈自然之猛烈、而不得勝於天皇之威、而隱心質幽冥之境、降魂邊鄙之邦、是所謂剛而柔弱、以蒙養正、妙萬物而爲言、不可以形語者也。而今女巫計利假威、宣詠頑俗、迷溺流弊、不止非銷禍招福、更調氣和物之本意者也。今正月十五日立例、百姓相聚、行射禮於社下、五月下旬、申南畝功竟之事、八月、上旬、貢封戶調物、國司必向、自古成蹤とある、これまで皆風土記の文なり、と記傳にあれど、釋紀十五卷に引るには、味鋤高日子根尊とまでを擧て、曆錄以下の文なければ、必ず風土記の文とも定めがたきにや、さて記傳に、そもく、此風土記の説は、高賀茂神と一言主神とを一に混へたる物にして非也、かの土左國に遷され坐しは、高賀茂神にこそあれ、一言主神には非す、一言主神と高鴨神とは、本より別なり、然るに右に引る續紀の葛城山の事と、此記古事記書紀に見えたる、一言主神の現れ給ひし故事と共に、雄略天皇の御世にして、處も同じく、事のさまも似るゆゑに、一に混れて土佐の高鴨をも一言主と申し傳しなるべし、と云り、かゝれば土左高賀茂神社は、高鴨味鋤高日子根命にして、上に引る文にあるが如く、其高鴨神の和魂を留祀れる御社なること明けし、土左人鹿持雅澄云、古事記に大國主神娶坐胸形與津宮神多紀理毘賣命生子阿遲鉏高日子根神とあり、即吾川郡猪野村に坐杉本大明神は、大國主神也、この大神の事土左風土記にもみえて、往古より齋祀れる神社なること知られたり、又同郡に長濱に坐總藏社は、宗

像與津宮に坐多紀理毘賣命を遷し祭れるなり、宗像を字音に惣藏と誤れるものなり、かく御父神御母神を各隣にして、まかも一宮より然はかり遠からぬ地に祭られしにつきても、一宮は阿遲鉏高日子根尊にまします一證とすべし、鈴鹿連胤云、雄略天皇四年葛城山射獵の時に顯れまし、は一言主神なれど、此時不恭の事はみえず、高彦根神は天稚彦の死し時、吊喪として昇天せしに、天稚彦の親屬妻子の且喜且慟しを忿りて、斬仆喪屋つる神なれば、短慮不恭の事思ひやられたり、と云る如くなるを、風土記の頃はやく混れて、都佐坐神社を一言主尊とせるなるべし、姓氏錄に賀茂朝臣、大神朝臣同祖、大國主神之後也、大田田根子命孫大賀茂都美命、一名大賀茂足尼奉齋賀茂神社也、大三輪鎮座次第記に、瑞籬宮御宇天皇御世、大田田根子命孫大賀茂祇命、承勅立社於葛城邑賀茂地、奉齋事代主命、仍賜賀茂君氏、とあれば、この賀茂朝臣は事代主命の後として、其社に仕へ奉りしなれども、味鋤高彦根神も、八重事代主神も、共に大已貴神の宗像神に娶ては、高津姫一、生る御子に坐せば、其出自は同じものから、其賀茂氏より分れて、高鴨の神に仕奉れる族もありしとみゆ、續紀に、神護景雲二年十一月戊子、土左國土左郡人神依田公名代等一人、賜姓賀茂、また三年五月庚辰、大和國葛上郡人正六位上賀茂朝臣清濱、賜姓高賀茂朝臣、とある清濱は、大和の高鴨神に名代等は土左の高鴨神に仕奉れる氏人にて、天平寶字二年三月壬午、伊豫國神野郡人

少初位上賀茂直馬立等賜賀茂伊豫朝臣姓神護景雲二年四月辛丑伊豫國神野郡人賀茂直人主等四人賜姓伊豫賀茂朝臣とあるは高鴨神の土左に移り給ふ時に從奉れる賀茂氏の其隣國なる伊豫に住つきて伊豫賀茂と氏に負るものなるべし文武紀三年五月丁丑に役君小角が事みえ日本靈異記に役優婆塞者賀茂役公氏今高賀茂朝臣者也とあるも同氏なり

朝倉神社

土佐國風土記曰土佐郡有朝倉郷郷中有社神名天津羽羽

神天石帆別命今天石門別神子也釋日本紀卷十

朝倉郷和名抄に土左郡朝倉郷とみえ今も朝倉村と云あり土左幽考に在鴨部郷之西とある是なり○郷中有社神名天津羽羽神は釋日本紀に先師案云天津羽羽神者朝倉神社是也云々とみえ神名式に土左郡朝倉神社とあり祭神は天羽羽神に坐り神社今も朝倉村にあり○天石帆別命今天石門別神子也この天石門別神は古事記皇孫御天に於是副賜其遠岐斯八尺勾璣鏡及草那藝劍亦常世思金神手力男神天石門別神而詔者云々次天石戸別神亦名謂櫛石窓神亦名謂豐石窓神此神者御門之神也云々

古語拾遺に令天手力雄神引啓其扉遷坐新殿則天兒屋命太玉命以日御綱廻懸其殿令大宮賣神侍於御前令豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門是並太玉命之子也また神武天皇の段に櫛磐間戸神豐磐間戸神已上今御門所奉齋也祈年祭祝詞に櫛磐間戸命豐磐間戸命などみえて御門の左右に分れ坐て御門を守衛給ふ神なり姓氏錄に多米連神魂命兒天石都倭居命之後也とあるは此神が神名帳に丹波國多紀郡櫛石窓神社二座並名又大和國高市郡天津石門別神社攝津國島下郡天石門別神社近江國伊香郡天石門別神社陸奥國白川郡伊波止和氣神社美作國英多郡天石門別神社備前國御野郡石門別神社三代實錄貞觀五年に安藝國天磐門別神同書七年に太政大臣東京第天石戸開神などあるは大かた同神なるべけれど此なる風土記の天石門別神はもしくは別神にて神名式土左國吾川郡天石門別安國玉主天神社とある神なるべし然らば此玉主天神は即天石帆別命にて天兒屋根命の外祖神と聞ゆ其證は尊卑分脈圖にのする本系帳に天兒屋命父神興登魂命娶玉主命女許登能麻遲媛命所生也とあるが如く玉主命は玉主天神と云ふに同じきを天石屋門に功業おはせる事などによりて天石帆別命とも稱しまた天石門別安國と尊稱を加へしものなるべし若し然らずとせば土左國にて舊る風土記に天石帆別命今石門別神也と云ふべき由なきにあらざるや故此今の字を玩ぶに譬へば此國に在て朝倉神社に祭らるゝ所

の天津羽羽神と申すは、天石帆別命にて、今現に世人の知り居る吾川郡に天石門別神とも、また天石門別安國玉主神とも稱へ奉る神の御子ぞと云ふが如くに聞なざるれば也、また天石門別と云ふを、尊稱に加へ云る例は、式に山城國葛野郡天津石門別稚姫神社、名神大月次、新嘗、阿波國名方郡天石門別八倉比賣神社、大月次、新嘗、などあり、

古風土記逸文考證卷六終

古風土記逸文考證卷七

常陸 栗田 寛著

〇筑前

資河嶋

筑前國風土記曰、糟屋郡資河嶋、昔時氣長足姫尊幸於新羅之時、御船夜時來泊此嶋、有陪從名云大濱、小濱者、便勅小濱遣此島覓火得早來、大濱問云、近有家耶、小濱答云、此嶋與打昇濱近相連接、殆可謂同地、因曰、近嶋、今訛謂之資河島、本紀

六卷

糟屋郡資河島は、和名抄に筑前國糟屋郡也、加須志阿郷とある是也、阿は河また珂の誤なるべし、神功紀に磯鹿海人萬葉三に、然之海人、同四に鹿乃濱萬葉十六に糟屋郡志

賀村とある所にて、神名式に糟屋郡志加海神社三座地名を景行紀には、志我神とみえ、祭神は古事記御身滌段に、底津綿津見神、中津綿津見神、上津綿津見神、此三柱綿津見神者、阿曇連等之祖神、以伊都久神也、故阿曇連等者、其綿津見神之子、字都志日、金拆命之子孫也、とあり、筑前續風土記に、此社の事を、那太濱よりつゞきて、粕屋郡に屬すべき處なるに、いつの頃より那珂郡に屬せしにやいふかし、此三神は三所に跡をたれ給ふ、底津少童命は、則今の志賀の本社也、中津少童神は、志賀島の西勝馬と云所の小高き山ありて、中津明神と云社あり、是なり、表津少童神は、中津明神の社より北一町半許に勝馬明神の社あり、是なり、萬葉集に千早ふる、金の御崎を、けふゆけと、吾はわすれず、志加の皇神など詠て、古へは海を渡る時は、殊に祈禱せし由なれば、神功皇后こたび絶海を超て、外國を征け給ふ御舟出の時なれば、此地に幸して殊に海路の幸を請奉りしなるべし、細川藤孝の紀行に、志賀の島につきて宮司の坊に宿りて、縁起など見るに、浪あらしき鹽干の松のかつらがた、島よりつゞく海の中道、當社の神詠のよし、社僧の申しける、又香椎神詠には、山よりつゞくと一句かはりてあり、立出て見るに、砂の遠さ三里許も海の中を分て嶋に續き侍り、取分て細き所は十間許、廣き所十四五間もあり、と見えたり、當社は安曇磯良とて、神功皇后の異國退治の時、龍宮より出て兵船の花取にて、海上のまるべせし神とまばく打詠めて、名にしおふ龍

の都のあと、めて、波を分行く海の中道、ともみえたり、〇御船夜時來泊此島、皇后の此國に幸しける事は下に引る風土記にもみえ、書紀神功卷にもみえたるが如し、其は下に引て云、夜時はヨルと訓べし、〇有陪從名云、大濱小濱者は、ミトモツカヘマツル、大濱小濱ト云二人アリケリと訓べし、この大濱小濱は兄弟にやあらん、〇資河島は打昇濱に連接きて、同地とも云はかりの處なる故に、島を近島と云りしを詠りて資河と云る由なり、

怡土郡

筑前國風土記曰、怡土郡、昔者穴戸豐浦宮御宇、足仲彦天皇、將討球磨噲、幸筑紫之時、怡土縣主等祖五十迹手、聞天皇幸、拔取五百枝賢木、立于船舳、上枝挂八坂瓊、中枝挂白銅鏡、下枝挂十握劍、參迎穴門、引島獻之、天皇勅問阿誰人、五十迹手奏曰、高麗國意呂山、自天降來、日梓之苗裔、五十迹手是也、天皇於斯譽五十迹手、曰、恪手、謂伊蘇志五十迹手之本土、可謂

恪勤國、今謂怡土郡訛也

紀日本卷十

怡土郡は和命抄に筑前國怡土郡とみえたる是にて古事記に伊斗村仲哀卷に伊
觀た逸都縣など書れたり○穴戸豐浦宮御宇足仲彥天皇は仲哀紀二年三月癸丑
朔丁卯天皇巡狩南國云々至紀伊國而居于德勒津宮當是時熊襲叛之不朝貢天皇於
是將討熊襲國則自德勒津發之浮海而幸穴戸云々九月興宮室于穴門而居之是謂穴
門豐浦宮とあり○將討球磨曾啖幸筑紫之時この球磨曾啖は古事記國生段に熊會
國謂建日別とみえ記傳に熊會國は會國なり會と云はもと書紀神代卷に日向襲と
ある地にして和名抄に大隅國曾啖郡ある是なり啖は蝦の韻を添て二字に書るな
り木國を紀伊と書に同じ此例な
りほあまたあり民部式に凡諸國部内郡里等名並用二字必取諸名とある如く其國
り以前にも此制なりしなるべし筑前肥後など風土記にも球磨曾啖とあり國
名となりてありしこと書紀景行卷に十二年十二月議討熊襲於是天皇詔群卿曰朕
聞之襲國有厚鹿文述鹿文者是兩人熊襲之渠帥者也衆類甚多是謂熊襲八十梟帥其
鋒不可當焉云々又十三年五月悉平襲國などあり是を以て襲國即熊會なることを
も知べし彼梟帥どものいと建かりし故に熊會とは云なり熊鰐熊鷲熊鷹なども皆
猛きを云稱なりさて會と云名義は古語拾遺に天鈿女命古語天乃於須女其神強悍
猛固故以爲名今俗強女謂之於須志此緣也とみえ源氏物語帶木卷にかくおそまし
くはいみしき契深くとも絶て又見じと見え俗語にもおぞきおそろしなど云され

ば會は此於會の約りたるにて是も猛き意なるべしさて筑紫島を四として其一つを
熊會國と云るは後の日向の南方半國ばかりより大隅薩摩の地までをすべて云し
上代の大名なりかの景行紀に襲國とあるもこれなり但し續紀に和銅六年四月乙
未割日向國肝坏贈於大隅始羅四郡始置大隅國と見え又書紀に日向襲とあれば大
隅國の地は古は日向國內にて會と云も日向の内なるに別に熊會を一國とせるは
如何と思ふ人も有べけれど其はなほ精しからず其故は日向と云名は上に引る如
く景行天皇の十七年に始まりてそのときはなほ肥國の内の地名にこそ有けり一
國の大名とも聞えず襲國と云熊襲と云る名は同天皇の十二年に既に見えたれば
上代よりの名にして今の日向の南半より大隅國薩摩國までをかけたる大名なり
しをやゝ後に至て其大名は廢て隣國の日向と云名ぞ其あたりまでの大名にはな
れりける故本の會國てふ名はわづかに残りてそれも日向の中に入れて後に一郡の
名になりてありしを和銅六年にそのあたりの四郡を割て一國と建られしなれば
大隅國も本は熊會國內なりしが中ごろ日向の内には入てありしなりさて薩摩は
もとは隼人國と云りされど此には其國を別に擧ざれば是も上代には熊會の中に
こもりやゝ後には日向の内に入れりしなり續紀大寶二年の所に筑紫七國とある
も日向に大隅薩摩はこもれる故也又書紀に瓊々杵尊の御陵を日向可愛之山陵と

ある、此可愛は、和名抄に薩摩國額姪郷あり此なり、されば是又古は薩摩までをかけた日向と云し證なればなり、日向てふ名の無しし以前は熊曾國と云ぞ薩摩までかけたる大名なりしこと知べしといへるが如し、〇怡土縣主等祖五十跡手聞天皇幸拔取五百枝賢木、立于船舳、上枝挂八尺瓊、中枝挂白銅鏡、下枝挂十握劍、參迎穴門引島獻之は、仲哀紀に八年春正月己卯朔壬午、幸筑紫云々、筑紫伊視縣主祖五十跡手、聞天皇之行幸、拔取五百枝賢木、立于船之舳、上枝挂八尺瓊、中枝挂白銅鏡、下枝挂十握劍、參迎于穴門、引島而獻之、とあるに全く同じ、さて件の文のつゞきに、因以奏言、臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲妙御宇、且如白銅鏡以分明、看行山川海原、乃提是十握劍、平天下矣、と云文あり、又同紀に、岡縣主祖熊鰐聞、天皇之車駕、豫拔取五百枝賢木、以立九尋船之舳、而上枝挂白銅鏡、中枝挂十握劍、下枝挂八尺瓊、參迎于周防沙摩之浦、而獻魚鹽地、因以奏言、自穴門至向津野、大濟爲東門、以名籠屋、大濟爲西門、限沒利島阿閉、島爲御宮、割柴島爲御廩、此云以逆見、海爲魚鹽地、私記の本書に脱たるを補ふもみえたり、こは古事記天石窟戸の段に、天香山之五百津、眞賢木矣、根許士爾許士而於上枝取着八尺勾瓊之五百津之御須麻流之玉、於中枝取繫八尺鏡、於下枝取垂白丹寸手青丹寸手、とある故事を擬ひしものなるべし、其は神世の時に、天照大御神の石窟に隠り坐る事を、高天原皆暗、葦原中國悉闇、云々、萬妖悉發とある如くなりければ、

八百萬神も甚く愛ひて、種々に計りごちて、眞賢木に勾瓊鏡十握劍をかけ、又祈禱白し歌舞しつゝ、大御神の御意を和め奉りけるに、大御神やがて石戸をしまし給ひけるが、高天原も葦原中國も自ら照明りて、八百萬神等の面みな白かりければ、甚く歡喜さして、穴面白、あなさやげ、なと歌ひたる事の珍たき例なるによりて、其儀式をまねび、殊に八尺勾瓊、八咫鏡、十握劍の三種は、皇家のいとも貴き神寶にして、天津日嗣の御まゐるしにさへあれば、そを稱贊て、八尺瓊の勾玉の美妙なるが如くに、天下を治めし、白銅鏡の分明けきが如くに、山川海原をも看そなはし、十握劍を提もちて、天下の荒賊を平げ給へと祝奉れるものとみえたり、怡土縣主五十跡手も岡縣主熊鰐も、鏡玉劍の三種を五百枝賢木に懸けて迎奉れるは、神代の故實に始りて、總て赤心を顯し、誠款の至を白す表物として、當時諸臣の天皇の行幸を迎奉る禮儀にて有ける事著し、引島は源俊賴の歌に、ひく島のあみのうけ網浪間よりかふてふさすとゆふして、かく、また立浪の引島にすむ海人だにも、またたひらかに有りけるものを、道ゆき振にまことや此引島と穴戸の江の早瀬の渡の間、實に引分れて侍るならば、島の長さとも早瀬の渡の廣さは同程ぞ侍らむ、おぼつかなしとて何時の代にて侍りけるやらむ、國司出て引島の長さを細えて取りて、速瀬の渡りに押あてかひて侍りければ、塵ばかりも寸法違はず侍りけるとなむ、此事は此皇后宮の宮司として老て侍

りけるが語り侍るなり、とある引鳥これなり、〇天皇勅問阿誰人は、スメラミコトタ
 レシノ人ゾヤト問ヒ玉フニと訓べし、五十跡手奏、曰高麗國、意呂山自天降來日杵之
 苗裔五十跡手是也、この奏日はマヲシケラクと訓べく、五十跡手是也は、イトテ是ナ
 リトマヲシキと訓べし、高麗國は新羅國の誤りなるべし、意呂山は朝鮮征伐記にみ
 えたるウル山にて、蔚山是なるべし、自天降來日杵之苗裔とある自天降來は、天日杵
 命と云るより天降り坐る神の如くに尊み云るものなれど誤れり、この日杵は高麗
 人にはあらざる事、古事記に新羅國王子謂天之日矛、また古語拾遺に新羅王子海
 檜槍とあるにても知らるゝを、なほ播磨風土記宇頭河の條に云るを合せ考へて辨
 ふべし、五十迹手が奏言に、日杵之苗裔とあれば、書紀古事記にはみえざれど、正しき
 説なるべし、〇天皇於斯魯五十跡手曰、格乎、伊蘇志は此にもあるが如く、格また
 勤また功字などの義と聞ゆ、文德實錄に、檜原東人天平勝寶元年爲駿河守、于時土出
 黃金、東人採納之、帝美其功曰、勤哉、臣也、遂取勤臣之義、賜姓伊蘇志、臣とあるにて明ら
 かなり、本文にては、唯三種の物を五百枝賢木に着て参迎奉れる事を譽め給へるが
 如く聞ゆれど、これは書紀にみえたる瓊鏡劍を、その一つに稱へ奉れる言の、暗に
 に熊襲の事情を看し、明らか給ひて、兵を以て伐滅し給へと云る心を含めたるを、深
 く喜びまして、格乎と詔給へるなり、風土記にも其詞ありつゝもし唯賢木に三種の神

寶を着て奉れるのみの事ならんには、岡縣主熊罥をも同じく譽め給ふべきに、然ら
 ずして五十迹手のみを譽給へるにて知るべし、〇五十跡手之本土可謂格勤國今謂
 怡土郡訛也、は書紀にも天皇即美五十迹手、曰伊蘇志、故時人號五十迹手之本土、曰伊
 蘇國、今謂伊靚者訛也、とあり、これを記傳に右二書共に此地名伊蘇國なるを伊斗と云
 は訛れるなりとあれど、今思ふにかの五十迹手と云名も、此地名に因れる如く聞え、
 又からぶみ魏志の皇國傳に伊都國と云るも正しく此地のこと、聞ゆるを、彼は此
 大后の御世のころのさまを傳、聞て記せる趣なるに、既に伊都とあるは訛には非る
 かと云るが如く、此地名の漢籍にみえたるは、後漢書東夷列傳に光武中元二年、倭奴
 國奉貢朝賀使人、自稱大夫、倭國之極南界也、光武賜以印綬、また北史倭國傳に倭國云々、
 計從帶方帶方郡至倭國、循海水行、歷朝鮮國、乍南乍東七千餘里、始度一海、又南千餘里、
 度一海、闕千餘里、名瀚海、至一支國、又度一海、千餘里、名末盧國、又東南陸行五百里、至伊
 都國、などは是なり、さて件の中元二年は、本朝垂仁天皇の八十六年に當れば、仲哀天皇
 よりこの八年御世百四十一年以前にて、いまだ當時我皇國人の大夫などは稱ふまじし、事
 論らふまでもなければ、これは其使人の其主をさして、君とか縣主とか名告げんを、彼
 土にて翻譯して大夫とは稱しなるべし、但此時入朝せしは、恐くは伊都縣主の通じ
 たりし使譯なるべし、垂仁紀の一云の説に、御間城天皇の御世、都怒我阿羅斯等が穴

門に到りし時の事を、時其國有人名伊都都比古、謂臣阿羅斯等曰、吾即是國王也、除吾無二王ともみえたれば、崇神天皇の時、既に伊都の地名はありしなり、さて伊都を伊覩とも、倭奴とも、怡土とも書て共に通音の如くにも思はるれど、伊は阿行のイ、倭は和行のキ、怡は也、行のレの假字にて、少し異なる所あれど、筑前國怡土郡なる事は一定なり、黒河春村が考に、まづ此説の粗見えたるは、好古日録卷上に、幹按に、説文曰、倭从人、委聲於爲切、委从女、从禾、於爲切、玉篇始、倭、平聲、委去聲、なれ共、古昔倭委通じ用ゆ、又下卷に云、倭國日本紀云、天平九年十二月、改爲大倭國、爲大倭國、十九年三月、改爲日本國、天平九年、改爲大倭國、按に法隆寺所藏法華經義疏、所下大倭國に作る、醜彌地藏院傳る、委奴國は、後漢書倭傳所謂倭奴國なる事知べし、○後漢書の文は既、倭國は此國の總名、倭奴國は極南界にある國也、俗に倭奴國なる此に載たれば、畧きぬ、倭國は此國の總名、倭奴國は極南界にある國也、俗に倭奴國なる此なり、然れば、倭奴國は、魏志倭傳、至末盧國、末盧國は日本紀以下の書、松浦に作る、肥前國松浦郡なり、東南陸行五百里、到伊覩國、と云者にして、此即筑前國怡土郡也、日本紀、仲哀紀に、筑前國伊覩縣主祖五十迹手あり、云々、日録とあるが如し、されど亦此文に、委奴、倭奴、伊覩、怡土通音也と記して、委倭は和行のキ、伊は阿行のイ、怡は也、行のレの假字なる事のけぢめなき説なれば、かくてはいかでか、諸はるべき、抑倭字の普通の音は於爲切キ、烏禾切リにて、和行の音は云までもなけれど、此外に古音ありて、其音は阿行のイなり、そは何によりて云ぞとなれば、五經文字に、倭、一皮反、又於危反と見えたり、一皮反は阿行のイ、於

危反は和行のキなり、後漢書は此古音を取て、伊都を倭奴とも書りし也、此方、其字義に拘、さるを後には此古音廢れて、去る人稀になり行しより、既に新唐書卷百二十、東夷列傳百四十五の如きは、倭奴國、倭國之極南界也、とある先代の明文をも忘れて、日本古、倭奴也、中、後稍習夏音、要倭名更號日本など、あらぬ附會をも云出せしなり、唐書には日本國者倭國之別種也、いかに倭字を惡む所以あらん、説文に倭、順貞从人、委聲、詩曰、周道倭遲、於爲切、と有、愛すべき文字なるをや、かゝれば、倭奴は、伊都にして、倭國の倭には混ぶべからず、怡土郡なる事を了知すべし、怡は也、行の音なれば、事に、妨げあるにあらざ、と云り、又伴信友がから國を取め給ふべき根本の理を云へる説に、神代の時、須佐之男命、御子五十猛神を帥ゐて、韓の新羅國に天降り、まし、後皇國に歸り、渡り給ひ、韓國の島は金銀あり、皇美麻命の知食む國なるに、良き船木なくて、はよからとて、杉と樟とを成し給ひたるを、後の御世御世にもろく、の韓國より服従ひ參渡り來ぬべき因にして、天照大御神のいとも深き大御計なるべき、かくて須佐之男命は、御母の國へ往ひとて、根之堅洲國に適り給ひにき、其後の事は、鷓鴣草葺不合尊の子稻飯命、新羅國に渡給ひ、其國王と爲ましけるが、遂に御母の海神の國に適き給ひけり、又其後孝靈天皇の頃にや、新羅王子天之日矛參來て、但馬國に留りて、さらに妻を娶りて、多遲麻母呂須玖を生り、其六世孫に清日子、其子に酢

鹿之諸男あり、さて日矛が、後は、姓氏録に橘守、絲井連、三宅連などみえ、怡土縣主あり、又日矛が従人等近江國鏡谷の陶工となりたりければ、其らが後も多かるべし、さて崇神の御世、日矛が四世孫多遲麻毛理、その父清日子仕奉り、多遲麻毛理は常世國へ橘を取に遣されたりき、又彼の清日子多遲麻比多阿が女葛城高額比賣は、息長宿禰王の妻となり、此腹に神功皇后生れ坐り、また姓氏録吉田連の譜に、崇神天皇御代、任那國奏曰、臣國東北有三巴、汝地地方三百里、土地人民亦富饒、與新羅國相爭、彼此不能攝治、兵戈相尋、不聊生、臣請將軍治此地、即爲貴國之部也、云々、天皇令鹽乘津彥命遣奉勅而鎮守、彼俗稱宰爲吉、故謂其苗裔之姓爲吉氏、云々、とみえたり、こは十三年紀に異俗重譯來、海外既歸化、とある頃の事なる事疑なし、その後六十五年紀に任那國遣蘇那曷叱知令朝貢とあるは、彼宰を置れし後の事也、又垂仁紀二年の條に、一云云々とて、都怒我阿羅斯等が歸化せる事みゆ、蘇那曷叱知よりや、後れて來朝りたるなり、まがるに仲哀天皇八年筑紫へ熊襲を征伐に幸しける時、天照大御神功皇后に憑り給ひて、西方なる新羅國を言向給へと御誨ありけるを、いづれの神ぞ謾語し給へると申て、御誨を受給はざりしはいかなりし御慮にか、右に擧たる如く遠き神代より韓國の新羅の國ある事世に聞えたる上に、既に新羅任那の國歸化り、任那には宰をさへに置て治給ひ、此天皇熊襲征伐に幸しの時、筑前にて五十迹手が自ら日矛が

苗裔也と奏せる事もみえ、殊に皇后はかの新羅の日矛が四世孫なる多遲麻比多阿が女の腹に生れさせ給へるを、いかて新羅の事を知食さるべき、而るをかく詔へるは、海外の國に渡りて言向給はん事を、物々しくおぼして知らずかばに御答を爲させ給へるものなり、かくて皇后その神勅のまに、その新羅を言向給ふには、其韓國の有狀を知食し給ふはさらにて、もろこしの國のあるさまをさへに、大かたは公に知食されたるべし、なほ考るに日矛もと新羅國王が子なりければ、皇國に留住て後、己が本郷と使の往來したるが、なほ其後の族にも及びたるべく、又それがおやの郷の地理よろづの事どもを聞傳へ、又その方言をも知り、又文字をも習傳たるべければ、此言向には必日矛が後の五十迹手をはじめ、その族を撰び給ひ、又日矛が従人の裔の族をも勝り、軍士にそへて、率て渡り給ひ、よろづの事の通事として、彼國の文書をも讀せ給ひたるなるべし、紀に新羅王が降服事を記されて、遂入其國中、封重寶府庫、收圖籍文書、云々と説されたるをも思ひ合すべし、さて皇國に漢國の文字の傳はりたる發は、上に云る如く、孝靈天皇の御世の比なるべし、新羅國王王子天日矛歸化れるが、日矛かならず文字を知たるべく、韓國にて既に此頃漢の文又其後人どもの中にも知たるが有しなるべし、又其後人どもの中にも知りたるが有べく、其子孫も漸に蕃たりければ、世々に其を習ひ居たりしなるべし、又崇神天皇の御世、鎮守を

も置たれば、自ら其文字をも知るべく、殊に其通事たるものは、必字をも知らずではあるべからず、其後皇國よりも、彼國よりも、度々往來たれば、彼國よりも傳りたるもあ
 るべし、さて唐國へ渡りたる事の證は、彼國籍にて知られたり、まづ前漢書地理に樂
 浪海中、有倭人、分爲百餘國、以歲時來獻見云々、といへり、そは皇朝にしては知しめ
 さぬ事なるを、彼日矛が裔などの韓國より傳ひて行たるものなるべし、前漢の世の
 半より末つかたとする時は、凡垂仁の御世に當れり、後漢書には倭在韓東南大海中、
 云々、凡百餘國、自武帝滅朝鮮、使譯通於漢者三十許國、皆稱王、世々傳統、其大倭王、居
 邪馬臺國、云々と云り、彼武帝が滅朝鮮と云るは、彼が元封三年の事にて、實は朝鮮を
 從ひたりしを、かく世を恐れて、かれがおもむけに、紀の年立に據て考るに、開化天皇
 の御世の五十年にあたり、此後より使譯通於漢と云へるは、かの崇神の御世、任那
 に鎮守を置れたるとき、彼日矛が裔をも遣はし給ひたりけるが、鎮守の宰の心とし
 て、もろこしの有さまを規はしめたる事のありけむが、因にて、後々もわたくしにも
 のまたるを、然は記せるものなるべし、天明四年筑前國那賀郡志賀島の石窟中より、
 漢委奴國王と銘たる黄金の印を掘出したるを、國人青柳種麻呂が考に、此印は後漢
 書東夷傳に、建武中元二年、倭奴國奉貢朝賀、使人自稱大夫、倭國極南界也、光武賜以印
 綬、とみえたる時の印なり、倭奴國は筑前の怡土をいへる也、そは日矛が後の怡土縣

主なるが在りて、私に漢に通ぜし時、受來れる印なるべし、と説へり、こはまことに當
 れる説なり、今此考に據りてなほ考るに、彼光武が世に倭奴國奉貢云々といへる建
 武中元二年は、垂仁天皇の御世の八十六年に當れり、紀に同御世の九十年に、日矛が
 玄孫田道間守を常世國に遣はして、非時香菓後にいを求め給へる事を載られた
 り、其時の事を然記せるものなるべし、但書紀に載られたる年立にては、四年後なれ
 ど、此と彼との間いづれかさばかりの差はあるべきなり、さて當時もろこしの國あ
 る事は、いまだよくも知食さりけるを、田道間守が奏せるによりて、彼國に非時の香
 菓ある事を聞して、それ求に遣し給ひたるなり、さて其はいと遠遠き國號も詳なら
 ざりしから、そのかみ常世國と云へるを、其言のまゝに語傳へたるものなり、かくて
 田道間守は筑前の怡土の縣主なりけるか、韓國より傳ひて、其國人を導として、もろ
 こしに到り、自ら怡土國の主なりといひて、橋を得むとて、よきまゝにこしらひて云
 る事のありけむを、なほ皇國の事何くれと聞き、などして、めて歎びて、彼國の例と
 して、そを奉貢といひほこりて、かの漢委奴國王の印綬をも與へたるを、田道間守其
 意を得ず、橋をはじめ、何くれと與へたりけむ器など、等しなみの物と思ひて受た
 るか、又さるものとは知りつゝも、勅命かゝふりたる橋を得まほしき一道の忠心を
 專とはして、姑、かれが意に乖かずして受て歸りたるにてもあるべし、さて其子孫に

至りて又田道間守が因縁によりて私にもろこしへ渡り或は使を遣りなどして希物を得たりけん又それにならひて西偏の長たちたるものも通交したるもありしなるべし察ふにかの漢委奴國王の印は五十迹手の世まで持傳へたりけるを仲哀天皇の筑紫へ熊襲征に幸し給へる時五十迹手既に熊襲に類て在けるが〇寛云熊在ける事彼稱賛詞をもてみず却て朝家に忠誠御稜威を恐み御船を飾りて獻りなどして御慮をとりて迎へ奉りける時世々にわたくしに漢國より得たりつる珍器とともに彼印も石窟に隠し置たりけるが餘物は腐はて金印のみ存りたるをたまたを掘出したるなるべし以上信友の脱は其要と云る此に要あれば因に書そへつるなり

兒饗石

筑前國風土記曰怡土郡兒饗野在郡此野之西有白石二顆一顆長一尺二寸太一尺重四十九斤曩者氣長足姬尊欲征伐新羅到於此村御身有妊忽當誕生登時取此二顆石挿於御腰祈曰朕欲定西堺來着此野所妊皇子若此神者凱旋之

後誕生其可遂定西堺還來即產也所謂譽田天皇是也時人號其石曰皇子產石今訛謂兒饗石釋日本紀

怡土郡は上に云り兒饗野はコフヌと訓べし萬葉五に筑前國怡土郡深江村子負原臨海丘上有二石大者長一尺二寸六分圍一尺八寸六分重十八斤五兩小者長一尺一寸圍一尺八寸重十六斤十兩並皆橢圓狀如鷄子其美好者不可勝論所謂徑尺璧是也或云此二石者肥前國彼郡平數之石當占而取之去深江驛家二十許里近在路頭公私往來莫不下馬跪拜古老相傳曰往者息長足日女命征討新羅國之時用茲兩石挿着御袖之中以為鎮懐實是矣所以行人敬拜此石乃作歌曰可既麻久波阿夜爾可斯故斯多良志比畔可尾能彌許等可良久爾遠武氣多比良宜豆彌許々呂遠斯豆迷多麻布等伊刀良斯豆伊波比多麻比斯麻多麻奈須布多都能伊斯乎世人爾斯畔斯多麻比豆余呂豆余爾伊比都具可彌等和多能會許意枳都布可延乃宇奈可美乃故布乃波良爾美豆豆可良意可志多麻比豆可武奈何良可武佐備伊麻須久志美多麻伊麻能遠都豆爾多布刀伎呂可備阿米都知能等母爾比佐斯久伊比都夏等許能久斯美多麻志可志家良斯母とあるは此石を詠りしなり記傳に怡土郡に今も深江村ありて肥前の唐津へ通ふ道の驛なり子負原は深江の西方にあり古夫と夫を濁りて唱ふ石は二ながら盗人のぬすみ持行

て今は無しと彼國人云り、久志美多麻とよめるは、石を稱て奇き御玉と云るなり、御魂にはあらずと云り、〇白石二顆、この石の白色なる事は、萬葉の歌にも、その序文にもみえたれど、下に引る芋淵野の條の文に、色白而便圓、如磨成とあるにて著く、又其寸尺は同文に一者片長一尺二寸、周一尺八寸、一者長一尺一寸、周一尺八寸、また上に引る萬葉集と小異にて大同なり、斤兩は大斤小斤にて異同あるものとみゆ、〇曇者氣長足姫尊云々御身有妊、忽當誕生、登時取此二顆石、挿於御腰は、神功紀に九年仲哀の九秋九月云々、爰ト吉日而臨發有日、于時也、適當皇后之開胎、皇后則取石挿腰而祈之、曰、事竟、還日產於此、土其石今在于伊都縣道邊、また古事記に、故其政未竟之間、其懷妊臨產、即爲鎮御腹、取石以纏御裳之腰而渡筑紫、國其御子者阿禮坐、故號其御子生地、謂宇美也、亦所纏其御裳之石者、在筑紫國之伊斗村也、とみえ、記傳に此石は長一尺餘もありけるを、御腰にはいかで着給ひけむと疑ふ人もあるべけれど、彼大后の御世より、奈良宮のころまでは、五百年まじも經つる時なれば、小かりしが然大になりけむこと、何か疑はむ、石も多くの年を経れば、漸に大になる事、今もつね然るをや、とあるが如し、〇祈曰、朕欲定西堺、この定字は印本になきを、伊澤本に據て補ひつ、來着此野、前には此村とあり、茲に此野とあるを、古事記に考ふるに、此村は伊斗村にて、野は其村の野なるべし、〇所姓皇子若此神者云々、古事記仲哀神代卷爾蘇懼而

坐アラサ殲宮更取國之大奴佐而種種求云々之罪類爲國之大賊而亦建内宿禰居於沙庭、請神之命於是教覺之狀、具如先日、凡此國者、坐汝命御腹之御子、所知國者也、爾建内宿禰白、恐我大神坐其神腹之御子、何子歟、答詔男子也、とある傳に、神御腹としも申せる故は、此大后は今神の著らせれば、其御身は即神の御身に坐ばなり、と云る如く、神の御身に坐す皇后の腹内なる皇子、若實に神におはし、まさは、凱旋の後に生れ給へと祈奉りけるに、即韓國を定めて還坐しける時、此に産れ給へるは、譽田天皇なる由なり、此事を源平盛衰記に、皇后懷胎月滿産月なり、纜を解給ふ時、御産の氣出きたり給ふ、皇后仰せに云、胎内の皇子、慥に聞召せ、妾本朝を守らむ爲、新羅の異賊を攻むとて、遙に海上に浮ぶ、もし今生れ給は、必水中の鱗となり給ふべし、君我國の主と成給ひ、百王の位に即せ給ふべくは、異賊を從へ、本朝に歸りて誕生し給へと、宣命し給ひければ、御産の氣留りて、異國へ渡り給ひし云々、とみえたり、〇時人號其石曰、皇子産石、今訛謂兒嬰石は、ミコウミイシと云るを、ミコウムイシと唱ひしが、ウムの反切より、フの音に轉じ訛りて、終にコフノ石と云るなるべし、

芋淵野

筑紫風土記曰、逸都縣子饜原、有石兩顆、一者片長一尺二寸、

周一尺八寸、一者長一尺一寸、周一尺八寸、色白而便圓如磨
 成俗傳云、息長足比賣命欲伐新羅國、閱軍之際、懷娠漸動、時
 取兩石、挿着裙腰、遂襲新羅凱旋之日、至芋湄野、太子誕生、有
 此因緣、曰芋湄野、風俗言詞耳者、俗間婦人忽然振動、裙腰挿
 石、厭令延時、蓋由此乎、釋日本紀 卷十一

逸都縣子饗原は、上文にみえたる怡土郡兒饗野同處なるべし、有石兩顆云々も上に
 云るが如し、息長足比賣命云々、以上すべて兒饗石の條に異なる事なし、〇芋湄野は
 子饗野に同じかるべし、然るを上には子饗野といひ、此には芋湄野と云るは、其土俗
 の傳によりて、少しく異なるものとみえたり、この譽田天皇の誕まし、時、湯坐の事
 に仕奉りしは、天津彦根命十四世孫なる建許呂命か、或は其子筑波使主なるべし、其
 は常陸風土記に、天津多祁許呂命、仕息長帶比賣天皇、之朝、當至品太天皇、之誕時、多祁
 許呂命有子八人、中男筑波使主、茨城郡湯坐連等之初祖也、とあるにてしか考へらる
 ればなり、猶常陸風土記多祈許呂命條に委しく云るを合せみて心得べし、貝原好古
 が説に、御産湯の水は、蚊田の東南竈門山なる益影井の清水を用ひられ、産湯を參ら

せし官女は、湯方殿として宇瀨宮の末社に祭らる、御産所の側に生茂れる楠あり、其下
 にて産湯をめさせ給ふ故、後人名づけて湯蓋森といふともみえたり、同人云、宇瀨宮
 は糟屋郡宇瀨村にあり、敏達天皇の御時これを建て、神功八幡大神を祭り、後世寶滿
 明神太祖天神住吉大神を祭て五座とす、古へは封戸神田多く、祠官とも七十餘人あ
 り、祠官の長は神武武内として二氏あり、年中の祭凡七十餘度ありとみえ、拾玉集にか
 けまくも、かしこけれども、宇瀨の宮、我頼む君に、まゐらばせ、夫木集に、正三位季
 經諸人を、はぐくむ願あればこそ、宇瀨の宮には跡をたれけめ、西行朝日さす香椎の
 杉に木綿かけて、くもらずてらせ世を宇美の宮、などあり、〇俗間婦人云々裙腰挿石
 厭令延時云々は、神功皇后の故事に因て、石を腰裙に、はさみて、臨産の時を延しむる
 厭言ありとみゆ、記傳に或人云、今も筑紫の俗に婦人の産むとする時、傍より力を
 つけむとは、未異國は治まらぬぞと云ことありと云り、とあるは、此遺風なるべし、
 長崎人長川新吾東が語りける言に、吾郷に神功皇后の小祠あり、婦女此に詣でて平
 産を祈るに、必ず驗あり、この社前に麗しき赤色を帯たる碁石の如き石あり、平産を
 祈る者、竊に此石を借りて、兒生みたる後、その石を倍して報賽する事なるが、そは兒
 饗原鎮懷石の因縁ある事なるべし、今我天皇の皇子ましまさざるは、長息かはしき
 事なれば、此社の石を採て皇后に奉らまはしと云りしは、明治六七年の頃なりき、或

人の書るものに、長崎夜話に長崎を去る事一里餘に、平宿と云地に、燧石を出す、色赤白玉作等これを琢きて、緒留とすと云り、鎮懐石の鎮り坐す地を深江村といふを、長崎も古へは深江村、また玉浦とも云へれば、かた／＼由あり、といへるを思ふに、この燧石もしくは神功皇后社前の石と同物にはあらざるか、よく考ふべし。

大三輪神

筑前國風土記曰、氣長足姫尊欲伐新羅、整理軍士發行之間、道中遁亡、占求其由、即有崇神、名曰大三輪神、所以樹此神社、遂平新羅、日本紀

これも神功皇后韓國御征の時の事なり、神功紀に仲哀天九年秋九月庚午朔己卯、令諸國集船舶、練兵甲、時、軍卒難集、皇后曰、必神心焉、則立大三輪社、以奉刀矛矣、軍衆自聚とあり、○整理の整を本書に惣とあるは誤寫なれば、伊澤本また萬葉緯によりて訂せり、遁亡の遁を神名帳頭注に、連とあるは逃字の誤りにてもあるべし、亡を本書に已と作り、今伊澤本また頭注によりて訂しつ、○大三輪神は、神名式に筑前國夜須郡於保奈牟智神社二座とみえ、新抄格勅符に、大神神六十三戸筑前とあるは、本社的事

なるべし、かゝれば神功皇后の御時より、尊崇ありて、大同の頃にも神封六十三戸ありしと見ゆれば、いと大壯なる神社なりしとみゆ、この神社今彌永村にあり、彌永甘木等十三村の産神にて、大神大明神といへり、伊豫人矢野玄道云、こゝに二座とあれば、和魂神と二柱ませるにや、この大名持神は、迺大國主大神にて、須佐男大神の御曾孫にまして、御祖神よりの大業を受嗣して、皇國を初め、萬國をも修固め給ひ、後遂に天皇祖神の大詔のまに／＼、天下の顯明政をば、我天皇の大御祖邇々藝命に讓奉り給ひ、御親らは幽冥の大君主と成坐て、出雲國なる杵築大社に、永久に隱鎮り給へる時に、已命の和魂神を、天皇の近き御守神と貢おき給へるが、神名帳なる大和國城上郡大神大物主神社、名神大、月次、相嘗、新嘗とある是なり、また御自ら天下を巡り造成せし時に、杖せりし廣矛をも朝廷に獻給ひしが、同帳の同國山邊郡大和坐大國魂神社の神體に坐て、これ大神の荒魂神にますなり、されば大和國に都敷せせるは、神代よりの幽契なる事論なく、この時に大刀矛を獻給へるも、さる由縁ある事なるべし、と云り、

奇襲宮

筑前國風土記云、到筑紫國、例先參謁于奇襲宮、奇襲、可紫比

智製宮古事記に、帶中日子、天皇坐穴門之豐浦宮、及筑紫、訶志比宮治天下也、とある。訶志比宮是にて、傳に和名抄に筑前國糟屋郡香椎カスヒ比加須郷此地なり、志カスヒ須ヒと云るは、後カスヒ推ヒと書き又書紀にも檀日カスヒと書紀神功卷に檀日浦ともあり、萬葉六に香椎瀉カスヒの歌カスヒ三あり、香椎廟今も香椎村にあり、書紀に八年春正月幸筑紫云々、入岡浦到懺縣、因以居檀日宮とあり、岡浦は筑前國遠賀郡の浦なり、懺縣は神功卷二離河、宣化紀に那津カスヒたり、那珂郡は即是也、但し長の賀は濁音、珂は清音なれば別也、かくて神功卷初に、九年春二月、足仲彥天皇崩於筑紫檀日宮とあり、抑此天皇書紀に依るに、二年二月越國紀、國と幸し、より倭國には還坐、遂に西國に崩坐ぬる故に、豐浦宮又訶志比宮に天下治すとは申せるなりとあり、此に智製を可紫比とあるによらば、和名抄に加須比とよめるは、誤りなる事を知るべし、さて仲哀天皇の鎮り坐る行宮を香椎宮と申せると、息長帶姫皇后をこの宮に祭りて、其神靈を香椎廟と稱へ奉ると、けぢめあり、風土記に所謂智製宮は、神功皇后の香椎廟宮をまをせしなり、この宮に祭る所の神を、拾芥抄に承保四年公卿宣を引て、仲哀天皇とも皇后とも、一定せざる由あれど、色葉字類抄に、香椎大明神、其御名大多良知比咩、また兵範記に香椎大多羅志姬宮などあるにて、皇后なる事明かなるを知るべし、〇到筑紫國例先參謁于智製宮とは、太宰帥以下の禮儀にて、庶人の事に

はあるべからず、よくせずはまがひぬべし、さるは諸神記諸社根元記に、太宰府例曰、二月帥已下、筑紫國郡司以上、奉拜借飯廟宮云々、於是再拜兩段帥奏曰帥不在、大少明神等大八島知志倭根子天皇大前仁太宰帥位名等、率司々人毛武恐美奏賜止波久奏訖再拜兩段、退更參入於大臣殿、再拜兩段退出、月日とあるを云るなり、此廟宮の事は、續紀に天平寶字三年八月、遣太宰帥船親王於香椎廟、奏應伐新羅之狀、同六年十一月、遣參議藤原朝臣巨勢麻呂、散位土師宿禰犬養、奉幣于香椎廟、以為征新羅調習軍旅也、續後紀に、天長十年夏四月、遣和氣朝臣眞綱、奉御劔幣帛於八幡大菩薩宮、及香椎廟、告祈即位也、とみえ、拾芥抄に、承和四年月日、香椎社燒亡、公卿宣云、伴社或稱神功皇后廟、或仲哀天皇廟、無一定、資綱云、仲哀天皇廟也、允亮抄有所見歟、云々、とあるによりて、本居宣長云、此廟は仲哀天皇なりとも申し、神功皇后なりとも申して、決らざる由なり、右の續記の趣に依るに、神功皇后なるべし、兵範記元寛云、嘉應にも、香椎大多羅志姬宮とあり、さて此をば神社とは申さずして、古書に廟とのみあること、他に例なきこととなり、又神名帳にも載らず、いかさまにも所以ある事なるべし、故思ふに、まづ漢國の意を以て云、ば、諸の神社は、みな廟とも云べき物なれども、然云る例なく、凡て皇國に廟と云ふことは無きに、此をのみ殊に廟と云は、神功皇后の征け給ひし後、三韓國ヒタふるに服從參來し御代に、彼國より此皇后の御靈を奉齋れる宮にやあらむ、と

れば皇國の凡ての神社の例に非ず、異國より奉齋れる宮なるが故に、其例を別むた
 めに、廟とは號け奉り賜へるにやあらむと云るが如くなるべし、本朝無題詩に、釋蓮
 禪か於香椎宮賦所見之事とある詩句中に、唐蘆岸古何春露、自注に古岸有蘆葦之裝
 邑、老語云、古人殖唐蘆之種、四時不枯也、とみえたるは、彼韓人の齋ひ奉れる社なる故
 に、唐葦をも殖奉れるにもやあらむ、諸神記諸社根元記ともに、或書曰、加襲宮、昔者足
 仲比古天皇之后息長足比咩命注式には命と作り及大臣武内宿泥命注式に泥を今在此行
 宮、謀伐新羅、從爾已來、便爲廟室注式に室を后宮在東、臣廟在西、と云り、之によりて考
 ふるに、皇后新羅を伐給はむとし給へる時、大臣武内宿禰と、この香椎の行宮に在て
 謀ごち給ひし宮室なる故に、其を廟室と云ひ、東の宮を皇后宮と申し、西を大臣の廟
 と云ひしが、さる貴き宮なればこそ、太宰府の例として、帥以下國に下り來ける時は、
 必ず第一に此宮を拜み仕奉るとなり、さて本文に香椎宮の事を加襲宮と書き、この
 或書にも加襲宮と書るを思ふに、此或書はもしくは、風土記の文なるを、風土記とは
 いはゞ、或書と云るなるべし、さて上に云る太宰府例を、此文の次に引るも、到筑紫國
 例とあるにいと縁ありて聞ゆるを思ふべし、延喜式に、檀日廟舍人一人、大臣武内宿
 禰資人一人、とみゆ、各其社に舍人と資人と一人つゝ、仕奉りしなり、具原好古が説に、
 古き末社記に武内宿禰社とあれど、今は無しと云り、筑前續風土記には、礎石のみ遺
 れる由みえたり、

胸肩神體

私記曰、上畧、胸肩神者、或是五百御統、或八尺曲瓊也、然則取
 神明所持之物、爲其神像者、其類甚多、云々、先師說云、胸肩神
 體爲玉之由、見風土記、釋日本紀卷七

書記神代卷に、御齋於是天照大神、乃索取素戔嗚尊、十握劍、打折爲三段、灑於天眞名井、
 結然咀嚼、而吹棄氣噴之狹霧、所生神號曰田心姬、次湍津姬、次市杵島姬、凡三女矣、云々、
 是時天照大神勅曰、原其物根、則八坂瓊之五百箇御統者、是吾物也、故彼五男神、悉是吾
 兒、乃取而子養焉、又勅曰、其十握劍者、是素戔嗚尊物也、是此三女神、悉是汝兒、便授之素
 戔嗚尊、此則筑紫胸肩君等所祭神是也、又た一書に於て、是日神方知素戔嗚尊固無惡意、
 乃以日神所生三女神、令降於筑紫洲、因教之曰、汝三神宜降居道中、奉助天孫、而爲天孫
 所祭也、又た一書に、是時天照大神謂素戔嗚尊曰、以吾所帶之劍、今當奉汝、汝以汝所
 持八坂瓊之曲玉、可以授予矣、如此約束、共相換取、已而天照大神、則以八尺瓊之曲玉、浮
 寄於天眞名井、斷瓊端、而吹出氣噴之中、化生神號、市杵島姬命、是居于遠瀛者也、又囃

斷瓊中而吹出氣噴之中化生神號田心姬命是居于中瀛者也又囓斷瓊尾而吹出氣噴之中化生神號湍津姬命是居于海濱者也凡三女神云々また一書に即以日神所生三女神者使降居于葦原中國之宇佐島矣今在北海道中號曰道主貴此筑紫水沼君等祭神是也とありて本文には天照大神は素戔嗚尊の佩せる十握劍をとりて胸形神を生坐し素戔嗚尊は大神の五百津御統之八尺瓊をとりて五男神を生給へりと云るを一書には大神八尺瓊の曲玉を食して三女神を生ませりとありて就れ是とも決めては云かたけれど其所生の本原を尋ねれば八尺瓊の曲玉にますを以て其神體も殊なる事甚よしありて聞ゆれば此風土記の文は一書の説に従ふぞよろしかるべし

身形郡

宗像社記曰西海道風土記曰宗像大神自天降居埼門山之時以青薤玉置奥津宮之表以八坂瓊紫玉置中津宮之表以八咫鏡置邊津宮之表以此三表成神體之形而納置三宮即納隱之因曰身形郡延佳本紀頭注後人改曰宗像古事記傳

この風土記は例によるに筑前風土記とあるべきを西海道風土記とあるは疑はし當國の人青柳種麻呂が瀛津島防人日記に島社に詣て社記を見たりとて此文ありいさゝか異同あるを下に注せりまた此社記は後花園天皇文安元年に大宮司氏俊上代の社記を改め書たりとあるによらばこの氏俊が時に筑前國風土記とありけるをさかしらに西海道風土記とは改めしなるべし〇宗像大神は古事記の段に故爾各中置天安河而宇氣布時天照大御神先乞度建速須佐之男命所佩十拳劍打折三段而奴那登母々由良爾振滌天之眞名井而佐賀美爾迦美而於吹棄氣吹之狹霧所成神御名多紀理毘賣命亦御名謂與津島比賣命次市寸島比賣命亦御名謂狹依毘賣命次多岐都比賣命云々故其先所生之神多紀理毘賣命者坐胸形之奥津宮次市杵島比賣命者坐胸形之中津宮次田寸津比賣命者坐胸形之邊津宮此三柱神者胸形君等之以都久三前大神者也とみえたるが如く三前大神なるを此には唯一柱の如く宗像大神と云るものなりなほ此大神の事は上にも云るを合せ考ふべし〇自天降居埼門山之時は防人日記に大島の北の方御浦と云處に口口里より十八町あなた岩瀬の西に沖つ島に向ひておくまり入江あり其江の西にさし出たる岩崎を神崎といふ磯の岩むらに大なる馬の蹄の趾あり又人の足趾大なる小さきあまたあり彫りたるが如し潮干ぬれば見ゆ云々波荒き所にて朝夕打はふるにも消すし

て、よく定かに残りたるは、いと〜奇妙き事也。此なん宗像神の始て來着給ひし所といへば、風土記に埒門山といへるは、此事にや、といへるさもあるべし。〇青薤玉は旁訓にアヲミタマとあり、青き御玉と云ふ義か、アヲメタマにて、青瓊玉か、又は青瓊玉にて八尺瓊之曲玉などにもやあらむ、奥津宮は古事記に多紀理毘賣命、書紀に市杵島姬命、文安元年大宮司氏俊の縁起には田心姫とあれば、社説は古事記に同じ、此處は今奥島と云島にて、大島の西北四十八里なりとぞ、又恩賀島とも云ふと云り、〇八坂瓊紫玉は、書紀神代卷に天照大神鬘髮及腕所纏八坂瓊之五百箇御統、又一書に瑞八坂瓊之曲玉とも、八坂瓊之曲玉、垂仁紀に八尺瓊勾玉とも、仲哀卷に天皇如八尺瓊之勾、以曲妙御宇ともあるは、八坂瓊とつゞけ云る證なり、古事記には八尺勾瓊とのみありて、八尺瓊とはみえず、記傳に八尺と云義未思得ずと云ひ、横井千秋の説を擧て、八は彌なり、尺は佐明なり、佐は眞と通へる言なり、されば彌佐明の勾玉と云ことなり、とあれど、思ふに八尺は玉をとり統たる緒の長さ由なるべし、紫玉は我水戸の源齊昭卿が集め給へる神器集の内に、紫勾玉一顆を載せたるを見るのみ、古書にいまだ見當らず、筑後國天平十年正税目録帳に、依太政官天平十年七月十一日符、買白玉壹伯壹拾參枚、直稻漆拾壹束壹把壹分、紺玉漆伯壹枚、直稻肆拾壹束壹把捌分、縹玉玖伯參拾參枚、直稻肆拾漆束壹把捌分、綠玉肆拾貳枚、直稻壹拾陸束捌把、丸玉

壹枚、直稻壹把貳分、竹玉貳枚、直稻參把肆分、勾縹玉壹枚、直稻壹束捌把とあるは、いとめづらしければ、此に引出て参考に備ふ、中津宮は書紀には田心姫命、古事記には市杵島比賣命、社説には湍津島姬命とあり、三書共に祭神みな違へり、此處は今大島と云ひ、又中津島とも云ふ島にて、神湊といふ處より、三里北の海中に在りとぞ、〇八咫鏡思を防人日記に引るには尺と作り、また古事記にも八尺鏡とあり、傳に延佳が尺當作思と云るぞ宜き、こは決く寫誤れるものなり、何れの古書にも阿多には咫字をのみ書て、尺と書る例なく、白橋原朝段に八咫鳥と書れば、此も必咫字なるべき物ぞ、と云るが如し、また八咫を倭姫命世記に、謂八咫者八頭也、鎮座傳記に八咫古語八頭也、八頭花崎八葉形也、とあるによりて、頭を波多といふは、魚の鱗と同意にて、かの花崎なる所を然云べし、また頭は阿多麻の意にて、八咫鳥も此と同じく、頭の八ある鳥なるべければなり、と云は信がたし、咫は物を度るに、手の横徑を云るにて、其二つ合せて八寸許にもなるべければ、彌手にて、天德御記に、内侍所神鏡不燒損其鏡徑八寸許、とあるに適へり、邊津宮は書紀古事記並に湍津比賣命とあるを、社説には市杵島姬命と云り、此處は今田島と云とぞ、或人云今の宗像宮は田島、或は此御社、古へは神湊と云海邊に座しを、後に今地に移奉れりとも云り、信に然らば古の邊津宮は神湊にて、名も由ゆ、今の田島の地には非るなりけり、猶よく尋ぬべし、さて奥中邊と

は其在所を以て名けし也。〇以此三表成神體之形而納置三宮即納隱之は、上にみえたる青薙玉紫薙玉八咫鏡を各其社に置て、神體の形として齋ひ奉れるが故に、身之形と云ふ義をとりて身形郡とは名けたる也。身形の身を牟と云事は、古事記^段行に於て是等大水雨打惑倭建命とある注に、此化白猪者非其神之使者當其神之正身因言^{アケル}見惑也とみえ傳に、正身は牟邪泥と訓べし、身實の意なり、身を牟とも通はし云は、古の常なりと云れたるが如し、形は延曆大神宮儀式帳に、天照坐大神云々、御形鏡坐、また同殿坐神二柱坐左方云々、靈御形弓坐坐右方云々、靈御形劔坐とある御形に同じければ、身之形と云ふべきを、之を那に轉じて牟奈加太とは云るなるべし。〇後人改曰宗像は、和名抄に、筑前國宗像^{牟奈加太}郡これなり、古事記に何形^{應神紀}此字あり、書紀^{神代}何肩雄略卷に何方式部式に宗形などもかけり、

河科島 資波島

筑前國風土記云、塙^{カガ}縣之東側近有大江口名曰塙^{カガ}水門、堪容大舶焉、從彼通島鳥旗澳名曰岫門、鳥旗^{門久岐等也}、堪容小船焉、海中有兩小島、其一曰河科島、島生支子、海中出鮑

魚、其一曰資波島、^{資波}兩島俱生鳥葛冬薑、鳥葛^紫黑葛也、冬

薑^葉迂菜也、^{仙覺}抄卷七

塙^{カガ}縣は塙を塙とも作り、されど、塙の方よろしきに似たり、神武紀に崗水門、仲哀紀に崗縣主、續紀に遠河とも書き、和名抄に筑前國遠賀郡とある是なり、筑前名寄に岡の湊は蘆屋の湊なり、云々、今按に蘆屋の里は遠賀庄の東にあり、岡と號けけるは、内浦村より蘆屋まで三里の海邊に高き岡つゞける故なるべし、遠賀川より西を今もとり分て遠賀庄と云りとあり、〇從彼通島鳥旗澳名曰岫門、とある鳥旗は、トリハタと訓べし、筑前續風土記に、遠賀郡鳥旗若松村の向なる村なり、其間入海有て船にて渡る、今は戸畑と書くとみゆれば、トリハタを、今はトハタと唱ふなるべし、この分注鳥旗、鳥波多也を本書には、鳥旗二字なく、鳥多也とありて、波字脱たり、岫門久岐等也を久岐也とありて、等字なし、萬葉緯に引るには、鳥旗鳥多也、岫門以等也、とあれば、鳥旗を補ひ、鳥波多の波なきは脱たる事著ければ補訂して、鳥波多とすべく、久岐等の等は、萬葉緯によりて之を補へば、文意明かにきこゆるなり、〇河科島、本書にカハシマと訓り、斛は字書を考ふるに、斛の字なるべし、斛與斜同とありて、斛字なれば河斛をつゞけてカハとも訓がたきにや、よく考ふべし、筑前續風土記に、今按に若松と鳥

旗との間にある島を、中島と云、是則河内島なるべしと云り、〇資波島、注に資波紫摩也とある也、字は古寫本によりて補へつ、續風土記に中島の數町西に葛島と云り、中島に比すれば大也、葛多し、是風土記にしるせし資波島なるべしとみゆ、〇鳥葛黒葛也、賦役令に黒葛六斤とみえ、冬蓋芋菜也、賦役令に山蓋一升、また和名抄に蓋久禮乃波之加美などあるものなるべし、

狹手彦

筑前國風土記、うちあげのはまの所にいはく、狹手彦連、舟にのりて海にとゞまりて、わたることをえがたし、爰に、石勝推量していはく、御舟のゆかざる事は、海神の心なり、其神はなはた狹手彦連がぬてゆくところの妾那古君を、したふ、これをとゞめはわたるべし、于時彦連妾とあひなげ、皇命をかうふらんとをおそれて、うつくしびをたちで、こものうへにのせて、なみにはなちうかぶと云々、補中鈔 卷八

狹手彦は大伴狹手彦にて、宣化天皇の御世に、百濟國を救ふが爲に、詔をかゝりて、彼國にわたる事、肥前風土記に見えたり、下に云ふを見るべし、此なるも其時の事と聞ゆ、〇石勝は狹手彦連に従へる人の名なり、その氏いまだ考へ得ず、〇那古君を、萬葉緯に字は那古君とあり、狹手彦のゐて行し妾の名なり、肥前風土記なる岐搖岑の條と合せみるべし、この那古君は佐用比賣の事と聞ゆるを、肥前風土記に乙等比賣とあり、何れよしとも定めがたけれど、萬葉の歌によらば、肥前なる乙等比賣は、佐用比賣にて、此なるは那古君と云ふなる、また一の妾を率て往けるなるべし、〇皇命をかうふらんとをおそれては、妾のわかれを惜みて、舟滞りて日敷を歴る時は、朝家の責罰あらん事を畏めるよしなり、〇海神の心なり、云々、こものうへにのせて云々は、景行紀に日本武尊亦進相模、欲往上總、望海高言曰、是小海耳、可立跳渡、乃至于海中、暴風忽起、王船漂蕩、而不可渡、時有從王之妾、曰弟橘媛、穗積氏、忍山宿禰之女也、啓王曰、今風起浪、泌王船欲沒、是必海神、心也、願以妾之身贖王之命而入海、言訖、乃披瀾入之、暴風即止、船得着岸、故時人號其海曰馳水也、とある海神心也と云るに同じ心ばへなり、また同時の事を、古事記に、自其入幸、渡走水海之時、其渡神與浪、廻船不得進、渡爾其后、名弟橘比賣、命白之、妾易御子而入海中、御子者、所遣之、政遂應覆奏、將入海時、以菅疊八重皮疊八重繩疊八重敷于波上、而下坐其上、於是其暴浪自伏、御船得進、

とある菅疊皮疊繩疊の上に下り坐るさま此のこもの上へのせてなみにはなちら
かふとあるにまたく同じ凡て古へ海上をわたる時風波の荒ふるを神の心として
其時には種々の物を海中に投入などして神の心を慰むる俗しなりけむを舟中に
婦人などある時は殊に其を神の乞はし給ふものと偏るに思ひとりて身を投る事
もありけむ橘媛また那古君の二つを合せて准へ知るべし

宇合

筑前國風土記曰當奈羅朝天平四年歲次壬申西海道節度
使藤原朝臣諱宇合嫌前議之偏考當時之要者仙覺萬葉鈔序

奈羅朝は尾張國風土記に奈良宮御宇聖武天皇時云々平城宮御宇天璽國押開豐櫻
彦命天皇備中國風土記に奈良朝廷以天平六年甲戌云々とある次に本文を擧て聖
武天皇を申せる由の證とせり○西海道節度使は續紀天平四年八月丁亥正三位藤
原朝臣房前爲東海東山二道節度使從三位多治比真人縣守爲山陰道節度使從三位
藤原朝臣宇合爲西海道節度使道別判官四人主典四人醫師一人陰陽師一人九月丁
卯依諸道節度使請充驛鈴各二口冬十月辛巳給節度使白銅印道別一面とあり萬葉
六に天平四年壬申藤原宇合卿遣西海道節度使之時高橋連蟲麻呂作歌一首并短歌

白雲乃龍田山乃露霜爾色附時爾打超而客行公者五百隔山伊去割見賊守筑紫爾至
山乃會伎野之衣寸見世常伴部平班遣之山彦乃將應極谷潛乃狹渡極國方乎見之賜
而冬木成春去行者飛鳥乃早御來龍田道之岳邊之路爾丹管士乃將薰時乃櫻花將開
時爾山多頭能迎參出六公之來益者反千萬乃軍奈利友言舉不爲取而可來男常會念
また天皇賜酒節度使卿等御歌一首并短歌食國遠乃御朝廷爾汝等之如是退去者平
久吾者將遊手抱而我者將御在天皇朕宇頭乃御手以搔撫會爾宜賜打撫會爾宜賜將
還來日相飲酒會此豐御酒者反丈夫之去跡云道會凡可爾念而行勿丈夫之伴とある
もこの時の事なり○嫌前議之偏云々二句は節度使にてありける時の奏狀などの
語なるべく思はるれど前後に文なければ何事を云るにか詳ならず

御津柏

筑紫風土記曰寄柏御津柏也釋日本紀卷十二

御津柏は古事記仁徳に御綱柏書記に御綱葉延曆儀式帳に御角柏などあり志摩國
風土記に三角柏あり其條下に委しく云るをみるべしさて此に寄柏とあるはいか
なる意にや未だ考へ得ず寄柏といふ一種の柏ありて其即御津柏なる由にもあら
んか

長木綿 短木綿

やまへまそゆふみじかゆふといへるは、ふたつにはあらず、芋といふにふたつのしなあり、あさをはながゆふと云、ながきがゆへなり、まをばみじかゆふと云、筑紫風土記に、長木綿短木綿といへるは是也、仙覺萬葉 鈔卷二

此文は萬葉二に、十市皇女薨時、高市皇子尊御作歌、神山之山邊、眞蘇木綿短木綿、如此耳故爾、長等思伎、とある注釋なり、木綿は記傳丹寸手の條に、書紀に下枝懸、以粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿とみえ、古語拾遺に、令天日鷲神以津咋見神、穀木種殖之、以作白和幣、代是木綿也、已上二物一、夜、蘇茂也、とあり、二物とは麻と二なり、又神武天皇の御豐後風土記に、速見郡柚富郷、此郷之中、栲樹多生、常取栲皮、以造木綿、因曰柚富郷、又た寶基本記にも、謂以穀木作白和幣、名號木綿、かれば白爾岐豆は木綿のこと、木綿は穀木皮以て織れる布にて、古はあまねく用たりし物なり、其は殊に白き物なる故に、白多聞とも、白由布とも、白爾岐豆とも云なり、古語拾遺に、令長白羽神、伊勢國麻績郡白羽也、此種麻以爲青和幣、古語用とあり、二神に分て云れど、末に神武天皇御代

の事云る處には、天日鷲命之孫、造木綿及麻、井織布、仍令天宮命、率日鷲命、孫求肥、地遺阿波國、殖穀麻種、其裔今在彼國、當大嘗之年、其木綿麻布及種々物、所以郡名爲麻殖之、穀也、云々と云ひ、式に阿波國麻殖郡忌部神社、或號麻殖神、或號天日鷲神、とあれは青和幣をも共に日鷲命の掌りて作りしと知られたり、されば以津咋見神云々と云る如く、麻をも以長白羽神同じく、天日鷲神の掌り作らせたるなるべし、其證なほ次に云へし、さて麻を食と云は、緒の意にて、絲を云名なれば、本麻にはかざらず、殖れば麻殖郡とわたり、字に泥むべからず、穀は木綿に比れば、稍青き故に、青和幣と云なり、さて書紀に下枝懸、以木綿、全引上といひ、又下卷代天日鷲神爲作木綿など云るは、此紀など彼此と合せて思ふに、白和幣のみにはあらで、必青和幣も具ふべければ、如此云ときは、穀と麻と二種を、凡ても木綿と云り、と見ゆ、これ又二種共に天日鷲神なほ又式などに、其料物を擧たる所には、木綿と麻とを出せるに、其を用る所には、たゞ木綿のことのみ云て、麻のことは見えぬが多きも、二種を合て、木綿と稱故なりけり、凡て二種を合せての名なり、さて白和幣青和幣共に織たる布をも云ひ、萬葉に木綿あるは、必織たさて又未織はせて、たい糸にしたるまゝなるをも、用たりと見ゆ、故古書に木綿をば作と云て、よめり割なり、織とは云ず、如く、織とあるべし、倭文織などの式などに、布若干端、木綿若干斤、麻若干斤と、布の外に擧げ、端などはなくて、斤とあるも、糸ながら用る證なり、なほ、糸の木綿手、木綿髪、されば今賢木に垂たるも是なり、麻も常に未織らざるを云ども、又其布をも同じく、麻衣など云る如く、又神に手向木綿も然なり、されば總名の多聞も、織たる未織ざる通はし云べき、

る奴佐ササ等ト又マ帶オ帛ヒも、絹布をも云、未織ざる木綿麻をも云り、とあるが如し、さて按ふに
まをと云るは殺にて、所謂みじかゆふなるべく、長ゆふは麻なるべし、神代の時に伊
勢の麻績祖なる衣服を織なす事を掌る神の御名を、長白羽神といへる長は、いはゆ
る長ゆふの義なるを、近き頃長をヲサなど訓べく云るも聞ゆれど、其はあやまりな
るべし、

〇筑後

國號

筑紫洲私記曰、問、此號若有意哉、答、先儒之說有四義、一云、此
地形如木兔之體、故名之也、木兔鳥之名、此云都久、二云、公望
案筑後國風土記云、筑後國者、本與筑前國合爲一國、昔此兩
國之間、山有峻狹之坂、往來之人、所駕鞍韉、被摩盡、土人曰、鞍
韉盡之坂、三云、昔此界上有鹿猛神、往來之人、半生半死、其數

極多、因曰、人命盡神、于時筑紫君肥君等占之、今筑紫君等之
祖、瓊依姬、爲祀祭之、自爾以降、行路之人、不被神害、是以曰筑
紫神、四云、爲葬其死者、伐此山木、造作棺輿、因茲山木欲盡、因
曰筑紫國、後分兩國爲前後、釋日本卷五

筑紫洲古事記國生に、次生筑紫島、此島亦身一而有面四、每面有名、故筑紫國謂白日別
豐國謂豐日別肥國謂建日向日豐久士比泥別、熊會國謂建日別、とあり、もと一國の名
より出て、四國筑紫、熊會、肥國、日向の總名にはなれるなり、此島後に西海道北山抄云と云ひ、九
國となる、州俗に云、この筑紫と云ふに四説ある由を次々に云り、〇地形如木兔之體と
は、和名抄に爾雅注木兔似鴛而小、兔頭毛角者也、和名都久、また書紀仁德卷に、初天皇
生、日木兔入于產殿、などみえたる是にて、鳥の名なるか、國形の此鳥に似たる故に號
たりとなり、記傳に此説を世々の物知人も用たれど、ひがごとく、聞ゆと云りき、〇筑
後國もと筑紫と云るが、後に二つに分れたり、和名抄に、筑前筑紫乃三、筑後筑紫乃三
とある是なり、書紀の景行卷十八に筑紫後國とあれば、其より前に分れたるか、はた
分れしは後なれど、前へ及してかくは書るか詳ならず、この兩國の界に峻しく狭き

坂ありて、往來の人の鞍轡ことく、摩り盡せるを以て號けたりと云り、鞍轡は和名抄に韃、唐韻云韃和名之鞍轡也、とあるものなり、此説も信がたし、〇龜猛神は荒ぶる神を云りと聞ゆ、此山に荒ぶる神ありて、往來人多に取殺されき、故其神を人命盡神となむ云ける、後に祝祭て筑紫神と申すとあり、此説さもありぬべく聞ゆ、神名式に筑前國御笠郡筑紫神社大神とあるは、此神なるべし、社傳に五十猛命を祭るよし云れど、風土記にも龜猛神とのみありて、五十猛命とはみえず、もとより此國に鎮りませし神なるべし、此社初は城山の頂にあり、今肥前國基肄郡御崇あるによりて、山上より麓に移し、當國と肥前と兩國に祀る、この國に祭りしは當社にて、肥前なるは山の南麓基肄郡宮浦山荒穂神社是なりとぞ、〇筑紫君は古事記體に筑紫君石井書紀に筑紫君葛子みえ、又石井を筑紫國造ともあり、孝元卷に大彥命是阿倍臣云々筑紫國造云々、凡七族之始祖也、國造本紀に筑紫國造、志賀高穴穗朝御世、阿倍臣同祖大彥命五世孫田道命、定賜國造とあり、欽明卷に能射人筑紫國造云々、天智卷持統卷に筑紫君薩夜麻と云人見ゆ、さて甕依姬はこの筑紫君の族にて、大彥命の後なるべし、婦人を以て神を祀るは、古への俗なれば、此も婦人を以て祭らしめたりとみゆ、〇肥君は古事記神武に神八井耳命者、意富臣云々、火君、大分君、阿蘇君云々等之祖也、肥後風土記に肥君等祖健緒組、欽明卷十七に筑紫、火君みゆ、國造本紀に火國造瑞隆朝

大分國造同祖志貴多奈彥命、兒建男組命、定賜國造本番に建男組を運男江と、姓氏錄に火多朝臣同祖、また肥直多朝臣同祖、神八井耳命後也、とあり、この二族筑紫は兩國の君なりければ、共に謀らひて此龜ふる神を鎮め和して、民の患を除しなり、〇山木欲盡は、荒ぶる神のとり殺しつる人を葬る爲に、山木を伐りて、棺を作りしが、山木をも伐盡すほどなりし故に、筑紫と云りとなり、こは上の説に因て附會したるものと思しければとりがたし

三毛郡

筑後國風土記云、三毛郡云々、昔者棟木一株、生於郡家南、其高九百七十丈、朝日之影蔽、肥前國、藤津郡多良之峯、暮日之影蔽、肥後國、山鹿郡荒爪之山、云々、因曰、御木國、後人訛曰、三毛、今以爲郡名、釋日本紀卷十

三毛郡は、和名抄に、筑後國三毛郡とみえ、景行紀に御木とある是也、〇棟木は、書紀に歷木とあり、棟木を歷木にひて、書るにや、又歷木とは異なる木か、未だ考へず、和名抄に、本草云、舉樹久奴岐、日本紀私記云、歷木、また本草和名に、和名之良久奴岐、一云

奈美久奴岐とあり、〇九百七十丈は、木の長なり、凡今の二十八町ばかりにもやわたるべき、かゝる大木古へは諸國にありしとみゆ、古事記仁徳に此之御世、兔寸河之西カキアケリ有一高樹其樹之影當旦日者、速淡道島當夕日者、越高安山故切是樹以作船、其捷行之フネニツクリケルトキニツノフネノナカカラストイヒケル船也、時號其船謂枯野云々、また播磨風土記に、明石驛家駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生於井口、朝日蔭淡路島、夕日蔭大和島根、仍伐其楠造舟、其迅如飛、一槓去越七浪、仍號速鳥云々、また肥前風土記に、佐嘉郡昔者樟樹一株生於此村、幹枝秀高莖繁茂、朝日之影蔽杵島郡蒲川山、暮日之影蔽養父郡草横山也、日本武尊巡幸之時、御覽樟茂榮曰、此國可謂榮國、因曰榮郡、後改號佐嘉郡云々、また今昔物語に、近江の國栗太の郡に大きな柞の樹生たりけり、其の圍五百尋也、然れば其の木の高さ枝を差たる程を思ひ可遣し、其影朝には丹波の國に差し、夕には伊勢の國に差す、霹靂する時にも不動ず、大風吹く時にも不搖ず、而る間其の國の志賀、栗太、甲賀三郡の百姓、此の木蔭を覆て日不當さる故に、田畠を作得る事無し、此れに依て、其の郡々の百姓等天皇に此由を奏す、天皇即ち掃守の宿禰口口等を遣て、百姓の申すに隨て、此樹を伐倒してけり、然れば其の樹伐り倒して後ち、百姓田畠を作るに、豊饒なる事を得たりけり、彼の奏したる百姓の子孫、于今其の郡々に有り、昔は此る大きな木なむ有ける、此れ希有の事也、となむ語り傳へたるとや、とみえ、佐々木家記に、天文十年辛丑六月

二日、今日武佐より言上、地の三四尺或一丈下に、木葉枝の朽たるを掘出す、希有の事なりとて、數箇所掘返し見るに皆同じ、其物を獻ぜり、黒く朽たる木の葉の塊りたるなり、屋形發佐々木希代の事なりとて、國の舊き日記を見給ふに、其記に云く、景行天皇六十年十月、帝甚有惱事、依之諸天祈病惱終无其驗、是一覺云、有占者命彼、一覺曰、當國東有大木、此木甚帝有敵、早此木被退治者、帝病惱令平治云々、依之此木伐、每夜伐所、木如本成、終无盡、然而彼覺、召而問所、伐木屑每日燒之、果盡云、我者彼木、敵對葛數年爭威久、其志帝差向云、即時如搔消失、彼如言、行燒木屑及每日終七十餘日、彼木倒、此木枝葉九里四方盛、木太數百丈、依之帝、病惱平治、即彼木有郡、號栗本、郡栗木實不實云々、などみえたるにて、上代には大木の此彼にありし事知るべし、記傳に、今世人の心には、いらむ樹はあるべくもあらざるに、如此云るは、虚説の如く思ふべからず、今世にすら思ひの外なる大木の深山中などにはあること、此彼に聞り、況て上代にはさる大木のありしこと、此彼物にもみえたり、近江國栗太郡に語傳へて云く、古に栗の大木ありて、其枝數十里にはびこれり、故栗本と云、今も地を掘れば栗の實又枝などあり、又すくもと云て、里人の薪に用る物ありて、土中より掘出す、是も其栗の葉なりと云り、此類の語傳なほ國々に往々あり、然れば上代には殊なる大木の處々にありしこと知る、〇肥前國藤津郡は、和名抄に肥前國藤津郡、知郡とみえ、肥前風土記に、藤津郡昔者日本武尊巡幸之時、到於此津、日没西山、御船泊之、明旦遊覽繫船、纜於大藤、因曰藤津郡とあり、多良之峯は、同風土記に託羅郷在郡東、同天皇景行天皇行幸之時、

到於此鄉御覽海物豐多勅曰地勢雖少食物豐足可謂豐足村今謂託羅鄉訛之也
 とある託羅郷の内の山なるべし。〇肥後國山鹿郡は和名抄に肥後國山鹿郡加夜萬郡ま
 た温湯由來記に古へ山中の鹿此處に來り身を暖むるを見て土人温湯なる事を始
 て知る因て郡の名を山鹿と號すとある是なり荒瓜之山いまだ考へず。〇この風土
 記の傳へは景行記に十八年秋七月辛卯朔甲午到筑紫後國御木居於高田行宮時
 有クサシケルキ價樹長九百七十丈焉百寮踏其樹而往來時人歌曰阿佐志毛能ノ彌能ノ佐鳥ノ廢志ノ廢幣ノ
 莞者彌伊和哆羅秀菴彌開能佐鳥廢志愛天皇問之曰是何樹也有一老夫曰是樹者歷
 木也嘗未價之先當朝日暉則隱杵島山當夕日暉覆阿蘇山也天皇曰是樹者神木也故
 是國宜號御木國とあるに同じ事なるが互に詳略あり地名などいさゝか異なり

磐井墓

筑後國風土記曰上妻縣縣南二里有筑紫君磐井之墓墳高
 七丈周六丈墓田南北各六十丈東西各四拾丈石人石盾各
 六十枚交陳成行周匝四面當東北角有一別區號曰衙頭衙頭
 所致政也其中有一石人假容立地號曰解部前有一人裸形伏地

號曰偷人生仍爲擬決罪猪側有石猪四頭號賊物物也盜彼處亦有
 石馬三匹石殿三間石藏二間古老傳云當雄大迹天皇之世
 筑紫君磐井豪強暴虐不擾皇風生平之時預造此墓俄而官
 軍動發欲襲之間知勢不勝獨自遁于豊前國上膳縣終于南
 山峻嶺之曲於是官軍追尋失蹤士怒未泄擊折石人之手打
 墮石馬之頭古老傳云上妻縣多有篤疾蓋由茲歟釋日本紀
 上妻縣は和名抄に豊前上毛加牟豆郡下毛郡あり筑後に三毛郡ありて景行紀に御
 木川などあるはもと同じ由縁にて名けたる地名にやもし然らば古へはたゞ三毛
 郡なりけんを後に上下に分ちたる歟東大寺正倉院文書大寶二年戸籍に上三毛郡
 とあれば大寶已前より上下二郡なりしとみゆ今は二郡を上ゲ下ゲと唱ふは音便
 に崩れたるなり上妻郡一條村東南一里許に今も石室石人あるは縣南二里有筑紫
 君磐井之墓と云る者なるべし。〇筑紫君磐井は國號の條に云るが如く大彥命の裔
 なり繼體紀二十一年夏六月壬辰朔甲午近江毛野臣率衆六萬欲往任那爲復興建新
 羅所破南加羅味已吞合任那於是筑紫國造磐井陰謀叛逆猶豫經年恐事難成恒伺間

隙、新羅知是密行貨賂于磐井所而勸防遏毛野臣軍、於是磐井掩據火器二國、勿使修職外、邀海路誘致高麗百濟新羅任那等國、年貢職船、內遮遣任那、毛野臣軍、亂語揚言曰、今爲使者、昔爲吾伴、摩肩觸肘、共器同食、安得卒爾爲使、俾余自伏、爾前途戰而不受、驕而自矜、是以毛野臣乃見防遏中途淹滯、天皇詔大伴大連金村、物部大連龜鹿火、許勢大臣男等曰、筑紫磐井反、掩有西戎之地、今誰可將者、大伴大連等僉曰、正直仁勇、通於兵事、今無出於龜鹿火、右、天皇曰、可、秋八月辛卯朔、詔曰、咨大連惟茲磐井弗率、汝徂征、物部龜鹿火、大連再拜言、嗟夫、磐井西戎之奸猾、負川阻而不庭、憑山峻而稱亂、云々、在昔道臣爰及室屋助帝而罰拯民塗炭、彼此一時、唯夫所贊、臣恒所重、能不恭伐云々、二十二年冬十一月甲寅朔、甲子、大將軍物部大連龜鹿火親與賊帥磐井交戰於筑紫御井郡、旗鼓相望、埃塵相接、決機兩陣之間、不避萬死之地、遂斬磐井、果定壇場、十二月筑紫君葛子、恐坐父誅、獻糟屋屯倉、求贖死罪、古事記に同時の此御世、竺紫君石井不從、天皇之命而多无禮、故造物部荒甲之大連、大伴之金村連二人而殺石井也、とみえ、成務天皇の御世本國の國造にて、世々權勢ありし故に、終にかゝる振舞もありしなるべし、○石人石盾は、筑後人形原圖、また集古圖、又伴信友が書る圖によるに、石人總高七尺五寸、面長一尺五分許、頭廻三尺九寸許、前面胸の邊に◎の如き形狀のもの五箇、また袖口にも同じく二箇あり、背面に左右袖に同形狀のもの各二、肩の處に三箇連れり、思ふに曲玉を懸

たるなるべし、又石室の左右に石盾とおぼしきものあり、○衙頭は本書に衙を衙とあれど、注文衙頭を伊澤本に衙とあるによりて訂せり、注の致政所の政下に、炊字あるは衙字なるべく、伊澤本になきぞ宜き、故今之に従へり、さて衙頭は國衙、また衙廳などいふものにて、政所の義と聞ゆ、○假容立地は假面などの如く、嚴しき容飾あるを云るにや、解部は職員令に、刑部省少屬の下に、大解部十人、掌問窮爭訟、中解部廿人、掌同、大解部少解部卅人、掌同、中解部とある、解部にて、爭訟を問窮むる官なり、この解部の立る前に、一人裸形にして地に伏せる儉人あるよしと聞ゆ、注に仍擬決罪の擬を、本書に核、また萬葉緯に樹とあれど、非なり、伊澤本に従ふ、罪を羅とあれど、萬葉緯に罪とあるによるべし、○石猪は上に云る儉人の盗みし物とみえたり、故に賊物とあり、賊を一本に賊とあるも、非理、取財曰、賊と云るに由あれば、賊にても聞ゆるなり、石馬は人形原の圖に、その形したるがあり、宋書禮樂志に漢以後天下送死、奢靡、多作石室、石獸、碑銘等物、建安十年、魏武帝以天下彫弊、下令不得厚葬、又禁立碑とあるは似たる事なり、○雄大迹天皇は、繼體天皇にさせり、書紀に男大迹天皇とあり、上宮記には伊波禮宮治天下乎富等大公王とみえたり、○筑紫君磐井豪強云々は、上に引る書紀の文にゐるが如し、不擾は本書に擾を擾とあるは誤なるべし、故今之を訂せり、磐井かねてかゝる石室どもを作り設けたる事、蘇我蝦夷、また入鹿が君僭ひて、父子の

墓を作れるに似たり、豪強暴虐不擾皇風と云る事是にて想ひやるべし、〇通于豊前國上膳縣終于南山峻嶺之曲は、求菩提山の事なるべし、豊前志に、上毛郡求菩提權現豐鐘善鳴錄云、釋行善不知何許人也、養老初、抵豊前州求菩提山、自縛荊茨、靖居人外、求菩提山、素大已貴命所爰也、云々、鬼神社權現の末社なり、西田直養云、風土記上膳縣は上毛郡にて、南山峻嶺之曲は求菩提山を置ては、外になければ、鬼神社は磐井の靈を祭れるなるべし、と云り、さて官軍の人々磐井が墓の石人石馬どもを打壞ちけるによりて、磐井の靈崇をなし、今に此縣には篤疾ありと云傳へる趣なり、

生葉郡

筑後國風土記云、昔景行天皇巡國、既畢還都之時、膳司在此村、忘御酒盞云々、天皇勅曰、惜乎朕之酒盞、俗語云酒盞爲字伎因曰、宇

枳波夜郡、後人誤號生葉郡、釋日本紀卷十

書紀景行卷に、十八年八月到的邑而進食、是日膳夫等遺盞、故時人號其忘盞處、曰浮羽、今謂的者訛也、昔筑紫俗號盞曰浮羽、とある同時の事なり、〇膳司は、和名抄に、大膳職於保加之波天乃豆加佐、内膳司、宇知乃加之波天乃官、主膳監美古乃美夜乃加之波天

乃豆加佐とあり、古事記神代卷に水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫、獻天御饗之時云々、その傳に加志波傳の名義は、先いと上代には凡て饗を木葉に盛ける、其葉をば、何木にまれ、總て加志波と云り、彼饗の事を執行ふ人を加志波傳とは云なり、傳は手なり、凡て物を造る人を手人といひ、今世にも事を行ふ人を某手と云類多し、とあり、此に膳司とあるは膳夫にはあらずして、膳夫の長たちたる人を云るにや、其は書紀に大彥命是膳臣等、凡七族之始祖也、とみえ、景行卷に五十二年秋八月乘輿幸伊勢、轉入東海、冬十月至上總國、從海路渡淡水門、是時聞覺賀鳥之聲、欲見其鳥、形尋而出海中、仍得白蛤、於是膳臣、遠祖名磐鹿六雁、以蒲爲手、類白蛤爲膾、而進之、故美六雁臣之功、而賜膳、大伴部、又た姓氏錄に膳大伴部、阿倍朝臣同祖、大彥命、孫磐鹿六雁命之後也、景行天皇巡狩東國、至上總國、從海路渡淡水門、出海中、得白蛤、於是磐鹿六雁爲膾進之、故美六雁賜膳、大伴部とあるが如く、筑紫にもこの六雁命御從仕奉りて、膳臣として事執まかなひしなるべく思はるればなり、〇忘御酒盞は、御サカヅキヲスルと訓べし、忘を本書に忌とあるは誤れり、故今伊澤本によりて訂しつ、下文に酒盞をウキとあれば、此もしか訓べきが如くなれど、本語のまゝによむべきなり、いかにとなれば、膳司は御盃をわすれたるなるを、天皇には殊更に此國俗言をまねびて、朕が宇枳はやと詔へるが、一時の雅興にて人々もどよみて笑ひたりけむ故に、郡名にも負せたるものと見

えたり、若然なからむには、これの大八島をろし看天皇命におはしましなから、唯一枚の盞を惜と詔ふべき理あらむや、〇宇枳波夜、宇枳は酒盞にて、注文に、俗語云、酒盞爲宇伎、と云る是なり、波夜は歎く辭なり、古事記水垣宮段歌に、美麻紀伊理毘古波夜、日代宮段に、阿豆麻波夜、また御子歌に、都流岐能多知、會能多知波夜、書紀允恭卷に、宇泥咩巴椰、彌々巴椰、雄略卷歌に、伊比志拖俱彌、阿拖羅陀俱彌、幡夜、出雲風土記に、伊農夜夜詔、拾遺集六に、君が住屋戸の梢の行々と、隠るゝまで、に願しはや、などあり、此は深く歎くには、あらず、唯かろく惜らざるは、やと戲謔の如く詔へるまゝに、宇枳波夜郡といひしを、後に生葉郡と誤りしとなり、宇枳は筑紫の方言にて、他國には言ぬ語なるを、古事記朝倉宮段三重妹が歌に、阿理岐奴能美幣能古賀、佐々賀世流美豆多麻、宇伎爾とあるは、契冲が云る如く、此景行天皇の故事を思ひ出てもやあらん、

〇豊前

鹿春神

豊前國風土記曰、田河郡鹿春郷、在東郡北此郷之中有河、年魚在之、其源從郡東北杉坂山出、直指正西流下、添會眞漏河焉、此

河瀬清淨、因號清河原村、今謂鹿春郷訛昔者新羅國神自度

到來住此河原、便即名曰鹿春神、又郷北有峯頂有沼、淵許六

黃楊樹生、兼有龍骨、第二峰有銅并黃楊龍骨等、第三峯有龍

骨、釋日本紀卷十、宇佐八幡託宣集、

田河郡鹿春郷は、和名抄に豊前國田河郡香春郷、萬葉に加波流、元亨釋書に賀春山などみえ、國人今カハルとも、カソラとも唱ふと云り、此郷は郡の東北にありと云る如く、地圖を検ふるに、本郡東北隅に香春郷とみゆ、郷中の河に年魚あり、豊前國志に、本郡の内に鮎歸りの瀧とて、河崎村にあり、神島谷に流出て、大なる滑石ありて、其徑六十餘歩、瀧は三四所高く落て、其下淵也、毎年三月より卯月の初めに至るまで、鮎魚淵より滑石に飛上らんとしては落る也、其數のよる事夥し、諸人群集し、すくひの網をもてとる也、此平石一枚千疊敷餘ありと云とみゆ、此處にや、年魚は、和名抄に、鮎、本草云、鮎魚、蘇敬注云、一名鮎魚、山崔禹食經云、良似鮎而小、有白皮無鱗、春生夏長、秋衰冬死、故名年魚也、古事記水垣段の人名に年魚をアユとよみ、又神功到坐筑紫末羅縣之玉島里云々、以飯粒爲餌釣其河之年魚などあり、〇杉坂山 〇直漏河 〇此河瀬清淨は、

眞漏河をうけて云へり、眞漏河の河瀬いと清潔きを以て、清河原村と云へるを、今鹿
 春郷と云ふは訛れるなり、萬葉九に拔氣大首任筑紫時、娶豊前國娘子紐兒、作歌、豊國
 乃加波流波吾宅紐兒爾、伊都我里座者革流波吾家、とある加波流これにて、今は村名
 になれりとぞ、〇昔者新羅國神自度到來住此川原便即名曰鹿春神は、續日本後紀に
 承和四年十二月庚子、太宰府言、管豊前國田河郡香春峯神、辛國息長大姫大目命、忍骨
 命、豊比咩命、總是三社、元來是石山而土木總無、至延曆年中、遣唐請益僧最澄、躬到此山
 祈云、願緣神力平得渡海、即於山下、爲神造寺、讀經、爾來草木翁鬱、神驗如在、每有水旱疾
 疫之災、郡司百姓就之祈禱、必蒙感應、年登人壽、異於他郡、望預官社以表崇祠、許之、とあ
 るが、即鹿春神にまして、古しへより神威も崇く嚴しくおはして、水旱疾疫の災に祈
 禱奉るに感應あり、又人壽他郡に異なりと云ふばかりの御稜威なりけむ、故、最澄僧
 も渡海の平安を祈り、歸朝の後山下に神宮寺を造り、さて是より始て神威ましませ
 るが如くに云ひなし、官社に預らむ事を請奏して、人の信を起さしめ、さて、佛法を弘
 めたる者なり、元亨釋書の最澄が傳に、弘仁五年春、於賀春神宮寺講妙經、是時豊前州
 田河郡吏等錄瑞雲、狀寄之、澄固封告、義真曰、非吾滅後、不得開滅寂、後門弟子等披閱其
 文曰、今月十八日未時、紫雲光耀、起賀春嶺、覆法筵之庭、云々、夢梵僧來前、袒衣露身、左肩
 似人、右肩如石、言之曰、我是賀春明神也、和尚慈悲救吾業道之身、云々、澄明且歸山右邊、

崩巖、草木不生、宛如夢中半身、心異焉、又海中風浪果有光曜、是以思神之不浪也、而建法
 華院、自創講席、乃神宮院也、開講之後、其右巖之地、漸生艸木、年々滋茂、鄉邑嘆異、とある
 は、續後紀の文に元來是石山而土木總無、また至延曆中云々、造寺讀經、爾來草木翁鬱
 と云る如く、草木なき山に忽に草木の翁鬱たるは、最澄が造寺讀經の効驗なりと云
 ふ事を、人に示し、そが爲に神威も加りたる如く造説をし、又其弟子どもには、梵僧の
 夢中に見えて、袒衣露身、左肩似人、右肩如石、と云ふを石山而土木總無とあるに響か
 せ、其僧やがて賀春神にまし、左右肩は神山の草木茂りし處と石山なりし處と云ふ
 意を含めて、愚俗を惑し、神威を假て佛寺を開き、佛寺漸く盛りなるに及て、神威を蔑
 如にする奸僧の所爲、大ひねかくの如し、良原篤信が杖植紀行に、彦山絶頂有上宮、是
 目擊之中、此山是四山所、重疊圍繞之中、嶽而獨秀出焉、山中多杉、大槲、大樅、黃楊、木、館
 人云、相傳曰、古昔此地有僧坊三千餘、今幾三百餘坊、其僧徒之遺、懸厓、崖、主とあり、佛寺
 の盛なる事、かゝるさまに、邪説をものしけるより、辛國息長大姫大目命と云は、皇國
 の神にはまますして、韓國の神など云る説もありけるを以て、風土記にも新羅國神
 など記せるにはあらざるか、神名式に、田川郡三座小辛國息長大姫大目命、神社忍骨
 神社、豊比賣命、神社、とみえたる辛國息長大姫大目命、大姫を續後紀には、大姫一本に、
 は大目、大目、と、日、の、下、に、女、を、脱、せ、る、り、然、ら、ば、息、長、大、日、女、命、と、ま、る、い、な、り、若、ま、
 大姫は、術、字、に、て、日、の、下、に、女、を、脱、せ、る、り、然、ら、ば、息、長、大、日、女、命、と、ま、る、い、な、り、若、ま、
 た、自、と、ある、本、を、助、け、て、云、は、大、姫、大、目、命、と、なる、刀、は、息、長、帶、姫、命、なる、べし、辛國は、彼、三、
 を、脱、せ、る、に、て、息、長、大、姫、大、目、命、と、なる、刀、は、息、長、帶、姫、命、なる、べし、辛國は、彼、三、

韓を言向給ひし御勳を稱し、大姫は帶姫と云に同じきをもて思ひ辨ふべきなり、豊前國志、香春大明神當社は崇神天皇御宇香春嶽三山之麓爾御鎮座、三社三所爾有、和銅二年己酉一嶽之麓爾御遷座成奉、一殿辛國息長大姫大目命、二殿天押穗根命、三殿豊比咩命、大宮司を赤染氏鶴我氏といふ、〇郷北有峯云々第二峯第三峯云々、三才圖會に、彦山三所大權現、在田川郡、社領三百石、國守祭神、北岳忍骨尊、中岳伊弉冉尊、南岳伊弉諾尊、祭禮二月十五日、蟠根於豊前豊後筑前三國大山云々、三岳如鼎峙、三神垂跡云々、渡邊重春云、香春嶽三山あり、南にありて高きを一の嶽といひ、其北なるを二嶽、又其北なるを三嶽といふ、社は一嶽の南麓にありて南に向り、往昔は三嶽の麓にありしとぞ、彦山は日之御子忍骨命の鎮座せるよりの義なるべし、とみえたり、又式にみえたる豊比咩命は、神名帳、肥前國佐嘉郡與止日女神社、一宮記に川上大明神とある神にて、一名豊姫と申す是なり、肥前風土記に佐嘉川の川上に世田姫といふ神あり、海神にて鱈魚の流に溯りて、神許に詣る由あるを、其國人枝吉經種が説に、此世田姫は豊姫にて、豊姫もユタヒメと訓べし、と云りとぞ、乾元二年記に、淀姫大明神者、八幡宗廟之叔母神、神功皇后之御妹也、三韓征伐之昔者、得早珠滿珠之兩顆而沒異域之凶賊於海底、文永弘安之今者、施風雨之神變而摧幾多之賊船於波濤云々、とあり、海神に由縁ある神なるべし、〇黄楊は上に引る貝原篤信が紀行に、山中多大杉大樅大樅

黄楊木とあるが如し、〇龍骨は、本草和名に、龍骨、白龍骨、龍胞、本條一名尺木、出兼云々、和名多都乃保禰、出太宰、

鏡山

豊前國風土記云、田河郡鏡山、在郡昔者氣長足姫尊在此山、遙覽國形、勅祈曰、天神地祇、爲我助福、使用御鏡、安置此處、其鏡卽化爲石、見在此山中、因名曰鏡山焉、仙覺萬葉鈔卷三、詞林采葉鈔卷一、

田河郡は上に出たり、鏡山は萬葉三に河内王葬、豊前國鏡山時、手持女王作歌、梓弓引、豊國之鏡山不見久有者、戀敷在鴨、とある鏡山にて、今も鏡山村に在りと云り、〇在此山は、息長足姫尊の此鏡山に坐て、云々し給へるなり、四箇大寺古今傳記拾要新書の興福寺卷上松浦宮事とある下に、風土記云とて、此文を引るには、在松浦山と作り、こは肥前の松浦の事として、文を改めたるにもやあらむ、故姑く舊文に従へり、豊前國志に、鏡山大明神鏡山村にあり、祭神息長足姫命、祭禮六月廿八日、十一月丑日、この風土記の古事を云傳へて、此時御社を立る所也、とみえ、神主は鶴我氏なり、〇勅祈曰云云は、韓國に渡り坐むとする時の事なるべし、〇卽用御鏡安置此處は、鏡を以て天神

地祇を祭れるなり鏡を神寶として神を祭ることは、天窟戸の時に始めて見え書紀崇神卷に六十年云々丹波氷上人名氷香戸邊啓于皇太子活目尊曰己子有小兒而自然言之玉菱鏡石出雲人祭真種之甘美鏡押羽振甘美御神底寶御寶主山河之水泳御魂靜掛甘美御神底寶御寶主也といふ事みえたり、これは神寶の至極長なる鏡と玉とを以て祭れと云るにて、即鏡を以て神を祭りし證なり、延喜式春日祭祝詞に神寶者平野また久度古開祭祝詞に御鏡鈴また遷劫崇神祝詞に見明物止鏡出雲國造神賀詞に麻蘇比乃大御鏡乃面乎意志波留志天見行事能己登久などあまたあり、〇其鏡即化為石は化石になりて此山中にある由なり、豐前國志に、兩豐記云鏡石横二間四尺長三間六尺也と云々、其色青黒く奇妙なりとかや、因名曰鏡山とあるを古今傳記には、其鏡化為石而在山故名曰鏡宮とみえて、本書には鏡山とあるを鏡宮としも云るは、始めに松浦鏡宮事と記せるが主にて、鏡宮のこととせざるより誤りしか、又は山を宮に改めて構造たるにもあるべし、豐前國志に、田川郡鏡山村鏡山は香春市の東にあり、村の北東にあり、古へ上方より通路の地、此村の山七曲越とて、けはしき坂路也、上の峯に四王寺の舊跡残り、神功皇后三韓御征伐の時、此山にて調伏の引目あり、村内に民家の屋敷に鏡の池として三四枚敷許の清水あり、枕草子に、豐國の鏡の池のかみ石かくれもせしな顯れもせし、

廣幡八幡大神

或書曰、豐前國宇佐郡菱形山廣幡八幡大神、坐郡家東馬城峯頂、後亦人皇四十五代聖武天皇御宇神龜四年、就此山奉造神宮、因名曰廣幡八幡大神宮、諸社記、諸社根元記、廿二社注、式神名帳頭注、

こは件の諸書に引て、或曰とはあれど、風土記とは見えず、されば本國風土記にはあらじと誰も思ふべきを、前後風土記の文體を熟讀たらむ人は、必ず風土記の文なる事を了解すべきなり、故今此に叙列ていさゝか考證をつくるなり、〇豐前國宇佐郡は、和名抄に、豐前國宇佐郡とみえたる是にて、古へにありて神代卷に、葦原中國之宇佐島、神武卷に、菟狹國造本紀に、宇佐國造、肥前風土記に、豐前國宇佐濱などあり、〇菱形山は、八幡宮本紀に、菱形の池は宇佐の宮の北にある池なり、宇佐に三山と云あり、龜山大尾山西山是なり、並に菱形に似たるを以て菱形山と云ふ、三山松林の間に自然の池あり、山の名に隨て菱形池といふ、龜山の下北方に相當れり、此池今多く田となりて、纒に其半を殘せり、云々、宇佐の郡三座とうけ給はるは、三所各別に有にあらざ、三所の神殿東中西相ならんで別にたてり、つらなりて一字あるにはあらず、各東西

に隔ありて、内院外院を別つ、内院には僧侶を忌て入る事をゆるさず、凡此神廟は南に向て、西を第一殿とし、中を第二、東を第三殿とす、第一殿は則八幡大神、小倉山の神、佐上宮の地、是なり、小倉山は則龜山なり、第二殿は比賣大神、第三殿は大帯姫尊云々、凡て此三所の御宮所は山なり、是なり、小倉山、めぐりに川流れて島の如し、日本紀、宇佐とあり、〇廣幡八幡大神は世には應神天皇を祀れる如くに、古へよりものしり人も云ひもつたへもする事なれども、八幡大神はもとより八幡大神にして、應神天皇にはおはすべからず、己別に委しく考へ記せるものあれば、此にはいはず、但し史に顯祖、また大祖ともみえたるを、諸書に合せ考ふるに、彦火々出見尊ならんとぞ推測り奉らるゝなり、されどいかなる故にや、此大神いたく僧徒の妖説に神徳をくらまされて、顯祖大祖とますいみしき威靈を耀し給ふ事なきは、厭かず口惜きわざになん、さて此大神の事の史に見えたるは、續紀に天平九年夏四月乙巳朔、遣使於伊勢神宮、大神社、筑紫住吉八幡二社、及香稚宮、奉幣以告新羅无禮之狀、十三年閏三月甲戌、奉八幡神宮、秘錦冠一頭、金字最勝王經、法華經各一部、度者十人、封戸馬五匹、又令造三重塔一區、養宿禰也、天平勝寶元年十一月己酉、八幡大神託宣、向京、甲寅遣云々等、以爲迎神使、路次諸國差發兵士百人以上、前後驅除云々、十二月戊寅、遣云々廿人、迎八幡神於平群郡、是日入京、即於宮南梨原宮造新殿、以爲神宮、請僧四十口、悔過七日、丁亥大神、禰宜尼大神朝臣社女、其與紫色

一、同乘與、拜東大寺、天皇太上天皇太后同亦行幸、是日云々、奉大神一品、比咩神二品、云々、二年二月戊子、奉苑一品、八幡大神封八百戸、前四百廿月、今加三百八十月、位田八十町、前五十町、今加廿町、二品比賣神封六百戸、位田六十町、七歲三月丁亥、八幡大神託宣曰、神吾不願矯託神命、請取封一千四百戸、田一百四十町、徒无所用、如捨山野、宜奉返朝廷、唯留常神田耳、依神宣行之、天平寶字八年九月癸亥、充八幡大神、二十五烟、天平神護二年四月丙申、奉八幡比賣神封六百戸、以神願也、弘仁元年十二月壬午、奉幣帛於八幡大神、桓日廟、弘仁十四年十一月甲戌、奉幣帛於八幡大神、桓日廟、云々とみえ、大同四年二月丁酉に至りて、八幡大菩薩宮司と云ふ事みえたり、いと忌はしき事なりけり、此後は菩薩號しば、あり神名式に宇佐郡三座、八幡大菩薩宇佐宮、名神比賣神社、名神大帶姫廟神社、名神とあるを諸書に、比咩神社は宗像三女神の如く云るは誤れり、此の比賣神社は廣幡八幡大神の妃神にして、三女神とはもとより別なり、ざるを三女神といへる事は、神代卷に、以日神所生三女神者、使降于葦原中國之宇佐島矣、今在北海道中、號曰道主貴、とみえて、始宇佐島に降り坐しが、後に他所に移り給へる由なり、ざるは今在の二字にて明らか也、然らば其北海道中は何處ぞと云に、筑前國宗像神社なるべき事著し、宇佐雜徴に、三殿の神體を益永周防守に聞しに、三殿共に一柱づつ御すと覺えて、大和錦の御茵の上に眞菰を結びたる御枕一あるのみにて、御寢坐る狀也と云り、渡邊重春云、

當宮は薦の御驗として、眞薦を御枕と成て、其を御靈代と齋き奉れりとぞ、さるは宇佐託宜集、聖武天皇天平五年の神宣に、我昔此薦平爲御枕且發百王守護之誓願志且垂跡於神道流、以此薦備吾社之驗天、致尊崇者、可施神德奈利者、とあり、又宇佐宮の造營日記、應永卅年の條に云、御行幸會と申は、六ヶ年に二度卯酉の年也、十一月初午日より、八ヶ度行幸ありて、上宮東の御戸より御入内あれば、本の御驗は西の御戸より、西太門の北脇門より御出成て、下宮に御坐也、下宮の本の御驗は、奈多より社司御迎に參て、奈多宮へ遷幸成御坐也と云り、とある是なり、〇馬城峯は、八幡宮本紀に、宇佐宮より五十町東南の隅にあたり、又御許山とも號す、云々、後には八幡三所を此山に祭るとぞ、各石體なり、其一の石體高三間ばかり、又御許山の絶頂磐石の中に、奇異の神水あり、廣さ五寸、深一寸六分、古へ勅使參詣の時は、此靈水を酌とりて、天子にも獻ぜられしかや、凡此山に大宮司拜任の時は、一代一度參詣す、其式法さまざまありと云り、〇神龜四年云云は、已下缺

〇豊後

球覃郷

豊後國風土記曰、球珠郡球覃郷、北村有泉、纏向日代宮御宇、天皇行幸之時、奉膳之人擬於御飯、令汲泉水、即有蛇籠、謂於於茲、天皇勅云、必將有梟、莫令汲用、因斯名曰梟泉、因爲名、今謂球覃郷者、訛也、云云、仙覽萬葉鈔卷二、釋日本紀卷六、

球珠郡を釋日本紀には直入郡とあり、豊後風土記の全本にも直入郡に隸たれば之に従ふべし、直入は和名抄に豊後國直入里、郡とみえ、景行紀に直入縣、萬葉に名欲など作り、全本風土記に云、直入郡、昔者郡、東垂水村有桑生之、其高極陵、枝幹直美、俗曰直桑とあり、村、後人改曰直入郡是也、〇球覃郷、和名抄本郡にはみえずして、肥後國山鹿郡に朽網郷あるは、豊後なるを、肥後にまがひたるなりと云り、景行紀十二年冬十月、云々、又於直入縣彌野、云々、天皇即留于來田、見邑權、與宮室居之、とある來田見邑これにて、全本風土記また萬葉に朽網ともかけり、〇奉膳は、筑後風土記宇枳郷の

條に膳司ありて、其處に云るをも合せみるべし、職員令に、内膳司、奉膳二人、掌惣、知御膳進食、先嘗事云々、集解に穴云、非自就手造也、率膳部令領造耳、引大膳職職掌爲說耳、時行事以高橋安曇之名負人任者、名奉膳以他人任者爲正也、とあるが如く、高橋は磐鹿六獨命の裔、安曇は綿津見神の裔にて、世々御膳の事に仕奉るなり、〇擬於御飯は、詞林采葉に引るには、於を炊と作り、炊字よろしきに似たり、オホミケヲカシクタメニなど訓べきか、〇卽有蛇龜謂於美は、萬葉抄に於、簡美を大と書るは誤れり、今釋紀に従ふ、記傳聞、淤加美神の條に、淤加の意はいまだ思得ず、美は龍蛇の類の稱なり、和名抄に水神又蛟を和名美豆知とある美これなり、又蛇蛟などの美も此なり、又日讀の巳を美と訓るも此意なるべし、さて此神を書紀に隨と書て、此云於簡美とあり、謂はし、又靈字とも通ふなり、注、萬葉二に、吾崗之於可美爾言而令落雪之摧之彼所爾塵家武、これらを思ふに、此神は龍にて雨を物する神なり、書紀に高龜と云もあり、そは山上なる龍神、この聞、淤加美は谷なる龍神なり、と云るが如く、淤加美は龍蛇の事とみえたり、〇必將有泉釋紀に泉を龍に作るはあし、故今萬葉抄による、〇日泉泉釋紀に泉を聞とあるもいかなれば、萬葉抄に従て改めつ、泉泉はクサミなるを、後にクタミと云るは訛れる由なり、

海石榴市

豊後國風土記曰、大野郡海石榴市、昔者纏向日代宮御宇天皇、在球覃行宮、仍欲誅鼠窟土蜘蛛、而詔群臣伐採海石榴樹、作椎爲兵、卽簡猛卒授兵椎、以穿山靡草、襲土蜘蛛、而悉誅殺、流血沒踝、其作椎之處曰海石榴市、釋日本紀

大野郡は、和名抄に、豊後國大野郡、保郡とある是なり、されど海石榴市の地名みえず、豊後國志に海柘榴山在、朽網郷稻葉村、山不甚高、最險、景行紀云々、海柘榴市、卽此、按風土記海石榴市及血田爲在大野郡、誤矣、といひて、此地を直入郡にあるよし云り、〇纏向日代宮は景行天皇の宮號なり、球覃は上文にみえたり、〇鼠窟土蜘蛛、景行紀、十二年冬十月云々、到速見邑、有女人曰速津媛、爲一處之長、其聞天皇車駕、而自奉迎之、諸言茲山有大石窟、曰鼠窟、石窟有二土蜘蛛、住其石窟、一曰青、二曰白、云々、並其爲人強力、亦衆類多之、皆曰不從皇命、若強喚者、與兵距焉、天皇惡之、不得進行、とある是なり、豊後國志に鼠窟二所並、在石垣庄北石垣村、俗曰鬼岩屋、蓋土蜘蛛之賊所棲居也、形如山、高一丈五六尺、窟戶濶七八尺、深二丈餘、巨石疊築、頗似非人、爲其上竹樹鬱叢、窟大稍同、蓋

史曰茲山但疑其境非山也、ともあれば、今なほ現存れりとみゆ、〇伐採海石榴樹作椎爲兵は、上の景行紀さし次の文に、即留于來田見邑、權與宮室居之、仍與群臣議之、曰、今多動兵衆、以討土蜘蛛、若其畏我兵勢、將隱山野、必爲後愁、則採海石榴樹、作椎爲兵、因簡猛卒授兵椎、以穿山排草、鑿石窟、土蜘蛛而破、于稻葉川上、悉殺其黨、血流至蹊、故時人作海石榴椎之處、曰、海石榴市、とあるに同じ、作椎爲兵は、海石榴樹を伐り採りて、椎に作りて、其を兵としたるなり、椎は書紀神武卷に、瀬都瀬都志、俱梅能固、選餓勾、齋都伊、異志都伊、毛智于智、豆之夜、莽務、古事記にも、久夫都伊、伊都伊、伊都伊、とあり、また降臨の條に、天忍日命、天津久米命、二人、取負天之石、鞆、取佩頭椎之大刀、云々、神武卷に、頭椎、神功卷の歌に、勾夫菟智、などみえ、書紀私記に、頭椎、名其頭曲といひ、纂疏に、頭椎者、劔、首如椎也、今隼人所帶之劔、有此形也、とあるが如く、谷川氏の説に、劔の頭石にて、椎の形に似たるを、大和國の三輪山のあたりの土中より掘出たりと云を見たりといひ、今も往々石劔といふものを、土中より掘出たるが、椎に似たるは是なり、さて其頭の椎に似たるを石にて作れると、木にて作れるとありしなるべし、

氷室

豊後國速見郡温泉アマタアリ、其中一所四湯アリ、一八珠

灘湯ト云、一ハ等峙湯ト云、一ハ寶賦湯ト云、其湯ノ釜ノ東

西ニ、自然ノ氷アル室アリ、記曰、開一石門望見、如倉可一丈、

内縱横可方十丈、秉燭瞻奥、遍室氷凝、或如鋪玉、塙或似豎銀

柱、非因鑿斧斤、取難、時屬三炎、採氷百數、人人自足、如酌衢樽、

若非龍宮、凌室安能、冬夏不消者乎、ト云ヘリ、塵添塵

この文、本書に風土記とはなけれど、風土記の文なるべく思はるれば、此に擧たり、〇四湯は珠灘湯、また等峙湯と寶賦湯にて一所を脱せり、〇衢樽は、淮南子、聖人之道、猶中衢而設樽耶、過者斟酌、各得其宜、また蘇頌冊文に、酌中衢之樽、不竭也、陳大廟之器、不盈也、などあるが如く、其盡さざるの義をとりて、かくは云るなるべし、

餅化白鳥

昔豊後ノ國球珠郡、ヒロキ野アル所ニ、大分郡スム人、ソノ野キタリテ、家ツクリ田ツクリテ、スミケリ、アリツキテ、家トミタノシカリケリ、酒ノミアソビケルニ、トリアヘズ弓

チイケルニ、マトノナカリケルニヤ、餅チク、リテ的ニシ
 テイケルホドニ、ソノ餅白鳥ナリテ、トビサリニケリ、ソレ
 ヨリ後次第オトロヘテ、マトヒウセニケリ、アトハムナシ
 キ野ナリタリケルヲ、天平年中、速見郡スミケル訓邇ト云
 ケル人、サシモヨクニギワヒタリシ所、アセニケルヲ、アタ
 ラシトヤ思ヒケン、又コ、ニワタリテ、田ヲツクリタリケ
 ルホドニ、ソノ苗ミナカレウセケレバ、オドロキヲソレテ、
 又モツクラズ、ステニケリト云ヘル事アリ、塵袋 卷九

球珠郡は、和名抄に、豊後國球珠郡、また全本風土記に、昔者此村有洪樟樹、因曰球珠
 郡、とある是にて、國志に按郡南有山、名洪樟、一名斷株山、高一里許、周迴二里餘、上平如
 臺、相傳古昔有一大樟樹、樹高不知幾千尺、其樹自僵倒、土人伐之、斷株蟠根化為石、即此
 山也、或其然乎、ともあれば、大楠木のありしより、球珠の名は起りしなり、〇大分郡は、
 和名抄に、大分伊多保郡とあり、全本風土記に、昔者纏向日代、宮御宇天皇、豊前國京都行

宮幸於此郡、遊覽地形、嘆曰、廣大哉、此郡也、宜名碩田國、碩田郡、大分今謂大分、斯其緣也、また

景行紀に、十二年冬十月、到碩田國、其地形廣大、亦麗、因名碩田也、碩田、此云於保岐陀、と
 みゆ、古へは於保岐陀と云しを、音便に於保伊多となりし也、〇本文の趣は、大分郡に
 住ける人の、球珠郡に廣き野あるを見て、田を作りて富有りしが、後に心奢りて餅を
 的として弓射けるが、其餅白鳥に化りて、飛去りしより、家終に衰亡たりしなり、然る
 を全本の風土記には、速見郡の下に載せたり、其文に、田野在郡西南、此野廣大、土地沃腴、開
 墾之便、無比、此土、昔者郡内、百姓居此野、多開水田、餘糧宿敵、大奢己、富作餅、爲的、于時餅
 化、白鳥發而南飛、當年之間、百姓死絕、水田不造、遂以荒廢、自時以降、不宜水田、今謂田野、
 其緣也、とみえて、其事全く同じきを以て、思ふに、蘆藁抄は此文をとりて、假名に改め
 しものなる事著ければ、風土記とはなけれど、こゝに記しつるなり、但郡名の異なる
 は疑はしきに似たれど、全本却て誤りなるべしと云り、さるは豊後風土記の箋釋に、
 案地名、田野者、諸郡往々有之、惟以球珠田野爲最、且其故事相似、及荒田千頃、今猶存、耕
 之無成、所以爲田野也、恐以球珠誤混于速見、亦不可知也、豊日志曰、和邇部藤彥、仲哀帝
 朝人、神功皇后三韓凱旋之後、稱疾隱于此、其孫大開土田致富、呼爲田野長者、其後數世、
 孱者無狀、嘗作餅數千、以爲地博、盛米爲假山、善果數窮、漸貧困、且死絕、水田无復、耕者云、
 相傳曰、長者以女隣、其說怪誕、謬妄、不可取已、とあるが如し、餅の白鳥に化れる事は、

山城風土記に伊侶具秦公積稻稟有富裕仍用併爲的者化成白鳥飛翔居山峯伊禰奈利生遂爲社名と云るは富裕に心驕りて併を的とするが如き所行を警戒め給へる神の御所爲なる事後に山城の稻荷神とますにて知るべし此なるも百姓の驕奢を惡み給ひてさはかり富裕なりし家の遂には絶亡て曠野になりしかば訓通と云人の其を惜らしみて田を耕りけるになは神の御祟おはして苗みな枯れたればその神怒を畏みて捨たりとなり上に云る如く伊奈利神は秦伊呂具が過ちを悔て社を建て祭りしかば其子孫をば福を賜ひて咎め給はず此豊後なる神は他人の惜らしと思ひて曠野を耕るをも御怒りまして稲苗を枯らし給へりいづれも驕奢を戒め給ふは同じ事ながら禍福吉凶の異なる神の御心の神異ことを辨へてその御怒に觸るまじきわざをこそ思ふべきなれ

〇肥前

值嘉嶋

血鹿島肥前國也彼國有值嘉郷案風土記曰更勅云此島雖遠猶見如近可謂近島因曰值嘉嶋或有一百餘近島或有八

十餘近嶋釋日本紀卷十五

血鹿は敏達紀に十二年日羅が參官等遂發途於血鹿天武紀に四年九月云々流于血鹿島六年五月云々戊辰新羅人云々漂着於血鹿島續紀十三に知烈島とみえ三代實錄に貞觀十八年三月九日丁亥參議太宰權帥從三位在原朝臣行平起請二事其一事云々其二事請合肥前國松浦郡庇羅值嘉兩郷更建二郡號上近下近置值嘉島曰檢案內元有九國二島至于天長元年停多瀧島隸大隅國是只奠百領鹿皮費三萬六千餘束稻之故也今件二郷地勢曠遠戶口殷阜又土產所出物多奇異而徒委郡司恣令聚斂彼土之民厭私求之苛切欲貢輸於公家愆是國司難巡檢郷長少權勢之所致也加之地居海中境隣異俗大唐新羅人來者本朝入唐使等莫不經歷此島府頭人民申云去貞觀十一年新羅人掠奪貢船絹綿等其賊同經件島來以此觀之此地是當國樞轄之地宜擇令長以慎防禦又去年或人民等申云唐人等必先到件島多採香藥以加貨物不令此間人民觀其物又其海濱多奇石或鍛鍊得銀或琢磨似玉唐人等好取其石不曉土人以此言之不委以其人之弊大都皆如此者也望請合併二郷更建二郡號上近下近便爲值嘉島新置島司郡領任土作貢但其俸料舉定正稅公廩之間令兼任肥前國權官於是公卿奏議曰云々臣等伏以商量營水田充年糧事頗乖仍舊謀合權宜請試許二年先明息耗合兩郷號一島事苟謂利公豈期膠柱云々奏可又貞觀儀式延喜式大饗祭文に四方之

界東方陸奥、西方遠值嘉、南方土佐、北方佐渡とあり、和名抄に肥前國松浦郡值嘉加郷とある是なるべし、諸社縁起文書松浦に值嘉浦あり、〇風土記曰更勅云は、景行天皇の勅語なる事、全本風土記に、值嘉島在郡西南之海、昔者同天皇宮御宇天皇とあり、巡行之時、在志式島志式の式は我の誤り歟、景行の行宮御覽西海、海中有島、煙氣多覆、勅遣陪從阿曇連百足、令察之、島有八十餘、就中二島、島別有人、第一島名小近、土蜘蛛大耳、居之、第二島名大近、土蜘蛛垂耳、居、自餘之島、並人不在、於茲百足獲大耳等、奏聞、天皇勅且令誅殺時、大耳等叩頭陳聞曰、大耳等之罪、實當極刑、雖被戮殺、不足塞罪、若降恩情、得再生者、奉造御贄、恒貢御膳、即取木皮、作長蛇、短蛇、陰蛇、羽割蛇等之樣、獻於御所、於是天皇垂恩、赦放、更勅云、此島雖遠、猶見如近、可謂近島、因曰、值嘉島、則有檳榔、木蘭、梔子、木蓮、子黑、葛、篋、篠、木綿、荷、葛、其海、則有蛇、螺、鯛、鯖、雜魚、海藻、海松、雜海菜、彼白水郎、富於馬牛、或有一百餘、近島、或有八十餘、近島、西有泊船之停、二處、一處名曰相于之停、一處名曰川原、十餘、船一、遣唐之使、從此停、發到美禰、良久之濟、西原浦是也、從此發船、指西度之、此島白水郎容貌似隼人、恒好騎射、其言語異俗人也、とありて、今も小值賀郷小值賀村值賀村といふもわりとぞ、

帔搖岑

肥前國風土記曰、松浦縣之東三十里、有帔搖岑、帔搖此曰最頂有沼、計可半町、俗傳曰、昔者檜前天皇之世、遣大伴紗手比古鎮任那國、于時奉命、經過此墟、於是篠原村篠原資也有娘子、名曰乙等、比賣、容貌端正、孤爲國色、紗手比古便娉成婚、離別之日、乙等比賣登此峯、舉帔招、因以爲名、仙覺萬葉鈔卷五

松浦縣は、古事記仲哀に筑紫末羅縣書紀仲哀卷に、九年四月到火前國松浦縣云々、皇后曰、希見物也、希見此云梅豆羅國今謂松浦訛焉、又た國造本紀に、末羅國造あり、和名抄に松浦萬豆那とある是なり、この松浦縣以下俗傳曰までの文、全本風土記にはみえず、注の布理を萬葉緯には符離とあり、〇昔者檜前天皇之世は、袖中抄には昔小廣國押栴天皇之世とみえて、互に脱たるを、全本風土記には昔者檜隈廬入野宮御宇武少廣國押栴天皇之世とあり、〇鎮任那國、全本には那の下に之字あり、國の下に兼救百濟之國とあるを、袖中抄に鎮任那國の文なくして、復百濟之時とありて、互に文を省けり、全本に従ふべし、詞林采葉鈔には、此文を引て、昔武小廣國押栴天皇世、大伴ノ狹手彦連、任那國、靜百濟國ヲ濟ンガタメニ承勅、此村ニ至テ、即篠原

村ニテ、弟日姫子ヲ聘トシテ別去日、鏡ヲ取テ婦ニ與フ、妾別レ悲テ玉島河ヲ渡ル時、彼鏡ヲ懷キテ川底ニ沈ヌ、コ、ヲ鏡ノ渡リト云、とありて、全本に同じ。〇奉命經過此墟萬葉緯には墟を村と作り、全本には奉命到來至於此村とあり、於是篠原村篠原村也有娘子名曰乙等比賣は、全本に即娉篠原村志弟日姫子成婚日下部君とありて、聊か異なり、日下部君は史どもに見當らず、古事記開化に沙本毘古王者、日下部連、甲斐國造、之祖姓氏錄に日下部宿禰開化天皇、皇子彦坐命之後也、日下部連、彦坐命子狹穗彦命之後也、日下部、日下部連同祖、日下部首、日下部宿禰同祖、彦坐命之後也、などあれど、君の姓なし、また神別に日下部神饒速日命孫比古由支命之後也、とあるのみにて、姓はなけれど、國造本紀に末羅國造志賀高穴穗朝御世、穗積臣同祖大水口足尼孫矢田稻吉、定賜國造とみえたるをもて考ふるに、若くは此國造の族なる日下部氏にて君姓なるが、此國に住けるにや、さて弟日姫子やがて其氏人なりしも知るべからず、〇容貌端正孤爲國色、全本には端正を美麗に、孤爲國色を特絶人間とあり、〇離別之日、全本に離を分とありて、次に取鏡與婦、婦含悲啼、渡粟川、所與之鏡、緒絶沈川、因名鏡渡とあるを、本書になきは脱たるなり、〇乙等比賣登此峯舉帳招因以爲名は、全本に大伴狹手彦連發船渡任那之時、云々、因名稻振峰とあり、本書になきは省けるにや、萬葉五に、天平二年七月十一日、筑前國司山上憶良が詠領巾磨嶺歌一首、大伴佐提比古郎

子、特被朝命、奉使藩國、鑿棹言歸、稍赴蒼波、妾也、松浦佐用嬪、面嗟此別、易歎彼會、離即登高山之嶺、遙望離去之船、悵然斷腸、黯然銷魂、遂脫領巾、磨之、傍者莫不流涕、因號此山曰領巾磨之嶺也、乃作歌曰、得保都必等、麻通良佐用、比米都麻胡比爾、比例布利之用利、於返流夜麻能奈、自餘之童蒙抄に、肥前風土記曰、昔武小廣國押楯天皇之世、大伴狹手彦連、任那國をしづめかねて、百濟の國すくはむがために、みことのりをうけ給はりて、此村にいたりぬ、すなはち篠原村弟日姫子を娉しつ、其形人に勝たり、別去、日鏡をとりにて、婦にあたま、婦わかれのかなしひをいだきて、くりかはをわたり、あたふるところのかいみをいだいて、川にまづみぬ、こゝをかいみのわたりといふ、狹手彦ふねをいだしてさる時、弟日姫子こゝにのぼりて、そでをもちて、ふりまねく、このゆへにそでふるみねといふ云々、この狹手彦連事すしかれこれたがひたりともみえたるは、本文に同じきを、かなにあらためたるのみなり、さて稻は、和名抄に、領巾、婦人、頂上、傍也、日本紀私記云、比禮、天武天皇紀に、十一年云々、亦膳夫采女等之手、繼肩巾、肩巾此云比例並莫服、續紀に、文武天皇慶雲二年夏四月丙寅、先是諸國采女、肩巾、田依、令停之、至是復舊焉、枕草子に、五月の節のあやめの藏人さうぶのかづらわかひもの色にはあらぬを、領巾、裙帶なりとして、藥玉をみこたち上達部などの立なみ給へるに奉るも、いみしうなまめかし、又采女八人馬にのせてひき出めり、青すそ濃の裳裙帶、領巾などの

風に吹やられたるいとをかし。〇大伴狹手彦の事は書紀宣化卷に、二年冬十月壬辰朔、天皇以新羅寇於任那、詔大伴金村大連遣其子磐與狹手彦以助任那、是時磐留筑紫執其國政、以備三韓、狹手彦往鎮住那、加救百濟、欽明卷に、二十三年八月、天皇遣大將軍大伴連狹手彦、領兵數萬、伐于高麗、狹手彦乃用百濟計、打破高麗、其王踰牆而逃、狹手彦遂乘勝以入宮、盡得珍寶、貨賂七織帳、鐵屋、還來日本云鐵屋在高麗西高樓、以七織帳奉獻於天皇、以甲二領、金傍刀二口、銅鑊鐘三口、五色幡二竿、美女媛并其從女吾田子、送於蘇我稻目宿禰大臣、於是大臣遂納二女以為妻、居輕曲殿一本云十一年大伴狹手彦連共留郡とあり、姓氏錄に大伴連、道臣、命十世、孫佐豆彦之後也、また大伴宿禰、高皇產靈、命五世、孫天押日命之後也、初天孫彦火瓊杵尊神、駕之降也、天押日命大來目部、立於御前、降于日向高千穗峯、然後以大來目部為天初負部、天初負之號起於此也、云々、ともみえたるが如く、天孫御天降の時に、御伴仕奉れる天押日命の末にて、世々朝廷の守衛の兵を掌りし氏人なるを以て、外蕃に渡りゆきて、かく皇威を耀したりとみゆ、

杵島

肥前國風土記曰、杵島郡、縣南二里有一孤山、從坤指艮、三峯相連、是名曰杵島、坤者曰比古神、中者曰比賣神、艮者曰御子

神、一名軍神、動則兵興矣

鄉閭士女提酒抱琴、每歲春秋攜手登望、樂飲歌舞、曲盡而歸、歌詞曰、阿羅禮布縷、耆資麼加多壇塢、嗟峨紫彌苦、區縵刀理我泥底、伊母我堤塢刀縷是杵島曲也、〇仙

この文、全本風土記に漏たり。〇杵島郡は、全本に昔者纏向日代、宮御宇天皇巡幸之時、御船泊此郡盤田杵之村、于時從船載歌之穴、治水自出云船自成一島、天皇御覽、詔群臣等曰、此郡可謂我戰島郡、今謂杵島郡、訛之也、和名抄に杵島、岐志郡杵島、木之郷とあるこれなり、〇縣南二里有一孤山、云々、名曰杵島、は、景行卷に十八年秋七月云々、到筑紫後國御木居於高田行宮時、有僵樹、云々、有一老夫曰、是樹者歷木也、嘗未僵之先、當朝日暉、則隱杵島山、當夕日暉、覆阿蘇山也、とある杵島山これにて、此山に比古神比賣神御子神とて、三座の神ます、其御子神の一名を軍神とも申せり、軍神の鎮座す山震動く事あれば、兵興ると云傳へしなるべし、此神の事古史に見當らず、〇一名軍神、動則兵興矣、この軍神を印本に耳子神とし、動を靱に興矣を興矢とあるは誤りなり、今は古寫本と萬葉緯に據て訂しつ、〇鄉閭士女云々は、每歲春と秋と二季に此はとり近き里々の士女、酒を携へ琴を抱き、此山に登りながめて歌舞しつ、樂める由と聞ゆ、〇歌詞の布を印本に符とあり、何れにてもあるべし、資麼の麼を印本に熊とあるは

誤れり、萬葉緯によりて訂せり、〇阿羅禮布縷は、霰零なり、者資麼加多壇塙は、杵島が嶺なり、冠辭考に萬葉卷七に霰零鹿島之崎乎、卷二十に阿良禮布理可志麻能可美乎云々、こはわられふりて、音のかしましといひかけたり、卷三に霰零吉志美我高乎、險跡云々、また右に同じくかしましてふつ、け也、かよへり、音と云り、〇嵯峨紫彌苦は、嶮しみと也、苦を本書に占とあるは、艸冠の脱なれば訂せり、區經刀理我泥底伊母我堤塙刀縷は、草取り難て妹が手を執るなり、この歌萬葉卷三仙柘枝歌三首とある歌のはじめに、霰零吉志美我高嶺乎、險跡草取可奈和、妹手乎取とあるに同じ、加奈和は加彌豆の誤なるべし、古事記仁徳に速總別王到來之時、其妻女鳥王歌曰、云々、爾速總別、王女鳥王共、逃退而、騰于倉椅山、於是速總別王歌曰、波斯多豆能久良、波斯夜麻衰、佐賀志美登、伊波迦伎加泥豆、和賀豆、登良須母とある歌を、傳に梯立之、倉椅山を嶮と、岩搔不得而吾手取すもにて、一首の意は、倉椅山のいと嶮しさに、岩に搔付つゝ登るか、女鳥王は手弱女に坐ば、然岩にも得搔着賜はで、我手に取着給ふことよとなり、此歌をとりて所々詞をかへて、本國の歌曲に用ひたる物なりと云り、〇杵島曲は、常陸風土記に、行方郡云々、古老曰、斯貴瑞垣宮、大八洲所取、天皇之世、爲平東垂之荒賊、遣建借間命、國造初祖、引率軍士、行略凶獯、頓宿安婆之島、遙望海東之浦、時烟所見、爰疑有人、建借間命仰天誓曰、若有天人之烟者、來覆我上、若有荒賊之烟者、去離海中、時烟

別海而流之、爰自知有凶賊、即命徒衆、擣食而渡、於是國栖、名曰夜尺、斯夜筑斯、二人自爲首帥、掘穴造堡、常所居住、規伺官軍、伏衛拒抗、建借間命、縱兵驅追、賊盡遁還、問堡固禁、俄而建借間命、大起權議、校閱敢死之士、伏隱山阿、造備滅賊之器、嚴飭海濱、連船編柁、飛雲蓋、張虹旌、天之鳥琴、天之鳥笙、隨波逐潮、杵島唱曲、七日七夜、遊樂歌儔、于時賊黨聞盛音樂、舉房男女、悉盡出來、傾濱歡咲、建借間命令騎士、閉堡自後、襲擊盡囚種屬、一時焚滅、とみえたる杵島唱曲は、この杵島曲なる事著し、この常陸の東偏なる國にて、肥前の杵島曲を歌ふはいと異しきに似たれど、さる故よしぞありける、其はこの建借間命の出自を考ふるに、件の文に那賀國造初祖とありて、國造本紀に仲國造、志賀高穴穗、朝御世、伊豫國造同祖、建借馬命、定賜國造、また古事記神武に神八井耳命者、意富臣、云々、火君、大分君、阿蘇君、云々、伊余國造、科野國造、道與石城國造、常陸仲國造、云々等、之祖也、和名抄に常陸國那珂郡とある處とあるにて、神武天皇の御子神八井耳命の裔なる事は知らるゝを、この火君は、今の肥前肥後にて、大分君は、豊後の大分郡、阿蘇君は、肥後の阿蘇郡なれば、當昔火豊二國の地に封され給ひし事知るべし、之を國造本紀によりて考ふるに、火國造、瑞籬朝、大分國造同祖、志貴多奈彦命、兒建緒組命、定賜國造、阿蘇國造、瑞籬朝御世、火國造同祖、神八井耳命、孫速瓶玉命、定賜國造、とみゆ、然れば是よりさき二國にありて功業を建給ひ、即て崇神の御世に國造とせ

られしなり又伊余國造志賀高穴穗朝御世印幡國造同祖敷析彦命兒速後上命定賜國造とある伊余國造は火國造の祖と同じく敷析彦命の兒にて火國造より分れし事著く同時に伊豫國造同祖建借間命とある時は速後上命と同じ兄弟にて火國造より分れし事古事記に云々といへる順序にても推考へらるれば建借間命は直ちに火國より來れる人なるべし故此國の賊を撃つにあたりてその本國火の杵島曲を唱ひて士卒を勵したる事情を察りこの東偏に來りて彼の西肥の歌をうたひたりし趣をも辨へらるべきなりもし崇神の御世に既く杵島曲を唱ひし證ある時は宣長が速總別王の歌を所々かへたるものなりと云る説は立がたかるべし

與止姬神社

風土記云、人皇卅代欽明天皇廿五年甲申冬十一月朔日甲子肥前國佐嘉郡與止姬神有鎮座一名豐姬一名淀姬神名帳頭注

この文全本肥前風土記にはみえざれど、かならず古風土記の文なるべし、但し人皇卅代四字、また甲申冬十一月朔甲子九字と、肥後國の三字は後人の私に書加へたるが挿入りたるものなる事、諸國風土記にかゝる文例なきにて著明ければ、今は圖をつけて挿入の文を見やすからしむ、〇佐嘉郡は、全本風土記に、昔者樟樹一株生於此

村幹枝秀高莖繁茂朝日之影蔽杵島郡蒲川山暮日之影蔽養父郡草横山也、日本武尊巡幸之時御覽樟茂榮曰此國可謂榮國因曰榮郡後改號佐嘉郡一云郡西有川名曰佐嘉川年魚有之其源出郡北山南流入海山川上有荒神往來之人半生半殺於茲縣主等祖大荒田占問于時有土蜘蛛大山田女狹山田女二女子云取下田村之士作人形及馬形祭祀此神必有應和大荒田即隨其辭祭祀此神神歎此祭遂應和之於茲大荒田云此婦如是實賢女故以賢女欲爲國名因曰賢女郡今謂佐嘉郡説也とあるにて其名義も明らかかなり和名抄に肥前國佐嘉郡また諸寺文書纂元德三年に佐嘉庄とあるも此地なり〇與止姬神は神名式に肥前國佐嘉郡一座に與止日女神社とみえ今佐嘉郷河上村にあり川上大明神と云り三代實錄に貞觀二年二月八日己丑進肥前國從五位下豫等比咩天神從五位上十五年九月十六日戊寅從五位上豫等比咩神正五位下この豫等比咩神これにて一名を豐姬とも申すとなりさて與止と止與と反さなるは疑はしきに依てかにかくに論ぶ人もあれど豐姬は止與比女にはあらで由多比女なる事を考へざるが故なり全本風土記の文に又此川上有石神は佐嘉川なり名曰世田姫海神魚年常逆流潛上到此神所海底小魚多相從之或人畏其魚者無殃或人捕食者有死凡此魚等經二三日還而入海常とあり海神の字を印本に年良幹云り今之に従て訂して引り、とある世田姫を印本にセタヒメとよめれど、

タヒメなり、また淀姫もヨトヒメなりども、ヨトヒメなるべく、また此神の一名豊姫もトヨヒメにはあらずして、ユタヒメなり、然れば與止も世田も、豊も皆通音にて、何れも違へるにはあらず、與止比女の一神にませり、土人はなべてヨトヒメと云なせりと、是も貞幹云り、さて乾元二年記に、淀姫大明神者、八幡宗廟之叔母神、神功皇后之妹也、三韓征伐之昔者、得干滿兩顆而沒異域之凶徒於海底、文永弘安之今者、施風雨之神變而擁幾多之賊敵於波濤とあるによりて、誰も神功皇后の御妹にして、應神天皇の叔母神と心得る事なれど、八幡神は恐らくは彦火火出見尊にて、應神天皇にはますべからずと思ひよれる考あり、別に云り、按ふに與止日女神は穗穗出見尊の御叔母にて、即海神の女なるべし、故風土記に世田姫海神云々とあるも、綿津美に由ある深き理ある事なるべし、干珠滿珠も海神に因あれど、神功皇后の御妹には縁なきを思ふべし、なほ此豊姫の神は、若狭國三方郡常神社に祭られ給へり、山城國與杼神社、また豊前國田川郡比咩命神社もきはめて同神にておはすべし、さて豊前香春の神社に、辛國息長大姫大目命と、穗穗出見尊の御父忍骨神と此神と三座をすも、上に粗云る説に合へるを考ふべし、香春神の事は既に上に云り、

古風土記逸文考證卷七終

古風土記逸文考證卷八

常陸 栗田 寛著

〇肥 後

國號

肥後國風土記曰、肥後國者本與肥前國合爲一國、昔崇神天皇之世、益城郡朝來名峯有土蜘蛛、名曰打狻頸狻二人、率徒衆百八十餘人、陰於峯頂、常逆皇命、不肯降服、天皇勅肥君等、祖健緒組、遣誅彼賊衆、健緒組奉勅到來、皆悉誅夷、便巡國裏、兼察消息、乃到八代郡白髮山、日晚止宿、其夜虛空有火自然而燎、稍稍降下、著燒此山、健緒組見之大懷驚恠、行事既畢、參上朝廷、陳行狀、奏言云云、天皇下詔曰、剪拂賊徒、頗無西眷、海

上之勳誰人比之、又火從空下燒山亦惟、火下之國可名火國、
 又景行天皇誅球磨贈啖、兼巡狩諸國、云云、幸於火國渡海之
 間、日沒夜暗、不知所著、忽有火光遙視行前、天皇勅棹人曰、行
 前火指而往、隨勅往之果得着崖、即勅曰、火燎之處、此號何界、
 所燎之火亦爲何火、土人奏言、此是火國八代郡火邑、但未審
 火由于時詔、群臣曰、燎之火非俗火也、火國之由知所以然、
 本紀
 卷十

勅棹人曰の下、印本に行前火日とあるは、衍字なる事伊澤本になきにて明かなれば
 はふけり、〇この火國號の由縁は伴信友の考證いと委しければ、其全文を此に擧ぐ
 其説に云、肥前肥後の本名を火國と云る由縁は、肥後風土記に云々可名火國、
 省なればとみえ、また肥前風土記にも此事を記して、肥前國者本與肥後國合爲一國、
 昔者磯城瑞籬宮御宇、御間城天皇之世、肥後國益城郡朝來名峰有土蜘蛛打猴
 肥後風土記に、此問、二人帥衆一百餘人拒捍皇命不肯降伏、朝廷勅遣肥君等祖

健緒組伐之、於是健緒組奉勅悉誅滅之、兼巡國裏觀察消息、到於八代郡白髮山、日晚止
 峯、其夜虛空有火自然燦稍々降下、就此山燎之時、健緒組見而驚恠、參上朝廷奏言、臣辱
 被聖命、遠誅西戎、不審刀乃梟賊自滅、自非威靈何得然之、更舉燎火之狀、奏聞、天皇勅
 曰、所奏之事所未曾聞、火下之國可謂火國、即舉健緒組之勳、賜姓名曰火君健緒組、便遣
 治此國、因火之字、曰火國、後分兩國而爲前後、ともみえたるにて明かなり、然る
 に書紀景行天皇十八年の下に、五月壬辰朔、從葦北發船到火國、於是日沒也、夜冥不知
 着岸、遙視火光、天皇詔、挾抄者曰、直指火處、因指火往之、即得著岸、天皇問其火光處、曰、何
 謂、邑也、國人對曰、是八代縣豐村、亦尋其火是誰人之火也、然不知主、茲知非人、火故名其
 國曰火國、とみえて、此時に國名を定め給へる由に記されたるは、謬傳に依られたる
 なり、さるは此故事も上に擧たる肥後風土記の文に連ねて、又景行天皇誅球磨贈啖
 兼巡狩諸國云々、火國之由知所以然、〇これらも本文にと記し、肥前風土記にも、又上文
 に連ねて、又纏向日代宮御宇、大足彥天皇、御行天皇、誅球磨贈於而巡狩筑紫國之時、從
 葦北火流浦發船、幸於火國、度海之間、日沒、夜冥、不知所着、忽有火光、遙視行前、天皇勅
 棹人曰、直指火處、應勅而往、果得着崖、天皇下詔曰、何謂、邑也、國人奏言、此是火國八代郡
 火邑、風土記に、此字今本脱たり、肥後、但不知火主、于時天皇詔群臣曰、今此燎火非是人、火所以
 號火國、知其爾由、とみえて、始て國名を定給へる由にはあらず、由と書る文に、意を著

し、其は前に、崇神天皇の火國と號け給へる事をば知食つれど、その事の由をばいまだよくも尋ね給はで、そのかみ火國と號給ひしは、如此る神火の事の由によりて、號給ひつらむと、をりにあひてふとなほざりに詔ひたりしなるべし、ざるを書紀に、云云、故名其國曰火國と記されたるは、そのかみその御なほざり言にすがりてまがひたる謬説のありけるを、正しめへずして、其説によられたるものなるべきこと、上に舉て論ひたる如く、崇神天皇の御世に國名を定給ひたると、景行天皇の火光を覽そなはして云々と詔へると、兩度の差別兩國の風土記の傳、相並に合ひていと明らかなり、云々、因に云、肥前肥後もと一國なりし由、風土記に相共に記して、肥前なるは健緒組の故事をいへる文に連ねて、後分兩國爲前後といへり、肥後なるも然ありけむを、今本書世に傳はらざれば知られず、かくてその二國に分たれし事は、他書どもには見え、さてその前後の國號の古く書に見えたるは、神功紀に火前國松浦縣、推古紀に肥後國葦北津と記されたり、但しこは後の號を古にめぐらししていへる傳へによりて、書されたりむも知られねど、日本紀撰記されたる養老の頃より、はやく前後に分たれたりし事は著し、かくて此火國のことは、古事記の大八島成出の章に、次生筑紫島、此島亦身一而有面四、每面有名、故云々、肥國、謂建日向日豐、久士比泥別、云々、と見え、其文の傳に、上に筑紫島を有面四と云て、肥國を其一に取れり、然るに國圖を考

るに、肥前と肥後とは海の隔りて地接ず、正しく二に分れたれば、面一には取がたき國形なり、故考るに、書紀又風土記などの火國の故事は、地名に依るに、皆肥後國の地なり、然れば肥國と云しは、初はただ肥後方のみにて、肥前の地は本は筑紫國の内なりしが、やゝ後に肥國には屬しにやあらむ、肥前は筑前筑後と地接きて、此三國は面一にも取つべき國形にて、肥後とは清く離れたればなり、されど此らは上代のこと、さだかに辨へがたし、たゞ試に記しおくのみなり、さて日向の域も、北方半國ばかりは、もと此肥國の内なりけむを、肥後と日向とは面一、やゝ後に分れて、一國にはなれるなり、と注はれたるは、さることなり、但し記に肥國といへるは、後の名を古かくてなほ考ふるに、上代に火國といへるは、今の肥後の方なるべき由いはれたるは、まことにさることにて、うごきなくきこゆるに、その肥後と稱れたる域を、肥前といふ由のおぼつかなく、ざるにあはせては、いさゝかたゞよはしくおもはるゝにつきて、なほ國圖を按ふるに、肥後は東の國、岬より島傳ひに、天草といふ、域より、北東さまに、肥後の天草の北面より、二三里ばかりに海を隔て、島原といふ、域より、北東さまに、肥後の西面より、筑後の西面かけて、流海をへだて、曲り對て、筑後の西方に隣れり、上代には今の肥後の方さまを火國といひ、後に今の肥前の方かけて、火國に屬られたりしを、又後に今の如く前後に分れたるものなるべし、平陸よりいへば、肥後の北の方筑後に隣りて、その筑後を隔て

て肥前なれば、肥前肥後もと合せて一國なりつる由いへる風土記の説、こころえがたくきこゆれど、かく肥後の東の國岬より便ば、一國とせられたりしこと更に疑はらざ、風土記にみえたる火國の故事の地のみな肥後のかたにのみあるは、其國の名にも號られたる故事の本土なればなり、肥前の風土記に、其國內ならぬ肥後の故事を記せるは、本土の國號の緣由を顯さむために記せるなり、かくては記傳にいはれたる鈴屋大人の考まことによく當れりといふべし、〇朝來名峯、肥後國志に、上益城郡朝來名峯、福原村にあり、肥後見聞雜記に、益城郡福原村に朝來名山と云あり、其山の奥に石窟あり、大石を以て四壁とし、長さ三四丈の石にて覆とす、窟中數十人を容るべし、恰も石城の如く、人巧の物にあらず、今や人跡到る事罕なり、里人鬼の窟といふ、郡中外に朝來名と云、山なし、即此處也、〇肥後の隈本人中島廣足云、その國の風土記に見えたる八代郡の白髮山、いづことも詳ならざりつるを、慶長の頃、その郡中田代村に袈裟市とて、旨のありけるが、人に書せたるなるべし、それが覺書といふもの、其あたり里の民家の梁上に秘置たりけるを、近頃取出したる其書中に、むかし火の降りたりしといへる山は、今の八代郡の種山の内に、白髮山といふ山なりと記しおけり、と語れり、その國人だに、さだかに知らずなりつる山名の、知られたるがめづらしければ書そへつ、肥後國志、八代郡道前郷北種山村に白髮山あり、井澤長秀地志成瀬久敬草編共に、白髮山其地不分明と云り、今考るに北種山村に白髮と云所あり、

山腹に天満宮あり、石門高十間許、横三間、長十間餘、虹梁の如し、里俗は菅神此岩を蹴破り、飛給ふといふ、大風の爲に社垣破壊する事多き故、近世に至り、當村の田畔に移し、即白髮天神と稱す、此山所謂白髮山なり、白髮をシラカミと不訓して、シラガと訓せし故に知る人なし、と見えたり、又上古建緒組の命止宿の迹なる故、中古其徳を慕ひ、尊信して神體を安ぜしを、束帶の像なる故、後人誤て菅神とし、彩色梅の紋を用るにはあらざるか、今は白神と書くと云り、〇上に引たる肥前風土記に、景行天皇の故事に従、葦北火流浦、發船幸於火國度海之間、云々とみえたる火流浦は、そのかみ不知火を火流といひて、それによれる浦の名なるべし、不知火は今も蘆北八代宇土の濱邊より澳の海原に見ゆ、とさきに國人長瀬眞幸かたりき、今國圖を按ふるに、天皇葦北浦より發船し給ひて、東北さまに八代のかたへ幸して、云々の事ありし海路もかなひてきこゆ、〇天皇の火光を覽そなはして、御船泊給ひつといへる豊村火邑などいへる地名、今詳ならず、とさきに眞幸いへりき、今按ふるに和名抄八代郡に豊福郷みえ、兵部式に、豊向驛とあるも、其處なるべきに、國圖を見るに、八代の部内の海邊に豊福といふがみえたるはこれならんか、又火邑も和名抄同郡に肥伊郷とみえたる處これにて、伊字は地名を二字に作く例の書ざまなるべし、今八代郡に氷川といふ川ありとぞ、其わたりの邑なりしなるべし、かく記し置る後、肥後國志を見るに、八代

郡道後郷に宮原村宮原町あり、そこに氷川あり、陳迹志曰、氷川は八代城北三里許にあり、火邑今其所詳かならず、按に和名抄八代郡に肥伊郷あり、今郷廢て村にも肥伊と云村なし、和名抄に載る所五郷あり、四郷は地圖に據に、其管する所の地方粗分明せり、東北の方立神種山四浦等の村々、其支配を受所の郷名なし、然れば即今の氷川肥伊郷の本にして、宮原傍近より上、四浦までかけての名なるべし、書紀に出雲國簸の川上と云ふが如く、火邑より出たる火川にて、後には肥伊川になりたるを、又字便に類て氷川となる、中葉に至りて村名はうせて、川にのみ名の残れるなるべし、然れば今の宮原近邊の地、上古の火邑なる事疑ふべからず、又風土記の火邑を書紀には誤て豊村とす、風土記は和銅六年勅に依り、國々より其國內の事蹟を誌て獻ぜし書なれば、信據すべきもの也とみえ、また事蹟通考に、火流浦は葦北郡に名なし、火流日奈久讀近ければ、今の日奈久浦歟、書紀に豊村とあるは誤なり、其故は天皇着岸の兩所あるべからず、と云るによりて、豊村と火邑の事詳に知られたり、事蹟通考に、日奈久郷日奈久村あり、日南後比奈子日奈來とも書り、是風土記火流浦なるべし、

水島

風土記云、球磨乾七里、海中有嶋、稍可七十里、名曰水島、島出

寒水、逐潮高下、云云、仙覺萬葉抄卷三

球磨は和名抄に肥後國球磨郡とある是にて、書紀行卷に熊縣、兵部式に珠磨驛などみえたり、〇水島は萬葉三に、長田王被遣筑紫渡水島之時よめる歌に、如聞、眞貴久奇母、神左備居賀、許禮能水島、葦北乃野坂、乃浦從船出爲而水島爾將去、浪立莫勤、とある野坂浦も、肥後國の浦名なり、肥後國志、葦北郡田河内村に水島あり、事蹟通考に、水島は八代城の西南一里許の海中にあり、小嶋にて寒泉石の隙より涌出す、潮の盈虛に依て、水口高下す、天下の名水其右に出るものなし、上古は葦北郡の内なりしや、今は八代郡高田郷に屬せり、中島廣足の説に、水島古書には葦北郡とあれど、今は葦北八代の境の海中にありて、八代につけり、今もいと清き水湧出る處あり、此島今は潮干には徒よりゆくなり、古とは變りて海のあせたるなるべし、萬葉なる野坂浦はさだかならねど、今佐敷の津あたりならんと、或人云り、げに水島までの海路五里ばかりあれば、舟出してとよみ給へるにもかなふべし、和名抄に菊池郡水島とあるを、此水島に思ひまがひて、或人の萬葉の注に引たるは誤なり、菊池郡なるは川の邊にて、今も水島村としてあり、此海よりは二十里も隔りて、山にそひたる處なり、とみえたり、景行紀に十八年四月壬申、自海路泊于葦北小島、而進食、時召山部阿弭古之祖小左、令進冷水、適是時島中無水、不知所爲、則仰之、祈于天神地祇、忽寒水從崖、傍湧出、乃酌以獻

焉故號其島曰水島也其泉猶今在水島崖也云々とあれば風土記の文は景行天皇の御膳に供へたる水島の故事を云りしなり

爾倍

肥後國風土記曰玉名郡長渚濱在郡昔者大足彦天皇誅球磨噲啖還駕之時泊御船於濱云云又御船左右游魚多之棹人吉備國朝勝見以鈎釣之多有所獲即獻天皇勅曰所獻之魚此爲何魚朝勝見奏申未解其名正似鱒魚耳須麻天皇歷御覽曰俗見多物即云尔倍佐尔今所獻魚甚此多有可謂尔倍魚今謂尔倍魚其緣也釋日本紀

玉名郡は景行紀に云々玉杵名邑とあるを和名抄に玉名伊奈郡とある是なり古へはタマキナなるが後にはタマイナと唱ふる事となりしなるべし〇昔者大足彦天皇云々泊御船於濱は景行卷に十八年六月辛酉朔癸亥自高來縣渡玉杵名邑云々丙子到阿蘇國とある時の事ときこゆ此尔倍魚は後の腹赤魚にて年のはじめに献る

御贊これなり肥後國志に玉名郡野原庄腹赤村に供御之池あり天皇へ供御を奉りし所と云傳ふ又腹赤濱あり里農の説に往古景行帝巡狩し給ひ當郡に行宮を設け慰せ給ふ其地は今築地村と云築地を築きし迹なる故名とす此時當所に一人の漁父まつなと云者あり朝毎に贊の魚を獻するに盛るべき器なき故葛の葉に包て行宮に獻ず其葛を採たる所を葛葉と稱す今隣村永方村の内葛輪と云所也と其頃此邊海潮漲へ漁者マツナ一人のみ此邊に釣すと云まつなが末孫當時此村の農家藤四郎と云者ありまつなが帝より拜賜せしと云傳へたる御裝束として傳來す茶色の如き絹と見えて手に取るに堪へずはらくとなると云また長渚濱行宮の遺蹟今不詳竊に考るに腹赤村の内沖洲に景行天皇を祀れる祠あり名石宮と云四皇子宮とて長洲にあり天皇の皇子四人を祀ると云り長洲は沖洲より一里許南にあり腹赤村に御腰掛石と云あり土人相傳ふ天皇警蹕の處敢て糞穢せず又泉あり極て清潔御供水と云衆皆畏敬す疑ふらくは行宮の迹蓋此邊ならん天竺云名石明神は同帝后御刀媛を伴信友の考に腹赤の御贊は肥後風土記に云々〇本文に記されとみえたる故實によりて聖武天皇の御世その尔倍魚の別名を腹赤と申て獻りそめたるなり其は中原師遠朝臣の年中行事正月元日の條の裏書に奏腹赤贊事腹赤尺寸九尺九寸載大宰府解文本朝月令曰昔大足彦天皇誅球磨噲啖還駕之時於肥後國玉名

郡長渚濱釣此魚矣帝問左右吉備國朝勝見之未知其名云々帝曰今俗見多物即云余倍左余云々事見月令第一とみえまた年中行事抄正月元日條宮内省奏腹赤贊事魚長九尺九寸太宰府解文載寸法官曹事類云腹赤魚筑後肥後二國所出天平十五年正月四日始供委見兩國風土記また色葉字類抄に腹赤同國俗用之出本朝式太宰府大足彦天皇誅球磨噲吹還駕之時於肥後國玉名郡長渚濱釣此魚帝問左右吉備國朝勝見之未知其名云々帝曰今俗見多物即云余倍佐余云々などみえたるをかの風土記の文に徴して並せ考るに余倍魚と稱ふは景行天皇の負せ給へる名腹赤といふは其魚の別名なること著くまた件の故事によりて聖武天皇の御世天平十五年正月四日に獻らせ給ひたることも知られたり然るに年中行事秘抄奏腹赤贊事の條に官曹事類云供腹赤魚事始自昔大足彦天皇御代歟肥後風土記於長渚濱棹人釣之其名曰鯨魚須とあるももはら上に擧たる書どもに記せると全く同説なるを其名曰鯨とあるは却て傳寫の誤なりかくて其腹赤の本名の余倍魚なる事は上に論へる如く混れなければなほ書どもを併せ考ふるに和名抄に鯨魚類聚名義抄新選字鏡に鯨を波良加とみえ撮壤集にハラアカと訓り余倍は字鏡に鯨石首魚也余倍名義抄にはニヘクチともあり今彼此を通はしおもふに余倍を腹赤と云ふほかに久知伊之毛知といふも別名なりけりさて魚商人どもにつきてよく尋問ふに余倍といふは

大魚にてなべて長さ六七尺ばかりなりされしにはなほ大なるもありと聞けり鱗黄に黒みて光あり尾に岐なし臆丹色を帯て赤し臆は白し頭中に白き石の如きもの二枚あり此魚の鰓を干堅めたるが魚仁倍といふものなりさて其余倍の小なるほとを石もちと云り又別に鏡鯛といふ者に似たるニベといふがわり其は七八寸より大なるは見ず脂少きもの也またかの仁倍の小さなをいふ石もちに似て腹白くこれも頭中に白き石の如きものありて長さ一尺に過ぎるをも石もちといへり此は常に食ふ魚にて脂も少し人あまねく知れるが如し心得おくべしと云り今按に余倍を腹赤といふは字の如く腹の赤き由也又肥後の國人に問合せたるに余倍はかの魚商人の語れると全ら同じされど其大なるは今いと多からずその小なるほどなべて七八寸ばかり一二尺に及べるをグチとも赤グチとも云ふ夏時こゝとに多しといへり鯨魚に似りやと問ふに其れが小さきはうち見にはいさゝか似たりとも云べし但し鯨にあはせては圓きかたにて鯉に似てやひらみたりといへりまたいふ小魚にてなべて世に石もちといへるをば白グチといふ形の相似たるによりて腹の赤と白きを以て云分つなめりと云りこれ腹赤の一名を久知といへるに合へりさていはゆる余倍魚を腹赤と申て御贄に獻る縁は上に擧たる如く肥後風土記に見えたる景行天皇球磨噲吹を誅て還駕ときの云々の故事に依りて

上に引たる如く、官曹事類に、天平十五年正月四日始供と見え、江次第抄にも天平十五年正月十四日、太宰府進之、毎年可供之由被定、と記されたり、かくて官曹事類に、腹赤魚、筑後肥後二國所出、委見兩國風土記、とあるは、肥後は然る事ながら、筑後より獻る縁は、今其風土記の文絶て知へき由なし、されどこれも又同書に、供腹赤魚事始自大足彦天皇御代、歟、肥後風土記於長渚濱、云々、と見え、此外の書どもにも同じ趣に記せるを、風土記に長渚濱の條に載たるをおもへば、筑後は長渚に近く隣りたれば、そのわたり海上にてぞ、其魚をば獲たりけむ、故兩國より獻れるを、太宰府の解文を具へて朝廷に進る例となりしにて、延喜内膳式の年料太宰府の別貢に、腹赤魚、筑後肥後兩國所進出、其數隨得、と載られたる是なり、但し肥後の長渚の濱は、其時天皇の御船泊給へる地なりければ、もはら其事に係て風土記には記せるなり、かくて立かへりて、風土記に記せる趣をこまかに考ふるに、御船、左右游魚多之、棹人吉備國朝勝見、以釣釣之、多有所獲、といひ、また詔に、俗見多物、即云、余倍佐余、柴わたり、の俗言なり、しなるべし、下の余は辭なるべし、神武紀に、甚敏速紀に、餘なるべし、とあり、た、と、此、外、に、は、さ、ら、に、と訓るは、詔、主、の、殊、さ、ら、に、件、の、古、言、な、も、と、め、て、も、の、せ、る、な、る、べ、し、と、此、外、に、は、さ、ら、に、な、る、な、や、詞、今、所、獻、魚、甚、多、有、可、謂、余、倍、魚、と、詔、へ、る、趣、な、ど、を、思、ふ、に、當、時、釣、り、て、獻、り、し、余、倍、魚、は、大、魚、と、は、き、こ、え、ず、此、魚、の、小、さ、さ、が、今、肥、後、に、て、夏、の、こ、ろ、多、か、り、と、き、こ、ゆる、に、よ、り、て、彼、景、行、天、皇、の、筑、紫、の、熊、襲、征、に、幸、せ、る、時、節、を、日、本、書、紀、に、考、ふ、る、に、御

世の十八年四月三日、筑紫夷守、前今の筑より熊縣、今肥後國に到り給ひ、十一日海路より葦北、今肥後國に泊給ひ、五月朔日、其處より發船して、火國八代縣、今肥後國に到り、肥前に渡り、六月三日高來縣、今肥前國より玉杵名邑、今肥後國に渡り給ひ、十六日阿蘇國、今肥後國阿蘇郷に到給ひ、七月四日筑紫後國御木、今肥後國三毛郡、今肥後國の地あり、また到り、高田の行宮に入御座し、七日八女縣、今肥後國上に到り、八月的邑、今肥後國に到り、御座し、明る十九年九月廿九日、日向國高屋の行宮に還坐ましきしかれば、かの風土記に記せる玉名郡長渚濱の故事は、十八年六月三日の頃の事に當れり、そのころ其魚の小さなるが、長渚の海の渡中にて、御船に隨て、希異までにべさに遊き綿亘りて、とよみ來りしなるべし、さて又官曹事類にみえたる、筑後よりも腹赤獻れる縁は、今其國の風土記世に傳はらず、史どもに記されたる事なければ、考ふべき由なし、また其國に語り傳へたる古事もあらずとぞ、いふ地理に據り、はた筑後肥後の國人に尋問けるに、肥後の長洲と筑後の三池、三池は古と相隣りて、海濱たゞちに連續て遠からず、漁人も多く住て、長渚わたりの漁人と入雜りて、網をおろす處なりといへり、然れば其ほどの海中にての事なるべければ、筑後のかたにても、其國の事に係けて、風土記にも誌して、奏上たりしなるべし、但し此時御船を長渚濱に泊給ひたりければ、おのづから其古事の迹は、もはら肥後國に遺りて、世にも語り傳へたるべき御費の

魚は、なほ兩國より隔年に獻らしめ給ひたりしにぞあるべき、されど他書ともに筑後より獻れる事のみえざるを思へば、故ありてはやく停められしなるべし、と云り、已上は板本の比古變衣にのせたる考の大意をとりて、此の注公事根源元日節會條には、ものしつるなり、なほ委しき事は、本書に就て見るべし。曰、腹赤の費として魚を筑紫より奉るなり、昔はやがて節會などに供しけるにや、腹赤の食様として、くいさしたるを皆取渡して食けり、景行天皇の御宇筑紫の國宇土の長濱にて、海人は是を釣て奉る、其後聖武天皇の御時、天平十五年正月十四日、大宰府より是を奉りけるよりして、年毎の節會に供すべきよし定め置れたるなり、腹赤とはますと申魚の事なり、年中行事歌合に、腹赤御費、二位中將、初春の、千代のためしの、なかはまに、つれるはらかも我君のため、とみゆ、肥後事跡考證に、年中行事歌合公事根源等に、宇土長濱と記し、歌にもしかよめるは非也、腹赤の事跡は、今も玉名郡長洲に腹赤邑ありて、景行天皇の社有、名石明神といふ、かの楯人朝勝見が子孫代々相繼て、かの村に住めり、此所の浦人、今も小鯛を焼て商物とす、これを腹赤鯛と云り、鱒を用る事は未だ聞侍らず、又宇土の長濱も、漁の地なれども、腹赤の事跡は、此所にあらず、風土記を證として、年中行事歌合公事根源等の説あやまれる事を知るべし、また事蹟通考に、朝廷陵夷の後、此奏永く廢絶す、寛永年中細川忠利君阿野大納言實顯卿に就て、腹赤鯛を後水尾上皇に獻ず、上皇深嘉すとみえ、大納言その時の歌に、立歸る聖の

御代のはるとてや、そなふるけふのはらかなるらん、とよめりとぞ、この明治の御世にはかゝる古典をも興されたき事になん、

關宗神宮

筑紫風土記曰、肥後國關宗縣、縣坤二十餘里、有一禿山、曰關宗岳、頂有靈沼、石壁爲垣、計可縱五十丈、橫百丈、深或二十丈、或十五丈、清潭百尋、鋪白綠、而爲質、彩浪五色、緬黃金、以分間、天下靈奇、出茲華矣、時時水滿、從南溢流、入于白川、衆魚醉死、土人號曰苦水、其岳之爲勢也、中天而慄峙、包四縣而開基、觸石興雲、爲五岳之最首、濫觴分水、寔群川之巨源、大德巍巍、諒人間之有一、奇形杳杳、伊天下之無雙、居在地心、故曰中岳、所謂關宗神宮是也、釋日本紀卷十

關宗縣は、景行卷に阿蘇國、國造本紀に阿蘇國造などみえ、和名抄に阿蘇阿那阿蘇郷ある地是なり、阿蘇家傳附録云、關宗縣有一禿山曰關宗岳とあるは、阿蘇山を總云るたて、頂有靈沼より土人號曰苦水とまでは、靈沼の事をいひ、其岳之爲勢也よりは、阿

蘇山のすべての形勢を云るなり、故中岳を靈沼ある山をいふとし、五岳を根子岳、高岳、御岳、烏帽子岳、杵島山のこと、せば、かの包四縣而開基五岳之最首などいふ文を、何とかいはん、靈沼ある山の基のみにては、四縣は包ず、また山さへも卑かるをや、有一禿山曰、關宗岳、其岳之爲勢也、居住地心、故曰中岳、とあるは右の五の山々を總て關宗岳といひて、此唱は今の世も中岳とは其地形につきていふ、關宗岳の異名なり、此阿蘇の地は青山四方に周り連りて、さて關宗中岳は其山と、もとはさきよく離れて、坂梨、内牧、高森、布田の四縣の廣平なる真中より、大虚ををかして立升り、本より靈なる山なれば、實に其岳之爲勢也、中天而傑峙、包四縣而開基、觸石與雲、大德魏巍、人間之有一、奇形杳杳、天下之無雙と謂つべしとあり、〇關宗岳頂有靈沼は、日本紀略延暦十一年肥後國阿蘇山上有沼、其名神靈池、無故涸滅二十餘丈、三代實錄貞觀九年八月六日太宰府言、肥後國阿蘇郡正二位勳五等健磐龍命、神正四位下、姬神所居山嶺、去五月十一日夜、奇光照耀、十二日朝震動、乃崩、廣五十許丈、長二百五十許丈、八日甲戌、下知太宰府、令豐後國鎮謝神山崩之、恠焉、などありて、阿蘇神の坐す神山にて、其山に神靈池と云がありて、屢變異ある事史どもにみえたるを、次々にも云ふをみるべし、漢籍北史にも、倭國有阿蘇山、其石無故火起、接天者、俗以爲異、因行祭禱、とあり、石壁爲垣云々より、出茲華矣、さては、この靈池のさまを云り、〇時時水滿從南溢流、入于白川、衆魚醉死、土人號曰苦

水は、三代實錄貞觀六年十二月太宰府言、肥後國阿蘇郡正二位勳五等健磐龍命、神靈池、去十月三日、夜有聲震動、池水沸騰、空中東西洒落、其落東方者、如布延綬、廣十許町、水色如漿、黏着草木、雖經旬日、不消解、又比賣神、嶺元來有三石神、高四許丈、同夜一石神頽崩、府司等決之、龜筮云、應有水疫之災、とある類を云りと聞ゆ、白川を本書に自川とあるは誤りなるべし、今萬葉緯によりて訂しつ、國圖を考ふるに、郡中に白川と云あり、後撰雜三、檜垣女、筑紫の白川と云所に、住侍けるに、云々、年ふればわか黒髪も白川の、みつはくむまで老にける哉、とあるも是なり、衆魚を本書に衆魚とあれど、伊澤本に魚とあるぞ宜しき、故、今之に従へり、〇其岳之爲勢也、中天而傑峙、包四縣而開基、傑を萬葉緯に傑とあれど、今は異本に従へり、中天云々は、阿蘇山の中天に傑峙ち、四縣に跨れる狀を云り、〇觸石與雲爲五岳之最首、五岳は羽田野敬雄云、鹽尻五十一に、肥後國歷代事蹟略と云ものを引て、筑紫風土記に關宗五岳、高岳、往生岳、三猫嶽、御嶽、猶尾嶽とある是なるべしとみえ、阿蘇國造惟馨の阿蘇家傳附錄に、中岳、五岳の論あり、筑紫風土記阿蘇山のことを云る文に中岳、また五岳といふことあり、此中岳と云るは、靈沼ある山にて、五岳は根子岳、高岳、御岳、即靈沼あり烏帽子岳、杵島岳のこと、云ふ説ありて、大かた誰もしか心得たんめれど、此はあらぬことなり、さらば彼の五岳とはいづれの山をいふと云は、上に云る如く阿蘇の地は青山四方にめぐり、亦遠く襲重り

て千里の波濤のよするが如し、此四方の山山即東西南北の四岳にて、今も里人此山山なご帯に、その一岳は、四縣の中心なる中岳なり、かゝれば四方の岳は、神山ならず、中岳は神山の五山なれば、五山を誰かて阿蘇の神山と云ひはゆる五岳之最首關宗之神宮にて、疑はしきことなしと云り、〇濫觴分水寔群川之巨源は、この山より流れ出る水は、群川の巨源にて、國中の川々、みな此に濫觴するよしなり、〇大德魏魏諒人間之有一奇形杳伊天下之無雙は、山嶽の奇形異狀にして、他し山にすぐれたる趣を云り、〇居在地心故曰中岳所謂關宗神宮是也とは、神名式に肥後國阿蘇郡健磐興命神社、名神大阿蘇比咩神社、國造神社、とみえ、國造本紀科野國造條に、神八井耳命孫建五百建命とあるは、健磐龍と同じと聞ゆ、彼社傳には、本宮武磐龍命は神八井耳命の子なり、阿蘇姫神は、武磐龍命の妃にて、速甕玉命の母なり、國造神は速甕玉命にて、武磐龍命の子なり、一説には神八井耳命の子なりと云り、健磐龍命は、書紀景行卷に、十八年六月到阿蘇國也、其國郊原曠遠、不見人居、天皇曰、是國有人乎、時有二神曰阿蘇都彥阿蘇都媛、忽化人以遊詣之曰、吾二人在、何無人耶、故號其國曰阿蘇、とある阿蘇都彥にて、其神靈の人に化て出給ひしなるべし、速甕玉命は、國造本紀に、阿蘇國造瑞離朝、御世、火國造同祖、神八井耳命孫速甕玉命、定賜國造、とみえたる是なり、阿蘇文書三の末に、肥後國一宮阿蘇宮者、正一位健磐龍命、阿蘇比咩神社、國造速甕玉命

三座也、神武天皇第二御子八井耳命、第六之御子、号健磐龍命也、阿蘇郡健磐龍命依倭國、神武七十六年丙子春二月癸卯朔日、下阿蘇國、草部吉見、姫娶阿蘇郡比咩の誤字なるべ、生速甕玉命、健磐龍命壽一百七歳崩矣、ともあり、日本紀略に弘仁十四年十月壬寅、坐肥後國阿蘇郡、從四位下、勳五等、健磐龍神、奉充當郡封戶三千戶、此神炎旱之時、祈即降雨、護國救民、靡不賴之、續日本後紀に、承和七年丙寅、授肥後國從四位下、勳五等、健磐龍神、從四位上、餘如故、同年七月乙未、奉授肥後國阿蘇郡、從四位上、勳五等、健磐龍神、從三位、餘如故、十年六月乙丑、肥後國阿蘇郡、從三位、勳五等、健磐龍命、神主永預、把笏、十四年七月丁卯、阿蘇郡國造神爲官社、文德實錄、嘉祥三年十月乙巳朔、辛亥、肥後國健磐龍命、神加正三位、仁壽元年冬十月己亥朔、丙午、進肥後國健磐龍命、大神階、加從二位、二年正月戊寅、加阿蘇比咩神、從四位下、齊衡元年六月壬午、加肥後國健磐龍命、神封卅戶、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、肥後國從二位、勳五等、健磐龍命、正二位、從四位下、阿曾比咩神、從四位上、五月十七日壬申、肥後國從四位下、下は上の阿蘇比咩神列於官社、十年閏十二月廿一日庚戌、從四位上、阿蘇比咩神、正四位下、十五年四月五日己亥、授正四位下、阿蘇比咩神、正四位上、十七年十二月廿七日丁丑、授正四位上、阿蘇比咩神、從三位、とみえ、後拾遺集に、大貳成章、肥後守にて侍ける時、阿蘇社に御裝束奉り侍りけるに、かの國の女よみ侍りける、あめのしたはく、む神のみすなれば、

ゆたかにそたつみつのひろまへ、とあるを以て、三社昔より同じ地に鎮座の事明らかなり、

〇日向

國號

日向國風土記曰、卷向日代宮御宇大足彥天皇之世、幸兒湯之郡、遊於丹裳之小野、謂左右曰、此國地形直向扶桑、宜號日向也、
カト 紀 釋 卷 八 本

この事は、景行紀に、十七年春三月戊戌朔己酉、幸子湯縣、遊于丹裳小野時、東望之、謂左右曰、是國也、直向於日出方、故號其國曰日向也、とある時の事を、風土記に記せるなり、兒湯郡は和名抄に日向國兒湯古由郡、兵部式に兒湯縣とある是にて、地理纂考に今の佐土原なりと云り、〇直向扶桑は、書紀に直向於日出方とあるに因て讀べし、扶桑の字は山海經に暘谷上有扶桑、十日所浴、淮南子に日出于暘谷、浴于咸池、拂于扶桑、是謂晨明、十洲記に、扶桑在碧海之中、地多林木、葉皆如桑、又有椹樹、長者數千丈、大二千餘圍、樹兩々同根偶生、更相依倚、是以名為扶桑、仙人食其椹、而一體皆作金色、とあるな

どによりて書るものとみゆ、〇日向は古事記國生に、次生筑紫島、此島亦身一而有面四、每面有名、故筑紫國謂白日別豐國、謂豐日別肥國、謂建日向日豐久士比泥、別熊會國、謂建日別、この傳に、肥國は二國に分れたり、肥肥前日向の域も北方半國ばかりは、もと此肥國の内なりけむを、取肥後つと日向と、面一にや、後に分れて、一國にはなれるなり、建日向日豐久士比泥別、名義は日向日とは、下の日は向ふ向書紀景行卷に、云云ば此の文上にありとある此意を以て稱へたるなるべし、于湯縣は其北方の本なるを、ある處なれば、上代には其地地さて肥國と云より十三字、今は眞福寺本及一本に依れり、此處舊印本及延佳又一本などには、肥國謂速日別、日向國謂豐久士比泥別と作り、されど如此ては上に、有面四云々とある數に合されば、面五と有べきことなり、云々、日向國無き方ぞ古本なるべき、然るに右の如く日向國の加はりたる物とこそ思はる、舊事記に右の如くあるなり、其は此記を取て記すとて、日向の無きを疑ひて、かゝるの日向日とある亦名を、其として下の日字を國に改め、その下に明字を補ひて、豊久士比泥別を、其日向國の亦名とし、又然爲るときは、肥國の亦名建、一字になりて、足らざる故に、次の熊會國の亦名に效ひて、日別二字を加へ、又さては熊會のと全同れど、上に、延速とあるに、つは心つなり、凡て彼書は、かくの顯れたるぞかし、多し、然るを後人此舊事記のさかしらなることを得、曉曉らて、日向國の有るを宜なりとして、遂に此記をさへに、然改めつる其本の世には、流布れるなりけり、但し速字は舊事記名、舊印本には、延速と、後人の速に改めつる此記の古本あらむに、書紀日訣又元々、熊會國の亦

別とあるも、蓋は建と字形似たれば、其を誤れり見えたり、若くは又此記の古本字はもとより速なりしを、後に建と誤れるにもあらむ、若然らば速日向とは早き朝速日向と云ふもありと云り、抑日向國の此に入らざる事は、上代に其地はなほ肥國と熊會國との内にありて、未別に一國には立ざりしほどの傳なるべし、

高日村

光師云、案風土記、日向國宮崎郡高日村、昔者自天降神、以御劍柄置於此地、因曰劍柄村、後人改曰高日村也、釋日本紀卷五

宮崎郡は、和名抄に宮崎三岐郡とある是なり、高日村は、大宰管内志に、高日村、今その趾さだかならず、なほかさねて考ふべし、の地も高見とか竹見とか手とあるべし、類とあり、〇劍柄はタカミと訓べし、古事記に伊邪那岐命、拔所御佩之十拳劍、斬其子迦具土神之頭、爾著其御刀前之血、云々、次集、御刀之手上血、とある、手上に同じく、書紀に劍頭と書て、今云柄なり、神武卷に撫劍此云都盧者能多伽彌屠利辭魔屢とも見え、又劍柄と書て多加比と訓る處もあり、其は美を後に比と云成るなり、と傳にいはいはれしが如く、こゝも元タカミ村と云しを、後にはタカヒと云りしなり、鹿持雅澄が云、此風土記の意は、もとたかみの村と云るを、後人たかびと改めつと云ことにて、劍柄をたかひと云へきよしは、さらになし、ミとビの濁音と通ふまゝに、後人改めて然云るのみに

こそあれ、よく考べし、和歌色葉集に、萬代を君かまほりといはひつゝ、たちつくりえのしるしとも見よ、此歌は三條院東宮の御時、式部卿敦義親王生れ玉へりける御時、御はかまたてまつるとて、法興院大入道二代の外孫にてよみ給へる御歌なりとみえ、目錄にたちのつくりえとあり、此たちつくりえと云は、もしくは風土記なる御劍柄の故事によりて、よまれたるにや、詳かならねど縁ありて聞ゆれば、因に此に書そへつ、

智鋪郷

日向國風土記曰、白杵郡、内知鋪郷、天津彦彦火瓊瓊杵尊、離天磐座、排天八重雲、稜威之道、別道別、而天降於日向之高千穗、二上峯時、天暗冥晝夜不別、人物失道、物色難別、於茲有土蜘蛛、名曰大鉗小鉗、二人奏言、皇孫尊、以尊御手、拔稻千穗、爲粃、投散四方、必得開晴、于時如大鉗等所奏、搓千穗、稻爲粃、投散、即天開晴、日月照光、因曰高千穗、二上峯、後人改號智鋪、釋

白杵郡知鋪郷は、和名抄に白杵（須）郡智保郷とある是なり。〇天津彦彦火瓊瓊杵尊は下の彦字、本書になきを、仙覺萬葉抄によりて補へり。古事記に天照大御神高木神之命以謂太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命、今平訖葦原中國之白故、隨言依賜降坐而看、爾其太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命答曰、僕者將降裝束之間、子生出名天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命、此子應降也、此御子者御合高木神之女、萬幡豐秋津師比賣命生子、天火明命、次日子番能邇邇藝命二柱也。

〇離天磐座排天八重雲稜威之道別、道別而天降於日向之高千穗二上峯、神代卷（天孫降臨）條に、于時高皇產靈尊以真床追衾覆於皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊、使降之、皇孫乃離天磐座、麻能以波矩羅阿且排（オシワケ）天八重雲稜威之道別、道別而天降於日向襲之高千穗峯矣、また一書に猿田彦大神云々、對曰、天神之子則當到、筑紫日向高千穗樹觸之峯云々、皇孫於是脫離天磐座、排分天八重雲稜威道別、道別而天降之也、果如先期、皇孫則到筑紫日向高千穗樹觸之峯、また一書に、天津彦彦火瓊瓊杵尊降到於日向樹日高千穗之峯、古事記に故爾詔天津日子番能邇邇藝命而離天之石位、押分天之八重多那雲而伊都能知和岐知和岐豆於天浮橋宇岐士摩理蘇理多多斯豆、天降坐于筑紫日向之高

千穗之久士布流多氣、この傳に此山名書紀一書には日向襲之高千穗添山峯ともあり、萬葉廿五（十）に比左加多能安麻能刀比良伎、多可知保乃多氣爾阿毛理之云々、さて此山は日向國風土記に云々と見えたり、名意高千穗は、此風土記に云るが如くなるべきか、久士布流は靈異ぶるにて、書紀に樹日ともあると同じ、多氣は萬葉に高とも書る意にて、高き山を云り、此山其とおほしき二處に有て、いとまぎらはし、其一は今も高千穗嶽と云て、かの風土記に見えたる白杵郡なる是なり、續後紀十三に、日向國無位高智保皇神奉授從五位下、三代實錄一に、授日向國從五位上高智保神從四位上と見ゆ、又和名抄に、肥後國阿蘇郡にも知保郷あるは、日向の智保とつゝきたる地にて、一かはた別なるか、知らず、かくて此山は、日向國の北の極にて、豐後國の堺に近し、（肥後の宇土八代などより、日向の延岡に通ふ道の北、方にあリ、其あたりを今も高千穗庄と云とぞ、これ智保郷なるべし、今世延岡なる主の領地にて、其處に近し、延岡は舊名縣と云し處なり、今一は諸縣郡にありて、霧島山と云、神名式に、日向國諸縣郡霧島神社、續後紀六に日向國諸縣郡霧島峯、神預官社、三代實錄一に、授日向國從五位上霧島神從四位下とあり、此山は日向國の南の極にて、大隅國の堺なり、神代紀に二上、東西と分れて、峯二あり、山下に東霧島西霧島なる峯は、大隅國に屬り、續紀に、延暦七年己酉、太宰府言去三月四日、戌時、當大隅國贈於郡會乃峰、上火炎大熾、響如雷動、及亥時、火光稍止、唯見黑烟、然後雨沙、峯下五六里

沙石委積可^{スル}二尺其色黒焉とあるは此山のことなるべし書紀に襲之高千穂峯とも
 おればなりかれば白杵郡なる高千穂山も諸縣郡なる霧島山も共に古書にも見
 え現に凡ならざる處なるを皇孫命の天降坐し御跡は何れならむいとまぎらはし
 其故はまづ書紀の高千穂と榎日二上とをば異山として高千穂は白杵郡なるを其
 とし榎日二上は霧島山とするときは二處共に其御跡なりと云べけれど風土記に
 白杵郡なるを高千穂二上峯とあれば二上も白杵郡なる方と聞えたるを又書紀に
 は襲之高千穂峯とある襲は大隅なる地名なれば此は高千穂と云も霧島山の方と
 こそ聞ゆれ然るに又白杵郡なる高千穂山をも今時二上山と云てまことに此も中
 央に二峯ありて然るべき山なりと國人語れり又二神明神と云もあり榎日村榎觸
 が嶽など云名もありとぞ然る名どもは後世につけたるも知がたければ證としが
 たけれど風土記にしも二上之峯とあり凡て風土記は正しく其國にして古き傳説
 を記せる物なるに此白杵郡なるをのみ記して霧島の方をば記さぬを思へば霧島
 は非るが如くなれども古の風土記どもはたゞ書紀釋と仙覺が萬葉抄などに往
 往引るのみこそ遺りたれ全きは傳はらざれば其全書には霧島山の事も記したり
 けむを彼書どもには其をば引漏せるも知がたし霧島山の方も正しく峯二ありて
 二上なり凡て古に二上山と云るは皆峯二ある山なり又風土記には稻穂の古事も

白杵郡なる方に記せれど是はた今の現に霧島山にのこれり又神代の地名多く大
 隅薩摩にあり彼此を以て思へば霧島山も必神代の御跡と聞え又白杵郡なるも古
 書どもに見えて今も正しく高千穂と云てまがひなく信に直ならざる地と聞ゆれ
 ばかにかくに何れを其と一方には決めがたくなん〇大鉗小鉗はいかに訓べきに
 や未だ考へず萬葉抄には鉗を鉗とありてツハと訓り鉗は字書に鉤也とみゆ之に
 よらばツハはツリの誤りか若しくは餌の訛にてエか〇搓千穂稻爲初投散は二人
 の奏せるまゝに稻穂を初にして投散し給ひしかば暗かりし天晴わたりて日の光
 も明かに見えたる由にて今も霧島山には稻穂を投散らす古事傳はれる事橘南縣
 が西遊記にもみえたりさて搓はモミなり稻穂をこきとりて初とするよしにて此
 字を用ひしなるべし然らば初をモミと云ふは手をもて搓とるより起れる名にや
 あらむ

竹屋守之女

日向風土記云、皇祖哀能忍耆命、日向國贈於郡高茅穂穗生
 峯ニアマクタリマシテ、是薩摩國關馳郡竹屋村ニウツリ
 玉ヒテ、土人竹屋守カ女ヲメシテ、其腹ニ二人ノ男子ヲマ

ウケ玉ヒケルトキニ、カノ所ノ竹ヲカタナニ作テ、臍緒切、
玉ヒタリケリ、其竹ハ今モ有リト云ヘリ、鹿袋 卷六

真能忍者命は天津彦彦火瓊瓊杵尊に坐り、高茅穗穗生峯は日向高千穗穗觸之峯と
ある是なり、此峯に天降り坐し、時の事を、此の文上の條に引書紀神代卷に、既而皇
孫遊行之狀也者、則自穗日二上天浮橋立於浮渚在平處、立於浮渚在平處、此云羽企而
齊安之空國、自頓丘竟國行去、到於吾田長屋笠狹之碕矣、其地有一人、自號事勝國勝長
狹、皇孫問曰、國在耶、以不、對曰、此焉有國、請任意遊之、故皇孫就而留住、時彼國有美人、名
曰鹿葦津姬、亦名神吾田津姬 亦皇孫問此美人曰、汝誰之女子耶、對曰、妾是天神娶大山
祇神女、女字契沖の考、所生兒也、皇孫因而幸之、云々生出之兒、號火闌降命、是神人等
次云々生出之兒、號彦火火出見尊、次生出之兒、號火明命、是尾根連也、凡三子矣、古事記に
も、所生之子名火照命、此者準人阿次生子名火須勢理命、次生子御名火遠理命、亦名天
津日高日子穗穗手見命、柱三とあり〇薩摩國關馳郡竹屋村は、和名抄に薩摩國阿多郡
阿多郷、また鹿屋郷あり、阿多是古事記に準人阿多君、また阿多之小椅君、書紀神代卷
に吾田準人、延喜式に凡今來準人、令大衣習吠、左發本聲、右發末聲、云々置左右各一人、
大隅爲左、阿多爲右、姓氏錄に阿多御手養などある阿多これなり、〇土人竹屋守力女

は、上に引る書紀に、鹿葦津姬、亦名神吾田津姬、亦名木花之開耶姬、とあるにあたりて
聞ゆれば、竹屋守は其父大山祇神なり、此神吾田の竹屋郷あたりに住給ひけむ故に
竹屋の地を主はき坐る由にて、竹屋守と名に負るか、木花之開耶姫も同處に住りし
故に、吾田鹿葦津姫とも云ふなるべし、〇其腹ニ二人ノ男子ヲマウケ玉ヒケルトキ
ニ、この二人は三人の誤りなるべし、こも上に擧たるが如く、書紀にも凡三子矣、古事
記にも三柱とあればなり、〇カノ所ノ竹ヲカタナニ作テ臍緒ヲ切玉ヒタリケリ、書
紀一書に、三柱の御子坐る時の事を云て、時以竹刀截其兒、臍其所棄竹刀、終成竹林、
故號彼地曰竹屋、と見ゆ、〇其竹ハ今モ有リト云ヘリ、今もありとは、竹屋村に其竹あ
るを云り、鹿藩名勝考に、川邊郡加世田郷宮里村竹屋鹿屋大明神社頭より西方に竹
林あり、古老傳云ふ、此處古しへ篋竹を捐し邊なりと云り、地圖を考ふるに、加世田村
は阿多郡に近き處なれば、古へは阿多郡に隸屬たりしなるべし、和名抄に大隅國肝
屬郡鹿屋郷あれど、本書に云る處の竹屋にはあらず、

穗生村

日向國韓、穗生村ハ、昔哥陞武別ト云ケル人、韓國ニ渡、此粟、
取テ歸リテ殖タリ、此故ニ穗生村トハ云、風土記云、俗語謂

栗爲區兒然則韓樵生村云蓋云韓栗林歟ト云ヘリ監養鈔卷九

智陸武別は本書の旁訓にカサタケとあればカサタケワケと訓べきか又はカサムワケにもあらむ此人韓國に渡りしは何れの御世なりけむ詳かならねど神功征韓の時などにもあるべし○樵生村いまだ考へず件の智陸武別が韓國より持歸りし栗を殖たりし所の名なり○謂栗爲區兒栗をクシと云りし事いまだ它書に見あたらざるされど此一語即風土記の文なれば古へは日向國の方言に栗を區慈とも云りし事知るべしさて此によらば韓國の樵生し村と云を蓋韓栗林村と云る歟と疑ひし趣なり此林を一本に村ともあり然らば韓樵生村と云しを後には韓栗村と云る意にや

吐濃峯 韜馬峯 頭黑

日向國古庾郡常トニハ兒湯トカクニ吐濃峯ト云フ峯アリ神オハス吐乃大明神トゾ申ナル昔神功皇后新羅ヲウチ玉ヒシトキ此神ヲ請シ玉テ御船ニノセ玉テ船ノ舳ヲ令護玉ヒケルニ新羅ヲウチトリテ歸リ玉テ後韜馬峯ト申ス所ニ

オハシテ弓射玉ケル片土ノ中ヨリ黒キ物ノ頭サシ出ケルチ弓ノハズニテ堀出シ玉ケレバ男一人女一人ゾ有ケル其チ神人トシテ召仕ヒケリ其子孫今ニ殘レリコレヲ頭黒トイフ始テホリ出サルトキ頭黒クテサシ出タリケル故ニヤ子孫ハヒロゴリケルガ疫癘ニ死失セテ二人ニナリタリケリ其事チカノ國記ニ云ヘルハ日日ニ死盡僅殘男女兩口トイヘリコレハ國守神人チカリツカヒテ國役ニシタカハシムル故ニ明神イカリチナシ玉テアシキ病オコリ死ニケル也是チ思ヘバ男女チモ口トハ云ベキニコソト覺ルナリ吐濃大明神ハ癰瘡チマジナフニ必ズイヤシ給フトカヤ云云監養鈔卷七、監養鈔卷一

古庾郡は本注にもあるが如く和名抄に兒湯古郡とある是なり吐濃峯は抄に同郡

都野延喜兵部式に都濃野馬牧國圖に津野とみえ國人今は津野村と云ふ處にある
 峯なるべし今はツノと云ふ由なれど古へば必吐農と云りしなり〇吐乃大明神は
 神名式に兒湯郡都農神社續後紀に承和四年八月壬辰朔日向國子湯郡都濃神預官
 社十年九月甲辰日向國無位都濃皇神奉授從五位下三代實錄に天安二年十月廿二
 日己酉授日向國從五位上都農神從四位上とみえ祭神は一宮記に大已貴命三才圖
 會にも大已貴命とあり橋三喜が一宮巡詣記に津野村に至り大明神へ詣てぬるに
 豊後國主大友宗麟薩摩をせめし時あまたの社を燒拂縁起古記御寶物など悉くう
 せぬ其後取立る人もなしとて僅の小社と成り御名をさへしらず只明神とのみ云
 りされども年老たる宮守を尋出して古き事とも語らせ棟札などを見て日向の一
 宮とはしりぬ云々津野村のはづれに二鳥居の跡あり社より十四五町ほど海邊に
 よりて三の鳥居の迹あり其所を鳥居原と云それより東の方に都農松原と云名所
 も今は絶たり宮崎縣神社調帳に川北村都農鎮座祭神大名牟遲神寶物に古鬼面一
 枚存す傳云ふ推古天皇御宇に秦河勝奉勅して奉獻せしと吐濃峯は今神社の西に
 尾鈴山てふ峯あり是なるべし〇昔神功皇后新羅ヲウチ玉ヒシトキ此神ヲ請シ玉
 テ御船ニノセ玉テ船ノ舳ヲ令護玉ヒケルニ云々書紀神功卷に住吉神の事を既而
 神有誨曰和魂服玉身而守壽命荒魂爲先鋒而導師船即得神教而拜禮之因以依網吾

彦男垂見爲祭神主とわれど大已貴神を御船に祭りし事はみえずただ同卷に秋九
 月令諸國集船船練兵甲時軍卒難集皇后曰必神心焉則立大三輪社以奉刀矛
 矣軍衆自聚ともあれば此時此神をも御船にませ奉りしにもやあらむ紀記になし
 とて其事必ずなしとは決めがたき事丹生都比賣また美奴賣神の神教など神功卷
 にはみえざれど紀伊攝津の風土記に傳はれるなどを以て知るべし〇韜馬峯は太
 宰管内志に兒湯郡新納山はさりしまに並ふ大山也此山の南の麓にツノ町あり則
 津大明神の地なりウシカノ峯は新納山を云ふなるべし〇土ノ中ヨリ黒キ物ノ頭
 サシ出ケルヲ弓ノハズニテ掘出シ玉ケレバ男一人女一人ゾ有ケル云々いとあや
 しき事ながら和訓栞にも平澤氏話に山俄に崩落て里人多く死たりし後數百俣の
 巖壁の下に家造せし人ありて一日人影の巖に映せしを見たり日々に色こくなり
 形容はきと具はり口鼻耳目悉く運動の品も見えしかば近視るに全く人なりけれ
 ば食を與へしによく食へるにより我家に連來りて養立けり其時の年頃廿許に見
 えし年を歴て妻を持せて一子出生しぬ其子今現在すと田中氏傳云りとみえたれ
 ば況ていと上古にはさる事ありしも知がたければみだりに疑ふべきにあらず〇
 國守神人ヲカリツカヒテ國役ニシタガハシムル故ニ明神イカリヲナシ玉テアシ
 キ病オコリ死ケル也は吐農神の御祟にて疫癘ありて人さはに死ける由と聞ゆ古

事記段 神に、此天皇之御世、疫病多起、人民死爲盡、爾天皇愁歎而坐神牀之夜、大物主大神顯於御夢、曰、是者我之御心、故以意富多多泥古而令祭我御前者、神氣不起、國安平、是以驛使班于四方、求謂意富多多泥古人之時、於河內之美努村、見得其人、貢進云々、於是天皇大歡、以詔之天下、平民榮、卽以意富多多泥古命爲神主、而於御諸山拜祭、意富美和之大神前云々、因此而役氣、悉息、國家安平也、とあるを合せ考へて、此時のさまを思ひ、又吐農神は大已貴命にして、この大物主神と同神におはしませるが、彼と此と事の似たるも、徒ならず思はるゝを、下文に吐濃大明神は、瘴瘡を厭ふに必ずいやし給ふとかやとあるを、神代卷に、夫大已貴命與少彥名命戮力一心經營天下、復爲顯見蒼生及畜産、則定療病之方、又爲攘鳥獸昆蟲之災異、則定其禁厭之法、是以百姓至今咸蒙恩賴、とみえたるにつきて、本社の祭神まことに大已貴命にまます事を思ひわきまふべし、

〇大隅

串卜郷

大隅國風土記云、大隅郡串卜郷、昔者造國神、勸使者遣此村、令見消息、使者報道有髮梳神、云、可謂髮梳村、因曰久四良郷、

髮梳者、隼人俗語、今改曰串卜郷、〇仙覺萬葉鈔卷三

大隅國は、國造本紀に大隅國造續紀和銅六年四月乙未、割日向國肝坏、贈於大隅、始置四郡、始置大隅國、とあれば、もとは熊會國にて、其日向の西南隅にあるによりて、大隅と云るなるべし、天武紀に十一年に大隅隼人、姓氏錄大角とも書るも、此國の隼人なり、大隅郡は和名抄に大隅郡大隅郷とあり、國名もこの郡名をとれる也、〇造國神は、大已貴命を申せり、書紀に此神の一名を擧て、大國主神、亦名大物主神、亦名國作大已貴命、亦曰葦原醜男、亦曰八千矛神、亦曰大國玉神、亦曰顯國玉神、古語拾遺には、大已貴神、一名大物主神、一名大國主神、一名大國魂神、古事記には、大國主神、亦名謂大穴牟遲神、神、亦名謂葦原色許男神、亦名謂八千矛神、亦名謂宇都志國玉神、この國作大已貴命とある此に造國神と云るにあたり、古事記國根堅洲に、遙望呼謂大穴牟遲神、曰、須佐之尊、其汝所持之生太刀、生弓矢、以而汝庶兄弟者、追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬、而意禮爲大國主神、亦爲宇都志國玉神、而、其我之女、須世理毘賣、爲嫡妻、而於宇迦能山之山本、於底津石根宮、柱布刀斯理、於高天原、冰椽多迦斯理、而居是奴也、この傳に大國主神、名義は、天下を伏へて、宇志波久神と云意なり、顯國玉神は、國經營の功業を成して、天下に其恩賴を蒙しむる神と云意なり、さて此二名は、此處にては未、此神の御名には

あらず然神と爲れと詔ふなり、さて後遂に功業を成て、此詔の如くに爲賜へる故に、御名とはなれるなり、と云るが如く、こも國造神と云意なり、又出雲風土記、神門郡滑狭郷の條に、所造天下大神命、また出雲郡宇賀郷の條に、所造天下大神命、延喜祝詞式出雲國造に、伊射那伎乃日眞名子、加夫呂伎熊野大神、櫛御氣野命、國造坐志大穴持命、神賀詞に、二柱命、云々とあるは、即國經營の功業を成終へ給へる上に、かく稱奉れる御名なり、その國造の功業とは、天地の始の時に、天神諸命以詔伊邪那伎命、伊邪那美命、二柱神、修理固成、是多陀用幣、流之國、賜天沼矛、而言依賜也、とみえたる如く、二神實にこの國土大八を経營り、堅め給ひて、其御子神に大八洲を分掌らしめ、海神河神山神野神をして、各もく其河海山野の事を始めしめ、木神は木を掌り、火神は火を掌り、土神は土を掌り、水神は水を掌り、稚産巢日神、豐宇氣毘賣神の養蠶五穀を掌りて、天下萬民の其所を安くすべき衣食住の物を悉に作り成給ひ、即天照大御神には高天原の御政を授けて、この天地の間を統治しめ給ひ、月讀命をしては、青海原の潮の八百重の事を知らしめ、須佐之男命には、天下の事を寄し奉り、さて大御神をは萬國の大君と定めて、月讀命と須佐之男命には、其御政を分掌りて、其大御政を輔翼しめ、八百萬神をば、たとへ天地の子孫族類といへども、悉く臣列にして、そのほどく職掌を授け給ひしなるべし、故思金神は、宮中に在て政事の大本をくさくしに思ひめぐら

し、御前之政を申五部神等は、天神を祭るの事を掌りて、神を敬ひ人を和し、天鈿女命の歌舞、大宮賣命の美詞も之に屬り、石凝姥命の鏡を作り、長白羽神の麻津咩見神の殺、天羽槌雄神の文布、天棚機姫神の神衣、櫛明玉神の玉、手置帆負彦狹知の宮殿及笠矛盾を作り、天目一箇神の刀斧鉄鐸を作り、豐磐間戸命、櫛磐間戸命の宮門を守衛るの類、みな祭政の本なり、祭祀の中に禮儀あり、文教あり、武備あり、之を内にしては、君臣相和ぎ、之を外にしては、上下みな悦ぶ、是神祖國を治るの大道なり、その國土を治る神は、淡道に穗之狹別あり、伊豫に愛比賣、讃岐に飯依比古、粟に大宜都比賣、土左に建依別隱伎に天之忍許呂別筑紫には、白日別豐國には、豐日別、肥國には、建日別日向には、豐久士比泥別熊曾には、建日別伊伎島は、天比登都柱津島は、天之狹手依比賣、佐度島名、神大倭豐秋津島は、天御虛空豐秋津根別、吉備兒島は、建日方別、小豆島は大野手比賣、大島は、大多麻流別、女島は、天一根、知訶島は、天之忍男、兩兒島は、天兩屋など云神等に分け掌らしめて、其成整はぬ處をば、二神身親らも、天瓊戈を持て荒振者どもを伐きためつゝ、見巡らし治め給ひしなるべし、また海神をして海上の諸物をとらしめ、河神には河々の水路を掌らしめ、山神をしては、猪鹿を獵て肉食に供へ、野神をしては、屋を葺く茅などの類を生さしめ、木神は、松杉檜樟を殖施し、火神は、荒漠地に生たる草萊どもを焼き立て、諸物を生ずべき基となし、土神は、土地の高卑善惡を分

ちて播殖の助とし、かなりて、かく物産に力を盡し給へる神なるによりて、二神夫婦、この二神の間に稚産巢日神なりて、此神は蠶と桑とに心を盡し、五穀をも播し給へり、其は父祖の功によりてかくなれるを、其子豊宇氣毘賣神に至りて、衣食の物悉く國中に満りしとみゆ、其は保食神が首を回らして國に嚮へば飯出て、海に向へば鱈廣物鱈狭物あり、山に向へば毛龜物毛和物あり、とあるをもて、山海の漁獵も其方備はりし事知るべし、故耕耨には牛馬を用ひ、穀物には粟稗稻麥大豆小豆あり、之を其神の願眉眼腹陰などに生れる由云るは、土地の高卑陰陽の地に種へき種類を示されたる文にて、此神既に其事業に委しかりし事亦思ひ見つべし、さて天地の上に立て萬物を統御し給ふは、天照大御神の任なるにより、是物は顯見蒼生食て活くべきものぞと詔給ひ、粟稗麥豆を陸田に、稻を水田に播すべく定め給へるも、保食神の遺方をとりに聞ゆ、かくて月讀命の潮八百重を掌り、須佐之男命の天下を治め給へる、必ず其功烈ありしならめと、書には唯大御神の御上に屬る事をのみ記したれば、其事跡傳はらず、いと口惜し、後に至て須佐之男神は、農業耕種を害ふ所業のみを事として、毀畔埋溝、重播、刺串などの罪を犯し給ひ、書紀の一書に、此神性惡、常好哭、恚、國民多死、青山爲枯山とあるが如くなりしも、解除の功によりて、其御心の改まりしにや、又は

天神より伊邪那岐命に仰せ給へる修理固成の勅意をうけ行ひましまむとの御心にや、専らと國土人民の爲に功烈を立給へり、彼逐やはれし時に、出雲國に降りて、八岐蛇を斬りしは、民の害になるものを殺せるなり、其蛇を殺す時に、釀入醞酒とあるは、民の爲に醇酒を作りて、民の病を療すにあらざや、その蛇の尾に天叢雲劍を得て大神に獻りしは、即國家を鎮むるの寶なり、そのみならず、この神の御言に、韓郷之島是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也、と詔ひて、杉、檜、椴、樟を生殖して、已而完其常用、乃稱之曰、杉及檜、樟此兩樹者、可以爲浮寶、檜可以爲瑞宮之材、椴可以爲顯見蒼生、與津葉戶將臥之具、夫須噉八十木種、皆能播生とあるは、種々の國用になるべきものを殖生したるなり、件のさし次の文に、于時素戔嗚尊之子號曰五十猛命、妹大屋津姬命、次抓津姬命、凡三神、亦能分布木種、即奉渡於紀伊國也、然後素戔嗚尊居熊成峯、而遂入於根國者矣、この御子神の紀伊國に坐し、紀伊は即ち古へいはゆる木國にして、木材のよき地なるも、偶然の故にあらざるを知るべし、又一書に、初、五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之内、莫不播殖而成青山焉、所以稱五十猛命爲國功之神、即紀伊國所坐大神是也、この文を味ふるに、既にも云る如く、素戔嗚尊の功業は、書に委しく見えざれども、其子五十猛神の多く木種を持って韓國に下り給ふとあるにて、もとより其御父神の植物の事に力を盡

させられし事は著きをいかなる事のまがひにかありけむ、反て其植物を妨げ害ふ神となりて、青山を枯山カラヤマになすばかりなりしを、韓國に往ませる。後は、吾皇孫の國に浮寶ウツタマあらすはよからじと詔ひて、木材の用を定め、また其御子たちをして筑紫國より大八洲國内ことく播殖ハクシクして、青山となしきとあるを思ふべし、彼青山を枯山になし給へる所行を自ら悔ひ思して、其御子三柱の神にも仰せて、皇孫の御國の爲に種々謀り思ほし、まして浮寶の材はいふまでもなく、宮殿に家屋に、諸の器用調度の具に足ふべく物し給ひしなるべし、祝詞式に此神を加夫呂伎熊野大神、櫛御氣野命とある櫛は奇にて、御氣は御木野は主の義と聞ゆれば、此神の國造りに功ありし事の大略を知るべし、此神の御名の事、又熊野神社のあり、さて此神大山津見神の女大市比賣に娶て大年神と宇迦之御魂神とを生り、こは百殺に功ある神たち也、この大年神の兄八島士奴美神、其子布波能母遲久奴順奴神、其子深淵之水夜禮花神、此神の子淤美豆奴神の子天之冬衣神、この神刺國大神の女刺國若比賣に娶て生る子大國主神、亦名を大穴牟遲神といふ、書紀に、此神の子凡一百八十一神ありとみえ、その國造りに功ありし事は、夫大已貴命、與少彥名命、戮力一心經營天下、復爲顯見蒼生及畜産、則定其療病之方、又爲禳鳥獸昆蟲之災異、則定其禁厭之法、是以百姓至今咸蒙恩賴、皆大已貴命、謂少彥名命曰、吾等所造之國、豈謂善成之乎、少彥名命對曰、或有所成、或有不

是談也、蓋有幽深之致焉、其後少彥名命行至熊野之御崎、遂適於常世國矣、亦曰至淡島而緣粟莖者、彈渡而至常世鄉矣、自後國中所未成者、大已貴命獨能巡造、遂到出雲國、乃與言曰、夫葦原中國本自荒芒、至及磐石草木、咸能強暴、然吾已摧伏、莫不和順、遂因言、今理此國、唯吾一身而已、其可與吾共理天下者、蓋有之乎、又古事記に故大國主神坐出雲之御火之御前時、自波穗、乘天之羅摩船而、內剝鵝皮、剝爲衣服、有歸來神、爾雖問其名、不答、且雖問所從之諸神、皆白不知、爾多邇具久自言、此者久延昆古必知之、即召久延昆古問時、答曰、此者神產巢日神之御子少名昆古那神、故爾白上於神產巢日御祖命者、答告此者實我子也、於子之中、自我手俣久岐斯子也、故與汝葦原色許男命爲兄弟、而作堅其國、故自爾爾大穴牟遲與少名昆古那二柱神相並作堅此國、然後者其少名昆古那神者、度于常世國也、又た伯耆風土記にも少彥名命の常世國に適し事あり、其は彼條に云、文德實錄に、齊衡三年十二月庚午朔戊戌、常陸國上言、鹿島郡大洗磯前有神新降、初郡民有羨海爲鹽者、夜半望海、光耀屬天、明日有雨、惟石見在水、次高各尺許、體於神造、非人間、石鹽翁私異之、去後一日亦有甘餘、小石在向石、左右似若待坐、彩色非常、或形沙門、唯無耳目、時神憑人云、我是大奈母知少比古奈命也、昔造此國、訖去往東海、今爲濟民、更亦來歸、と云こともあり、記傳に常世國とは何處に在れ、遠く海を渡りて往く國を云なれば、皇國の外は萬國みな常世國なり、かくて此少名昆古那命は、御

祖神產巢日神の御手候より漏去坐つる神にて、此段の文に依るに、其行方も知られ給はざりし趣なり、さるは此葦原中國には降坐すして、外國に放往坐しが故なり、さて此段に海より依來坐るは、外國より渡來坐るにて、度于常世國也とあるは、又外國に還坐るなり、さて息長帶比賣命の御歌に常世に坐とあれば、後まで外國に鎮座なり、然れば此神は初高天原にして、御祖命の御手候より放去て降坐しより、永く外國に坐神にて、其間に少間皇國には渡來坐し、事ありしなり、さて此趣によりて、今つらつら、按に、外國三韓及沃天竺其外も四方の萬國は皆本此神の經營堅成たまへるものなるべし、かくて後世に至て、其諸の外國よりくさくさの事も物も渡來て、其を用ふること多きは、此神代に此神の外國よりしばらく渡來坐て、大穴牟遲神を助けてもろともに經營成し給へりし趣と全符合へり、いと深き理あることなるべし、また二神の作堅此國とある事は、出雲風土記に飯石郡多禰郷所造天下大神、大穴持命與須久奈比古命、巡行天下時、稻種墮此處故云種、續後紀十九、與福寺僧長歌に、日本乃野馬臺能國遠賀美侶伎能宿那毘古那加葦菅遠殖生志津々、國固米造介牟與理云々、萬葉七に大穴道、少御神作、妹勢能山見苦吉、六に大汝、少彦名能神社者、名着始雞目、名耳乎、名兒山跡負而、云々十八に於保奈牟知、須久奈比古奈野、神代欲里、伊比都藝家良志、云々、かくさ々に云傳たるも、皆天下を造、たまへりし功に依てなり、とあるが如し、さて國造りの

功や成りし時に、少毘古那神は常世に適まし、大穴牟遲神は出雲國に坐して、其族類四方に蕃衍り、伊弉冉命は當時出雲紀伊に往來まし、にや、大穴牟遲神の祖にます素盞鳴命、即櫛御氣野命と兩國に威靈を留め給ひ、其子五十猛命三柱屋津姫大も同國にまし、因幡伯耆は大穴牟遲の經過し給へる國なれば其族類の神もましけむ、丹波に出雲神社兵主神社あり、桑田神社あり、松尾神社は大山咋神を祭り、伊達神社は五十猛神を祭り、鍛山神社は大已貴神を祭る、社家相傳曰、天地始分、洲壤既成、而後有一泥湖、大蛇之所潛也、于時出雲大神會入神於黒柄、嶽議之曰、此水底豈無國歟、泛一葉舟、擧一把之鐵、自浮田、峽隨流放之、水沾泥凝、草木生焉、人物產焉、而此邦泰平也、名之丹波國桑田郡、因舍于天岡、麓奉崇鍛山大明神、また神宮寺鐘銘序曰、丹波之國桑田郡有村曰、矢田、鍛山社在焉、云々、傳稱昔出雲神降於此國之別院黒柄嶽、入神從之、于時國中地勢不分、水脈不通、命鍛山神治之、鑿山本谷通水、而田畝既藝、村里既宅、以斯功立此社云々、此地山高谷繞、川流縈行、古木蒼鬱、龜山之城峙出其畔、誠是靈神之遺蹤也、また延寶元年、土人杉原守親所作祠記曰、立古天地開闢、而後陰陽二神分、巡國柱、乃生成此洲壤也、神功既畢、靈運方遷、矣、自後國中、所不成者、大已貴神獨能巡造、遂到此國、于時淳水沒山、浪穗秀起、土民山上、避惡獸、災異、神在南嶽、城南有二高峰、一曰嶽、郡中、視水脈地勢而順流決之、城東有峽、諸水因是達、城州入南海、泥湖已涸、桑田既藝、自是降丘宅、土強暴、磐石草木、皆已摧

伏焉、後世傳其荒芒之世、而名之丹波、以其經營之功、而郡名之桑田、土俗感其恩、賴而奉祀焉、以鐵爲神之主矣、また鹽魚といふ書に、八神とは保津山本請田宮、廣田田能村の檉船宮、杉生小泉更掛村の彦神總て八神なり、又桑田神社は、請田明神とも、浮田明神とも云、祭神大山咋神也、山本村の北にあり、此神往古桑田の湖水を山本の間へ功開き玉ひし神也、丹後國に熊野郡熊野神社あり、兵主神社、養父郡夜夫坐神社五座、兵主神社、男坂神社、更杵村大兵主神社、氣多郡氣多神社あり、又古志國は、沼河姫の本國に親姻あり、加賀國に氣多御子神社、白山比咩神社、伊井丹尊大已貴三輪神社、能登國に氣多神社、大穴持像石神社、能登生國玉比古神社、能登比咩神社、氣多大神の御加夫刀比古神社、一説に都怒我羅斯登を祀り、相荒石比古神社、阿良加志比古神社、鳳至比古神社、氣多大越中國に氣多神社、越後國に奴奈川神社、大神社、居多神社あるを以て、大三輪族類の神たち多かりし事知られ、奴奈川社に祭る沼河姫は、諏訪の神建御名方命の御母なるに、其隣國なる信濃南方刀美神二座あり、その一座は妃神なるべきを妃神の傳詳かならねば、決めては言ひかたけれど、安曇郡川會神社の傳説、また縁起に、本社綿津見神を祭る、上古此國海水なりし時、建御名方神國民の爲に湖海を疏して、水内の岩山を鑿ち、千曲川の水を越後の海に人しめ、平陸となりし後、田を鑿き、綿津見神の女を娶て、今の池田組十日市場川會と云所に住して、子孫繁衍すとある古

傳と聞ゆるを思ふに、建御名方神もとより其妻家の姻によりて、此國に住給ひ、後に出雲に移り、武甕槌命に逐れて、再び信濃に還りまし、にもやあらむ、そはとされ同郡に穗高神社は、海神穗高見命を祭り、更科郡氷鉤氷賣神社は、宇都志日金拆命なるべく、埴科郡玉依比賣神社は、海神の女にまじし、水内郡に美和神社、伊豆毛神社、健御名方富命彦神別神社、高井郡に墨坂神社、小坂神社、小縣郡に生島足島神社二座、上野國に赤城神社、大穴美和神社、大國神社、式外に小高神あり、其社傳に沼田の地は湖水にて、海神穗高見命の領き玉ふ處なるを、當社大神方命を云ふ宇綾戸の北瀧磐を伐開き、水を治て陸となし、人民を住しめ賜ふによりて、穗高見命を地主大神と祭り、御名方命を産土神と祝奉るとあるを、信濃川合社の傳説に参照べ考ふべし、小高は穂高誤り傳へしなれど、諏訪神と海神と親姻にまじりて、明らかり、下野國に大神社、大前神社、また大前神社、大名持命、荒檉神社、事代主命あり、加賀の荒石神社も同神なるべし、また温泉神社三和神社などあり、諸國に出雲神の族多く、威力いと盛りにして、射向ふ神もあらざりしかば、八千弋神とも稱へたりしなるべき事を、古へに溯りてしか思ひやらるゝなり、〇勅使者遣此村、勅を本書に勤とあるは非なり、今古寫本によりつ、令見消息、この見も本書になきを、古本によれるなり、大穴牟遲神この國を巡ります時、其消息を見せしむるに、使者還り來て、髮梳神と云ありと報道けるなり、

〇髮梳神、このほか書に見あたらざる考ふべきよしなし、萬葉三に、然之海人者、軍布布、
鬘燒、無暇、髮梳乃小櫛、取毛不見久爾とある、髮梳をかみけつりとよみて、さて仙覺抄
にくしらとよむべきよし、本文を引て云り、然ればクシラとは、字の如く髮を梳る義
にて、大隅隼人の方言とみえたり、下に髮梳者隼人俗語久四良とあるをもて知るべ
し、但し神名には髮梳の義はなく、其久四良の地に居る由か、又は何となくクシラノ
神と云ふ神のます地なる故に、髮梳村と云ふべしと云るにや、よく考ふべし、〇久四
良郷、注に今改曰申下郷とあるは、文字を例の二字に書き改めしよし也、この郷名和
名抄には大隅郡にみえず、始羅郡に申伎郷あり、訓注もなければ、いかに訓むべきに
や、詳かならねど、鹿藩名勝考に申伎、今、俗作申良郷、府、東南十三里とみえ、地理纂考に
も申良なりとあれば、抄に申伎とあるは誤りとみゆれど、三才圖會また國圖に申木
野と云地名もあれば、其國人に尋ねて定むべし、

必志里

大隅國風土記云、必志里、昔者此村之中在海之洲、因曰必志

里、海中洲者、隼人俗語云必至、仙覺萬葉卷十二

必至里、續記に天平勝寶七年五月大隅國菱刈村、和名抄に菱刈比志郡菱刈郷あり、

れど本文に在海之洲と云るは、地理かなはず、彼國の地理書によりて考べし、〇海中
洲者、隼人俗語云必至とは、海中の洲は浪のうちよせ來て、ひし〜と鳴る音を彼方
言にし、か云るなるべし、萬葉十三に、此床乃比師跡、鳴左右喚鶴、鳴とあるを、仙覺の抄
にひしとなるまてとは、海中の洲をひしと云なり、しかればこの歌の意は、わかすま
ぬは、こひのなみたにわたつみのとくなりぬれば、このとこの海中の洲となるま
なけきつるかもとよめるなりと云れど、其意明らかならず、こは其嘆きの甚しくて、
床のひしと鳴まで、音に立るよしなるべし、

釀酒

同風土記云、大隅國一家水米ヲ設テ、村ツゲメグラセバ、男
女一所集リテ、米カミテ酒船ハキ入テ、チリ〜ニ歸リヌ、
酒香イデクル時、又集リテ、カミテハキ入レシ者、トモ是飲
ムヲ名クチガミノ酒云フト云々蘆添蘆卷三
大隅の風俗にて、一家に水と米とを設け置て、村内に告げめぐらせば、男女一所に集
ひて、其米を嚼て、酒船に吐入て酒の香の出る時、さきの人々集りて、其を飲むをくち

かみの酒と云ふとなり、〇米、カミテ酒船ハキ入テ云々は、文永十年卜部兼文の古事記裏書に、日本決釋云、應神天皇之代、百濟人須會己利酒人參來、始習造酒之事、以往之世、未知釀酒之道、但殊有造酒之法、上古之代、口中嚼米吐納木櫃、經日酣酸、名之爲釀、故今世謂釀酒爲嚼、是其法也、所爲如此、今南島人とあるは、此風土記の傳へにかなへり、南島は琉球をさせりと聞ゆれば、大隅は南島に近き故に、其國人も自ら來り住て、さる釀法もありしなるべし、成形圖説に、古酒製法琉球にのこれり、神御氣といふ神の御氣もて成れりと云ふ古語によれり、十三四の女子端正なるを擇び、口中を清め、白米を嚼しめて、醗釀の中へ入るれば、一宿を経て御氣一升を造るに、糯の上白米一升、搗粉麥芽粉五合、燒水八合、美水二合、絹ふるひにて通し、煉り交ぜたるを嚼入るゝなり、大隅風土記に、云々武内宿彌の歌に、此みきをかみけん人云々とあるものなるべし、凡女子の口氣に由て、御氣の味或は甘く、或は辛しと云りと云りとみえ、年中行事歌合、十七番の判詞歌酒の左こそさけと式文に侍るにや、俄につくりたる酒なるべし、昔は口の中に米を嚼て、宿をへて酒につくりけるにやとあるもこれなり、されど上古に速須佐之男命云々、告其足名椎手名椎神、汝等釀八鹽折之酒云々、書紀神代卷一書に、汝可以衆菓釀酒八鹽、また一書に、素盞鳴尊乃計釀毒酒以飲之とあるなどは、口にて米を嚼て造れりともみえず、衆菓といひ、毒酒と云ふ、かならず殊なる釀酒の法あり

し事知るべし、崇神紀の歌に、許能彌枳破、和餓彌枳那羅、儼椰磨等、那殊於朋望、能農之能介彌之彌枳とあるも、嚼て作れる事とは聞えず、八醗酒の事を、私記に、或説、一度醗熟、絞取其汁、弃其糟、更用其酒爲汁、亦更釀之、如此八度、是爲純醗之酒也、謂之鹽者、以其汁八度絞返故也、今世亦謂一度便爲一鹽也、謂之折者、以其八度折返故也、是古老之説也と云り、記傳に此説大かた宜しかるべし、八度折返とは、古何事にやれ、回復て物するを折と云るにや、物語文に折返し歌ふなどあり、又酒折池酒折宮など云もあるを思へば、折は酒を造るに殊に云言なるべし、さて新撰字鏡に、醗、志保留とあり、醗は醗と見ゆ、さて注は醗文、此に依らば、厚酒を造るを志保留とは云るにや、志保留は即志に厚酒也と注せり、此に依らば、厚酒を造るを志保留とは云るにや、志保留は即志本、袁留の切まりたる言にて、幾度も折返し釀意なるべし、志本とは、酒を造るにも、其汁を云名にやあらむ、釀は酒を造るを云、古歌にこれかれ見ゆ、字鏡に、釀造酒也、佐介加无、と注せり、此加牟を口にて咬咀て作る故なりと云はおしあてのひがごととなり、〇寛云、おしあての非言とは、大隅風土記を見ざりしにも、加牟は、和名抄に麴を加無やあらん、此も一説なれば、おしあての事とは云べからず、加牟は、和名抄に麴を加無大知とあるは、かびたちにて、俗に花の付と云これなり、されば酒もかひだたせて作る意にて加牟とは云なり、故加牟須とも云り、古事記神に、吉野之國、栖等云々、又於吉野之白檮、上作横白、而於其横白、釀大御酒、獻其大御酒之時、擊口鼓、爲伎而歌曰、加志能布邇、余久須、袁都久理、余久須邇、迦美斯、意富美岐、宇麻良邇、岐許志、母知、袁勢、麻呂賀

知チ、また仲哀許能美岐袁迦美祁牟比登波曾能都豆美宇須邇多豆宇多比都都迦美
 祁禮加毛麻比都都迦美祁禮加母云々なども嚼て造れるにはあらず酒は上代には
 飯を水に漬したるを白に入れて春たゞらして醸しなり、或人は上古の酒は一、二、三、
 飯を白にて挽たるものなりと云り、米を云るも上代のわり、米には非らず、萬葉十六丁三
 味飯乎水爾釀成とあり、さて右に引る歌に、歌ひつゝ、舞つゝとあるは、白にて春たゞ
 らす時のしわざなり、太神宮儀式帳、清酒作物忌、職掌に陶内人、作進、噫三口仁、確春白
 御酒、備儲供奉とあるにても、春しこと知るべし、貞觀儀式大嘗條酒の事の中に、陶臼と
 云物あるは此料か、大嘗會式にも陶臼三十口とみえたり、又白四腰杵八枝とあるは、
 御酒の料の米を舂具と聞えたり、さて又思ふに、此時に獻りし御酒は、書紀に醴酒と
 ありて、一夜酒なる故に、白には春しか、儀式帳なるも白御酒とあり、然らば上代にも
 醴酒をこそは白に春けめ、なへて然るには非るか、かの訶志比宮の段なるも、醴酒に
 やありけむ、但し上代の釀法は總て如此くなりけむ、書紀には歌に横白にとある
 に依て、推て醴酒とは書れたるも知りがたしと云るにて、古へ釀酒の法大凡辨ふべ
 し、荒木田久老云、日本紀神功卷歌曰、虛能彌企波、和俄彌企那羅儒、區志能伽彌等、虛豫
 理伊麻輪、伊破多多須、周玖那彌伽未能、麻菟利虛辭彌企會、云々、此の歌の區志の神
 は、藥の神といふ意にや、藥といふ稱は、もと奇しき意、そを體言にしてくすりとはい

ふなるべし、さて久須里は上古もはら酒に稱しならん、古事記應神の大御歌に、須須
 許里賀加美斯美岐爾、和禮惠比邇祁理許登那具志、惠具志爾和禮惠比邇祁理、この許
 登那具志、惠具志は、言和樂咲藥と云言にて、即須須許理が釀し酒を云也、さて大汝少
 彦名二柱神の此酒を造初め給ひてしより、藥神と申奉り、樂神と申奉るより、療病方
 を定むとは神代紀に舊辭にかたり傳へしなるべし、延喜式大嘗に黒酒白酒とある
 は、黒紀白紀にて、紀は瀬根の根に同じく、區志の約紀也、然らば大嘗會の悠紀主基と
 いふも、忌區志清區志にて、もはら酒によれる名なるべし、神嘗祭の祝詞に、由貴の御
 酒とあるをもて、由貴は忌清をばりて造れる酒なるを知るべし、さては彼祭式にみえ
 たる造酒兒酒波稻實も皆この忌酒清酒を造れるによれる名にやとおぼゆ、猶考ふ
 べし、應神紀の歌に、宇磨佐開、瀨和能、能顯宗紀室賀御詞に旨酒、餌香、市萬葉卷十
 二に味酒之三毛、侶乃山、倭姬世紀に味酒鈴鹿とつゝける、皆古言にして、味酒は糟交
 の酒の名、餘醴醴といふものゝ類にて、今の世にあま酒といふ稱は、即このうま酒の
 轉れるものなるべし、さて之を三輪につゞけしは、實浦の意、餌香につゞけしは、笑酒
 の意歟、又は此地を和名抄に英賀とあれば、藤原國飾宇磨酒の意歟、三諸につゞけし
 は、實諸の意、鈴鹿につゞけしは、啜酒の意なりけりなどあるも、此によしあれば、因み
 に書そへつるなり、〇クチガミノ酒とは、口にて嚼造れる酒の由にて、口嚼酒なるべ

し、萬葉古義に、或説に、古へは咬嚼て酒を造ると云るは誤なり、但し日本決釋に云々、又大隅風土記にも、口嚼酒と云ることあり、武備志に琉球の事に、婦人嚼米爲酒と云ることあり、あれば、證とすべしと云べけれども、酒はもはら神に供奉るものなるに、いかで口に嚼て作れるきたなきものをは供奉るべきよし、のらむ、又嚼て造りしにもあれ、其意ならんには嚼て造るといはでは言足らず、嚼とのみにては、唯口にて嚼のみをいふになるをや、

耆小神

大隅國ニハ夏秋至シラミノ子多クシテ、食ヒ殺サル、耆アリ、是ヲ風土記云ヘルニハ、沙風、二子訓耆小神注セリ、添

卷八 盛鈔

シラミ、和名抄に蟻風説文云蟻音幾岐風、子也、風之良美、醫人虫也とみえ、新撰字鏡に蟻志良彌又支加佐誤は佐のまた風を著聞集に白虫といへるも同じ、志良彌は志良牟志の約りたる語なるべし、〇沙風は、其形状のいと小やかにして、沙の細小なるが如き意にて書るなるべし、〇耆少神は、傍訓の如くキサノカミと訓へし、實はキサ、な

るを略きてキサとも云るなり、神とは、記傳に古御典等に見えたる天地の神たちを始めて、其を祀れる社に坐、御靈をも申し、又人はさらにも云ず、鳥獸本草のたぐひ、海山など其餘何にまれ尋常ならずぐれたる徳のありて、可畏き物を迦徹とは云なり、すぐれたるとは、尊きこと、善きこと、功しきことなどの優れたるのみを云に非ず、悪きもの奇しきものなども、よにすぐれて、可畏きをば神と云なり、さて人の中の神は先かけましくもかしこき天皇は、御世くみな神にますこと申すもさらなり、其は遠つ神とも申して、凡人とは遙に遠く尊く、可畏く坐ますが故なり、かくて次々にも神なる人、古も今もあることなり、又天下にうけはりてこそあらね、一國一里一家の内につきてもほどく、に神なる人あるぞかし、さて神代の神たちも、多くは其代の人にして、其代の人皆神なりし故に、神代とは云なり、又人ならぬ物には、雷は常にも鳴、神鳴など云ば、さらにもいはず、龍樹靈狐などのたぐひもすぐれてあやしき物にて、可畏ければ、神なり、木靈とは俗にいはゆる天狗にて、漢籍に魑魅など云たぐひの物ぞ、書紀舒明卷にみえたる天狗は異物なり、又源氏物語などに天狗こたまと云ることあれば、天狗とは別なるがごとく聞ゆめれど、そは當時に天狗ともいひ、木靈とも云るを、何れなくつらね云るにて、實は一つ物なり、又今俗にこたまと云物は、古山彦と云り、これらは此に要なきことなれども、木靈の因に云のみなり、又虎をも狼

をも神と云ること、書紀萬葉などに見え、又桃子に意富加牟都美命と云名を賜ひ、御頸玉を御倉板舉神と申せしたぐひ、又磐根木株艸葉のよく言語したぐひなども、皆神なりと云るが如く、此も者小と云虫の細小なれども、其數の多く、いとも甚しきに至りては、大きなる人をも食殺さるゝばかりの事なる故に、異しきよしをもて神とは云るなるべし。

〇壹 岐

鯨伏郷

壹岐國風土記云、鯨伏郷在郡西、昔者鯨鰐追鯨、鯨走來隱伏故云、鯨伏鰐並鯨並化為石相去一里、俗云鯨爲伊佐、仙覺萬葉鈔卷二

鯨伏郷は、印本に郷字なきを、古寫本によりて補ふ、和名抄に壹岐島壹岐郡鯨伏郷これなり、壹岐國續風土記、壹岐郡條に、永仁二年四月十三日、大地震深江、石田、池田、湯岳、志原、物部、住吉、立石の内海ゆりあふて、田となる、今の鯨伏、魚釣、和布瀬、壹岐渡、鹽依、鯨石云々の間なりとある、鯨石、此によしあるべし、同郡鯨伏村に鯨伏山あり、いさふし

は支里の名なりと見ゆ、〇鯨鰐は、字書に鯨魚名とあれど、鯨鰐と連ね云る事いかい、鯨は鯨などにて、字體の似たるより誤れるにはあらざる歟、古訓にワニノイヲとあるに因て訓べし、鰐、魚鯨を追ふに、此地に走來りて隱伏る故に、鯨伏と云りと也、又按鯨は鰐なるべし、和名抄に、鯨、陸詞、切韻云、鯨、音交、和名佐米、魚皮有文、可以飾刀劍者也、云々、本草云、一名鰐魚、また玉篇に、鰐、鰐、屬、皮有文とあるも由あり、〇鯨をイサと云事は、允恭紀に、異舍、離等利、宇彌、能波、摩毛、能余、流等、枳等、枳弘、萬葉二に、鯨魚取、淡海、乃海平、また、鯨魚取、海邊、乎、指而、卷三に、勇魚取、海路、爾出而、卷六に、鯨魚取、濱邊、乎、清三などの伊佐奈は、鯨魚を云り、古事記大神武の御歌、伊須久、波斯久、治良、佐夜、流も、勇細鯨觸なり、賀茂真淵云、くぢらは、鰐などの如く、畏げにはあらねど、淮南子に、これを魚王也ともいへる如く、大魚の長なれば、はめて勇魚とはいふべし、伊須は伊佐武なるを、左武反須なれば、約めて伊須といへり、仍て萬葉に之を勇魚と書りとある如く、鯨を古へは伊須とも伊佐とも云ひ、之に魚と云詞を加へて伊佐奈と云りしなり、〇鰐並鯨の並は、與の誤りにてもあらんか、鰐與鯨並化為石相去一里とよむべし、相を印本には香とあれど、古本に因れり、〇俗云鯨爲伊佐とあるは、上にも云る如く、古言に鯨を伊須とも云る事、神武天皇の御歌にみえ、また伊佐と云事は、允恭の御世の歌にも見えたれば、伊伎島の俗言のみにはあらざるを、後に鯨魚をクヂラとのみ云ひて、伊佐とは云

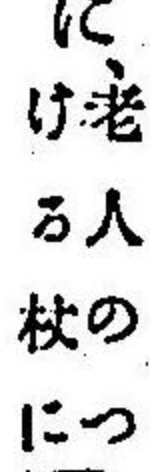





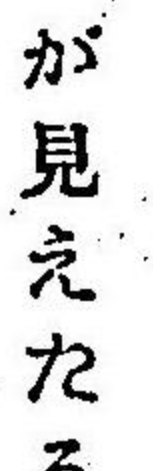
はざるより、俗云とは記せるものなるべし、俗云の下印本に鯨字なきを、これも古本に依て補へたり、

鹿角枝

壹岐島記云、有常世祠、有一朴樹、ヒトツノノキ寄樹也、オヒタリカ、ソノナセルエダ、ソノナカサイツキバ、カリ生鹿角枝、長可五寸、
角端兩道ナリト云へリ、云云、塵袋卷二

常世祠いまた考へず、〇朴樹は、注に愛乃寄とあるによりて訓べし、愛を本書に愛とあれど、誤りなる事著ければ、訂して引り、〇鹿角枝は鹿角の生れるにはあらず、鹿角如る枝にて、其形状の眞に鹿角とみゆるばかりの枝の生出づる由と聞ゆ、さて其枝長さ五寸許にて、角端に兩道なりと云へり、は角なせる枝の端は兩岐にてありしとなり、生鹿角枝はカセキノ如キ枝生ヒタリなどもよむべく思はるれど、カノツヌナセルエダオヒタリと訓むべし、カセギとは云べからず、伴信友が説に、鹿をかせぎともいふよしは、牡鹿の角を織機具の持の如く見なして、たとへたるなるべし、但し今の世になへて用ふる持は、さばかりたとへつべくもあらねど、その古へさまなるをおもひて、かくはいへる也、其は古語拾遺に、御歳神の所爲を記せる文に、發怒、以鯨放其田、苗葉忽枯、損似篠竹云々とありて、其を大地主神の占へ給へるに、御歳神の告給

へる言に、宜以麻柄作持持之とみえたり、新撰字鏡に、持刀棟反、加世比とみえ、大神宮儀式帳に、金銅加世比、また金持銀持などみえ、大神宮式にも、金銅加世比、祝詞式には、金持と作り、大神宮の神寶圖にも、此具ありて、御持と書せり、文永の遷宮記に、糸一持卷糸器也と注せり、又加世比を加世ともいへり、萬葉集十六の四に、をとめらが續麻繫云、鹿背之山とよめる是なり、加世比と云義は、もと加世不と云言にて、手葉などに上は、然して糸を巻く器なるが故に、その加世不と二所皇大神宮の神寶の圖に、御持二枚は、金銅一長五分、厚二分、手かくの如し、かくて鹿の一名をかせぎといふはもとは大なる牡鹿のさゝげたる角を、右に羸したるさまの持の莖のごとく見なし、て、山里人などのたどへ呼たるあだ名の一名となれるなるべし、著聞集に、豊前國住人太郎入道といふもの、男なりけると、常に猿を射けり、或日山を過るに、大猿ありければ、木におひのぼせて射たりけるほどに、かせぎにいでけり、すでにおちんとしけるが、何とやらん物を木のまたに置やうにするを見ければ、子猿なりけるをおのが疵をおひて地に落んとすれば、子猿を負ひたるを助けんとて、木のまたにすてんとしけるなりとみえたり、こゝにいへるかせぎは、冬枯などせる木末のさまの、これも持を數枚も集め置るさまにたとへたる名にて、そのかみの言なりしなるべし、せきより、枯木の木末に出あらはれたるよしとき、ゆれ下文に木のまたに云々といへる

枯木の岐マタの事ときこえたり、しかればそのかせぎといへるは、織具オリモノのかせぎに似たる由の名にて、鹿を云ふかたには由なき言ながら、相めぐりておのづから同義の言におつるなり、さて又赤染衛門集に、法輪にこもりたりしに、曉に藪をおしあぐる人の、鹿のいと近くもありけるかなといひしに、朝ぼらけ藪をあぐと見えつるは、かせぎの近く立てるなりけり、とよめる歌みえたり、こは藪を上るには、授ウケ極キョクの棹もてもすめれば、其を目馴れたりけるに、たま〜山寺にやどりて、朝ぼらけに、近く鹿の立るが、角の目に立て見えたるを、人の藪をあぐとて、かの棹もちて立てりと見えつる由によみなせるなり、かくておもへば、鹿をかせぎといふは、もとは牡鹿の角のさまによりていへる又の名なるを、このさまによりて、たゞおしなべて鹿を呼ぶ言ともなれるなるべし、またかせ杖と云は、木杖の尾シビに岐マタあるをいへり、和名抄、僧房具に、鹿杖、漢語抄云、鹿杖、加世都惠カセツヱ、また行旅具に、横首杖、唐韵云、魁、加世都惠、一云鹿杖とみえたる鹿杖これなり、鹿の尾の岐あるを、鹿角にたとへたる名なり、横首杖は、杖の首シラは鐘木シユキの如く、横木あるを云へば、鐘木シユキ杖シユキと云へば、鹿杖とは別なるを、同物のごとくにも注し載られたるは、鹿杖の首には、なべて横木をもつる例なりつるから、横首杖を併せて加世都惠とは訓めるなり、其は伴大納言書卷に、 杖シユキに、 また日吉山王利生記文永の末世に      かく書けるが見えたる

これなり、とあるにて、伴の鹿角杖といふ言の由も推考ふべきなり、

諸書に見えたる國々の風土記の逸文ともは、次々に云るが如くなれど、各國の事とはなくて、なにとなく云るは、仙覺萬葉抄玉刻タマキ内乃大野オホノの歌の條に、内者内野也、内裏也、大和國宇智郡之野也、和銅六年令注進風土記之時、任太政官下之旨、定二字用好字也、また第二卷に、古歌のならひ五文字の句必しも五字ならず、四字よめる事これ多し、此集にも見えたり、日本紀風土記等の歌にも多かるべし、又二に日本風土記等の眞名假名の歌ども、萬葉にはかはらざる也、また二十に古歌の詞といひなべての古語といひ、日本紀風土記等に見えたるべし、河海抄さきくさの條に、後漢書には朱草福草など書てよめる歟、延喜式にも福草又材種とかけり、風土記には紫草と書之、こは出雲風土記仁多郡志奴坂野また塵添チリソ鑑カン抄五十六に、諸國の風土記に山幾川ヤマイツカハの下に紫草とあるを云なるべし幾と記すに、大道をば一條と注せり、また八丁六丁に風土記と云は、田舎の事を聞て注す、故に彼土俗の詞に順せりなど、いさゝかばかり記せるなれど、諸國の地名を二字に定めて、好字を用ふべく制給ひし事、山川條里を記せるを風土の俗言にいへるを、まゝを写す事、大かた推測らるゝはいと貴し、故今此に附て、風土記を考ふるもの、参考に備ふるなり、また西讃府志に萩原村の祠宮眞鍋大隅が記せる宗像二上二社記明和丙戌年七十三の中に、粟を作る里を粟井村と號、麻作る里を麻村と云、大麻村

大島村、麻村、麻野村、綿作る里を綿邑と云、姫之郷邑を今木之郷村と云、爰に社あり、忌部の神奉從住所を竹田邑と云、今に忌部の社あり、笠縫居處を笠岡村と云、裝作りを裝浦と云、郡名豊田郡と云を神田郡と云、〇郷を姫郷と云、是姫神座す所なる故なり、諸の神寶衣物上納むる國故に、そぬき國と云、風土記に見えたり、又南海道記の中に、香川と云は、上世諸國の風土記を校定めらる、時、此川を校るに、河水南山に源して流末海に入る、流水至て清らか也、西山に花木ありて、其香來て河水に蒸ず、故香河とす、其花の下を根香山とすと云り、とある其文こそ後のものなれ、其事はいと古雅なるは、當昔讃岐の風土記の文を古書に寫しおけるなどによりて書りと聞えたり、こも古を考ふるのたつきともなりぬべき文なれば、因に此に書そへつ、

古風土記逸文考證卷八終

明治三十六年六月十五日印刷

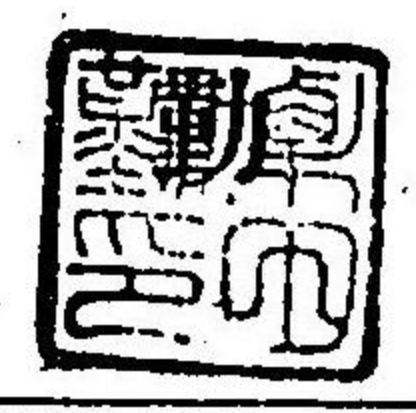
明治三十六年六月十八日發行

古風土記逸文考證卷八終

正價金六圓

著作者故栗田寛相續者

茨城縣水戸市上市大坂町七番地 栗田



發行兼印刷者

東京市京橋區銀座壹丁目廿二番地 大日本圖書株式會社



右代表者 專務取締役 宮川

東京市京橋區銀座壹丁目廿二番地

大日本圖書株式會社

大阪市東區北久太郎町四丁目十七番屋敷

大日本圖書株式會社支社

各府縣下特約販賣所

發賣所



大日本圖書株式會社出版圖書特約販賣所

丸善、嵩山房、青野、内田、文會堂、文林堂、大倉、林、仙鶴堂、水野、中央堂、中四屋、雙永館、東京堂、播磨屋、金刺、穴山、松邑、北隆館、東海堂、森江、杉村、中野、三友、**大阪府** 松村、梅原、三木、柳原、石井、前川、丸善、石田、吉岡、岡島、金川、中村、小谷、中川、金尾、此村、田中、三宅、北村、本田、**京都府** 村上、松田、河合、若林、石敢堂、**神戶府** 田沼、丸屋、弘集堂、**岡山府** 古澤、吉見、菅沼、谷崎屋、大石、**山口府** 柳正堂、川瀬、永東書店、**愛媛府** 安屋、**長門府** 水野堂、朝陽館、四澤、日新堂、盛文堂、小林、**香川府** 柳正堂、文江堂、**高松府** いろは堂、盛化堂、水野、**徳島府** 多田屋、**愛媛府** 南龍堂、宮田、寺田、川又、伊沼、大塚屋、明文堂、**松山府** 内山、永樂屋、**高松府** 陽文堂、虎屋、丁子屋、**高松府** 藤崎、**高松府** 佐藤、文港堂、**高松府** 牧野、五十嵐、盛文堂、日向、**高松府** 成見、藤島、東海林、鮮進堂、**高松府** 今泉本店、伊吉、浦山、今泉支店、**高松府** 小畑、登岡、白鳥、川南、池田、懸文堂、一二堂、山本、最上谷、**高松府** 柳田、**高松府** 北光社、雙頭、**高松府** 松田、目黒、高桑、万松堂、野島書店、高橋、万松堂支店、中山、**高松府** 中田、學海堂、**高松府** 熊谷、竹内、福浦、石田、中井、**高松府** 水原、高橋、**高松府** 品川、四村、**高松府** 武内、**高松府** 鈴木、原田、兒玉、**高松府** 谷、徳岡、今井、**高松府** 川岡、大庭、安達、**高松府** 山口、**高松府** 白銀、小原、藤川、村田、**高松府** 宮島、入江、筒井、**高松府** 黒崎、**高松府** 向井、土肥、**高松府** 澤木、**高松府** 宮井、**高松府** 郁文堂、岡安、石川、**高松府** 近田、宇都宮、古香堂、**高松府** 松井、津野、谷、野崎、**高松府** 集英堂、虎興號、**高松府** 河内、牧川、**高松府** 菊竹、石田、博文社、**高松府** 長崎、**高松府** 大分、**高松府** 甲斐、野依、梅津、**高松府** 吉田、久永、**高松府** 豐見城、有馬、

(明治三十六年一月)

文學士高桑駒吉依田喜一郎成川睿次郎共編
 校訂 吾妻鏡 全十册 定價金七圓
 增補 吾妻鏡 量目六百円

文學士高桑駒吉依田喜一郎成川睿次郎共編
 吾妻鏡 全一册 定價金壹圓五拾錢
 郵税金八錢

文學士高桑駒吉纂訂
 吾妻鏡 考 全三册 定價金壹圓七拾錢
 郵税金拾錢

吾妻鏡は幕府記録の濫觴たる鎌倉幕府の日記にして武家の制度法令政略經濟人情風俗慣習等を講究するに必要不可缺唯一の史料なるが舊來異本甚だ多く訛謬亦少からず久しく學者の遺憾とせし處なり著者深く之を概き文科大学に在るの日より戮力して諸種の異本を校訂し且つ栗田寛三上參次田中義成其他諸大家の贊助を得拮据多年にして始めて本書を成せり著者等が本書の凡例に於て校訂材料は網羅收集して洩す所なく又從來の抄本及び版本の吾妻鏡に比して誤謬錯簡甚だ少しと信ずと明言せるは其如何に本書の著述に苦心せるかを見るべし集解及び備考の二種は共に諸先輩の著はせる考證解釋題索引其他必要なる材料を網羅して讀者を裨益するの目的を以て編纂せるものなりされば今日迄知られたる吾妻鏡に關する完璧は前掲三書の外に求むべからざることを信ず篤學の士机上必ず不可缺の良著なりとす請ふ愛讀の榮を賜へ

大日本圖書株式會社 發兌

奥附 廣告

B113

文學博士物集高見著

◎訂修 日本文明史略 全一册 定價金貳圓 量目三百頁

本書は著者獨創の考案に據り一種特異の體裁を定め以て各世紀に顯出せる事物を公平に考察して人心の變遷風俗の推移及邦家文明の發達進歩を詳細に叙述せしものにして我が史界に於て嶄然一頭角を抽んでたる良史なり然るに著者故ありて筆を北條氏の滅亡に擱きて中止し世人をして徒に望靄の想に堪へざらしめしを今般切に著者に懇請して其後を承け今代に至るまでを紹繼し更に前篇にも大修訂を加へ以て本書を完成せり我が國發達の真相を觀んと欲する者は必ず一本を座右に備へざるべからず

中 邨 秋 香 編

◎落窪物語大成 全四册 定價金壹圓八拾錢 郵稅金拾錢

此物語は旨趣正しくして面白く文章雄渾にして仔細に人情を穿てる等遙に他の物語に超え誠に平安朝文學の巧妙を味ひ得べき者なるを從來流布する者誤脱甚しく文義解し難き者少からず先生之を歎き田安本を始め諸家の秘書凡て十三種に就き仔細に校訂し始めて完全を得加之細註を頭書に又初學の爲め俗譯を本文の傍に註し尙文章の妙處法則を知らしめんが爲め評をも下されたれば之を開けば親しく先生の講義を聴くに等しからん先生眼識の高き考證の精且つ解釋の親切世間既に定説あり本書の如き先生の殊に意を致されたる者なれば平安朝文學の趣味を解せんと欲せば必ず一本を座右に備へざるべからず

發兌 大日本圖書株式會社

B113

文學博士物集高見著

◎訂修日本文明史略 全一冊 定價金貳圓 最目三百餘

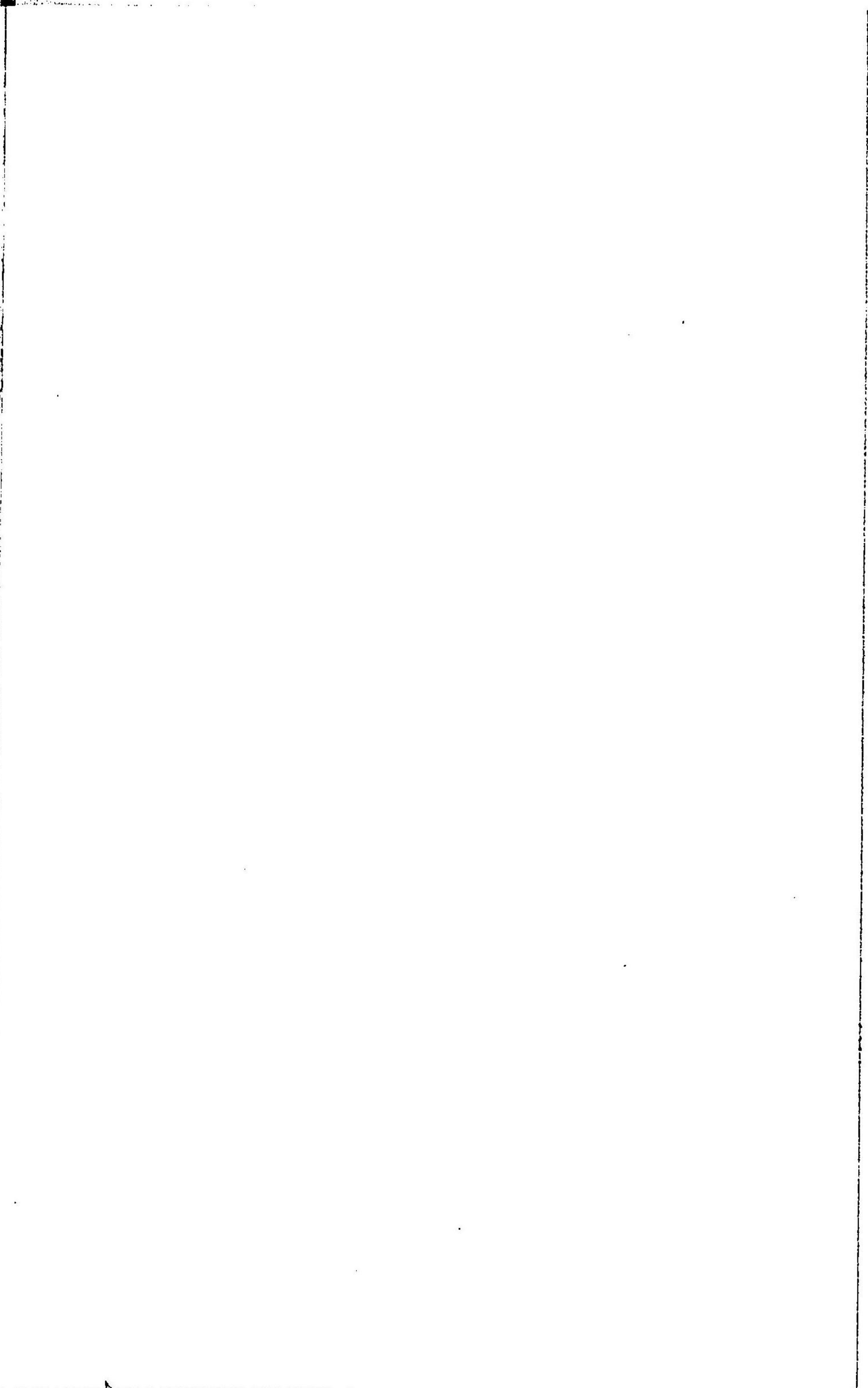
本書は著者獨創の考案に據り一種特異の體裁を定め以て各世紀に顯出せる事物を公平に考察して人心の變遷風俗の推移及邦家文明の發達進歩を詳細に叙述せしものにして我が史界に於て嶄然一頭角を抽んでたる良史なり然るに著者故ありて筆を北條氏の滅亡に擱きて中止し世人をして徒に望覓の想に堪へざらしめしを今般切に著者に懇請して其後を承け今代に至るまでを紹繼し更に前篇にも大修訂を加へ以て本書を完成せり我が國發達の真相を觀んと欲する者は必ず一本を座右に備へざるべからず

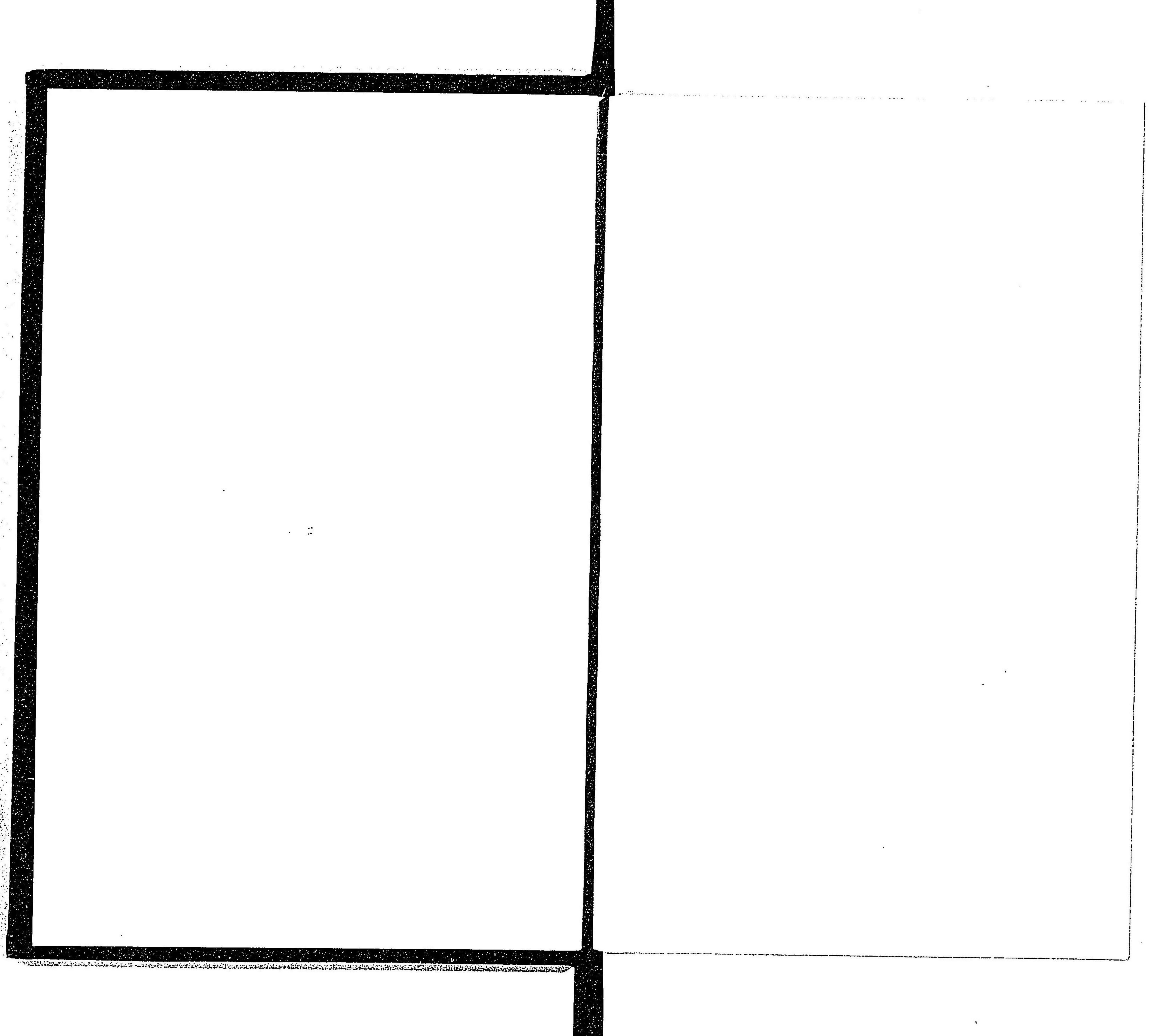
中 邨 秋 香 編

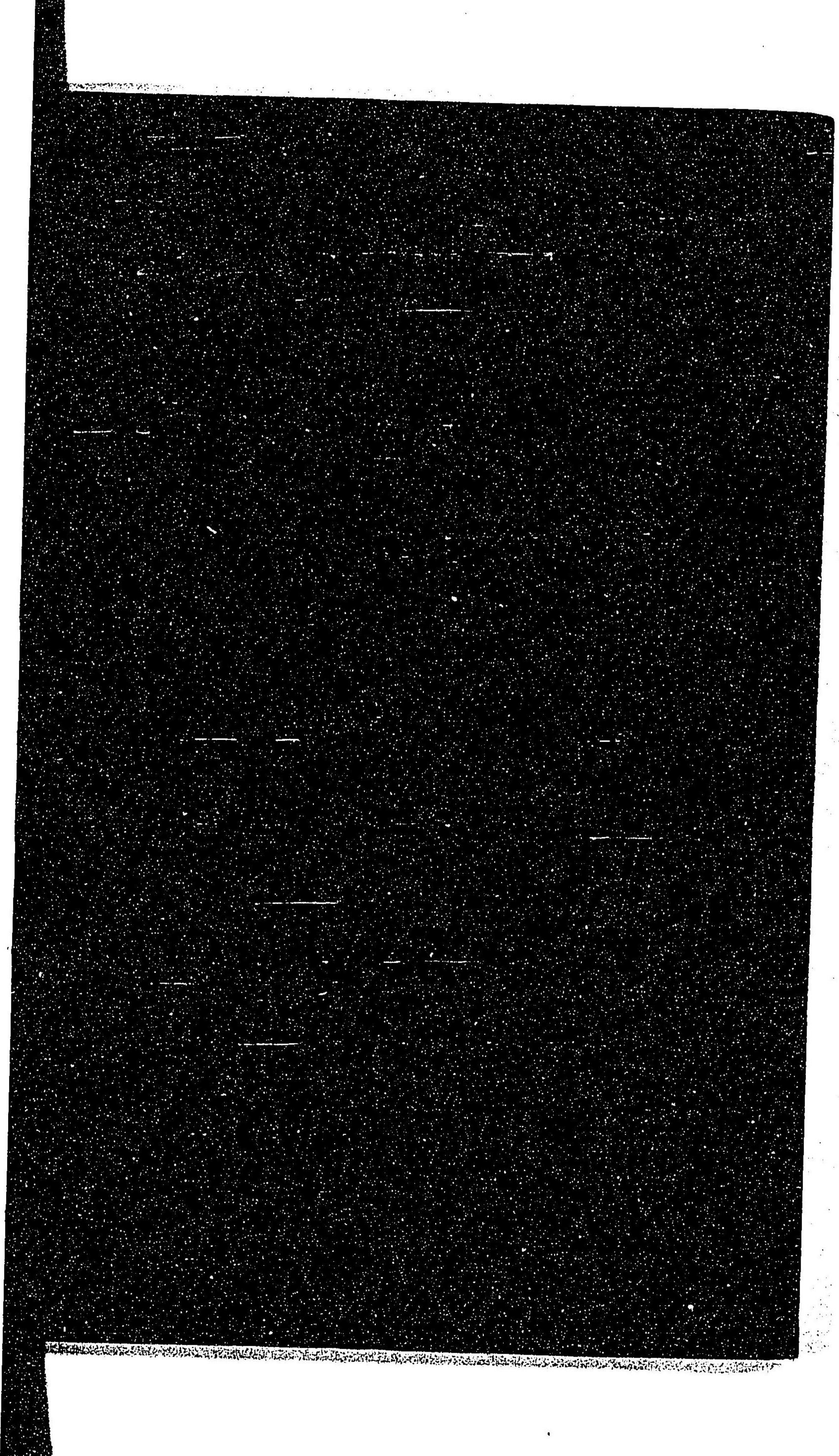
◎落窪物語大成 全四冊 定價金壹圓八拾錢 郵稅金拾錢

此物語は旨趣正しくして面白く文章雄渾にして仔細に人情を穿てる等遙に他の物語に超え誠に平安朝文學の巧妙を味ひ得べき者なるを從來流布する者誤脱甚しく文義解し難き者少からず先生之を歎き田安本を始め諸家の秘書凡て十三種に就き仔細に校訂し始めて完全を得加之細註を頭書に又初學の爲め俗譯を本文の傍に註し尙文章の妙處法則を知らしめんが爲め評をも下されたれば之を開けば親しく先生の講義を聽くに等しからん先生眼識の高き考證の精且つ解釋の親切世間既に定説あり本書の如き先生の殊に意を致されたる者なれば平安朝文學の趣味を解せんと欲せば必ず一本を座右に備へざるべからず

發 兌 大 日 本 圖 書 株 式 會 社







291.

Ku871k2

(4)

M

022471-002-0

291-Ku871k2(4)

古風土記逸文考証

栗田 寛/著

M36

ADB-0133

